

令和5年度教員向け法教育セミナー
実施報告書

日時：令和5年8月18日（金）13：00～16：45

主催：法務省

【目 次】

1. 教員向け法教育セミナー概要	
1) 開催概要	3
2) プログラム	3
2. 開会挨拶	4
法務省大臣官房司法法制部長	坂本 三郎
3. 基調講演	5
①学校における法教育の意義と方法 ―刑事法の学習に着目して―	
埼玉大学教育学部（社会講座） 准教授	小 貫 篤
②授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイント ―法学研究者の視点から―	
東京大学大学院法学政治学研究科 准教授	成 瀬 剛
4. 関係機関等における出前授業等の説明	1 8
法務省大臣官房付	奥村 寿行
5. 分科会	
1) 小学校分科会	2 6
小金井市立南小学校 主任教諭	木村 法子
第二東京弁護士会 弁護士	根 本 藍
2) 中学校分科会	4 0
立川市立立川第三中学校 教諭	三枝 悠平
東京地方裁判所 判事	水越 赳夫
3) 高等学校分科会	5 6
茨城県立並木中等教育学校 教諭	石本 由布子
水戸地方検察庁土浦支部 検事	尾上 和矢
6. 意見交換会	7 4
7. 参考	8 2

【1. 教員向け法教育セミナー概要】

1) 開催概要

日 時：令和5年8月18日（金）13：00～16：45
 場 所：法務省会議室（東京都千代田区霞が関1-1-1）
 主 催：法務省
 後 援：文部科学省、最高裁判所、最高検察庁、東京都教育委員会
 日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）

2) プログラム

■ 第一部	
13：00	開会挨拶 法務省大臣官房司法法制部長 坂本 三郎
13：05	基調講演 ○学校における法教育の意義と方法～刑事法の学習に着目して～ 埼玉大学教育学部（社会講座）准教授 小 貫 篤 ○授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイント～法学研究者の視点から～ 東京大学大学院法学政治学研究科准教授 成 瀬 剛
13：45	関係機関等における出前授業等の説明 法務省大臣官房付 奥村 寿行
■ 第二部	
14：20	分科会 ○小学校分科会： 小金井市立南小学校 主任教諭 木村 法子 第二東京弁護士会 弁護士 根 本 藍 ○中学校分科会： 立川市立立川第三中学校 教諭 三枝 悠平 東京地方裁判所 判事 水越 赳夫 ○高等学校分科会： 茨城県立並木中等教育学校 教諭 石本 由布子 水戸地方検察庁土浦支部 検事 尾上 和矢
■ 第三部	
15：45	意見交換会

【2. 開会挨拶】

法務省大臣官房司法法制部長 坂本 三郎

司法法制部長の坂本でございます。令和5年度教員向け法教育セミナーの開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

会場にご来場の皆様、またオンデマンド配信で本セミナーをご視聴いただいている皆様、本日はご多用の中、本セミナーにご参加いただき、心から感謝申し上げます。

法務省では、法的なものの考え方を身に付ける法教育を通じて、自由で公正な社会を支える人材を育成することを目指し、法教育の推進に向けた様々な取組を行っております。最近では、平成28年には選挙権年齢が、昨年には成年年齢と裁判員対象年齢がそれぞれ18歳に引き下げられたところであり、法教育の重要性はますます高まっております。特に、裁判員制度については、平成29年、平成30年に改訂された学習指導要領でも、社会科や公民の授業の中で、司法参加の意義などと関連付けて取り扱うこととされています。

そこで、本日は「裁判員対象年齢の引下げと法教育の実践について」をテーマとして、セミナーを開催いたしました。

本日のセミナーでは、まず第一部として、法教育教材の作成に携わっておられる、埼玉大学の小貫篤准教授、東京大学大学院の成瀬剛准教授のお二方をお招きし、それぞれ基調講演をいただきます。講演では、小貫准教授には、教育学者のお立場から、「学校における法教育の意義と方法」と題してお話をいただきます。また、成瀬准教授には、刑事法学者のお立場から、「授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイント」と題してお話をいただきます。その後、法務省から模擬裁判を題材とした「もぎさい」法教育教材をはじめとする各種の法教育教材についてご紹介し、併せて、法律実務家による出前授業の取組についてもご紹介いたします。法教育教材の活用方法や法律実務家との連携授業の参考としていただければ幸いです。

次に、第2部として小学校、中学校、高等学校に分けて分科会を行います。この分科会では、小・中・高それぞれの現役の先生を各分科会の講師としてお招きし、講師の先生方がそれぞれの学校で「もぎさい」法教育教材を使って実施した授業の実践報告をしていただきます。

最後に、第3部では、学校現場における法教育の実践をテーマとして、講師の皆様や法律実務家を交えた意見交換会を予定しております。

本日のセミナーが、皆様や、生徒の皆様にとって、意義のあるものとなることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

【3. 基調講演】

埼玉大学教育学部 准教授 小 貫 篤
東京大学大学院法学政治学研究科 准教授 成 瀬 剛

<司 会>

それでは、これより基調講演に移ります。本基調講演では、埼玉大学教育学部 小貫篤准教授と、東京大学大学院法学政治学研究科 成瀬剛准教授のお二方からそれぞれご講演をいただき、その後、ご講演いただいた内容に関して、質疑応答の時間を設けたいと思います。

まずは、小貫先生から、「学校における法教育の意義と方法 - 刑事法の学習に着目して-」と題してご講演をいただきます。それでは小貫先生、よろしくお願いいたします。

<小貫准教授>

よろしくお願いいたします。埼玉大学の小貫と申します。埼玉大学で社会科教育・公民教育を担当しています。私の方からは先ほど紹介いただいたとおり、学校における法教育の意義と方法、特に刑事法に着目して、ということでお話をさせていただきます。

本日の内容ですが、このスライドに記載のとおり、1から6までございます。順番にご紹介をさせていただきます。

まず、1番目でございます。

このようなデータを取ってみました。高校生の法意識に関わる調査です。4月から6月の間に関東地方の高等学校4校を対象として、実施したものでございます。まず1つ目の問いでございます。100人がいて、99人は本当に罪を犯しており、1人だけは無実という状況があったとします。次の2つの意見のうち、あなたはどちらの意見に近いかを問いかけたものです。意見Aは、無実の1人が有罪にされるくらいなら、99人の罪を犯している者が無罪になってもやむを得ないというものです。意見Bは、無実の1人には気の毒だが、99人の本当に罪を犯している人を無罪にしてしまったら社会の秩序が保てないという理由から、100人とも処罰することになってもやむを得ない、というものです。

これを問いかけたところ、このような結果になりました。意見Aは、いわゆる無罪推定の原則の考え方ですが、この意見を支持する生徒の割合が約40%でした。意見Bのように、秩序を維

法科法政教育向け法教育セミナー 2023/6/18

学校における法教育の意義と方法 - 刑事法の学習に着目して -

小貫 篤
(埼玉大学)

本日の内容

- 1 高校生の法意識調査
- 2 小・中・高における法教育（刑事法）の現状
- 3 小・中・高における法教育（刑事法）を一層充実させるための観点
- 4 小・中・高における法教育（刑事法）の系統
- 5 法教育に対する教員の反応
- 6 法教育を一層充実させるために

1 高校生の法意識調査（抜粋） (2023年4月～6月、n=377、関東地方の高等学校4校、調査主体小貫篤)

無罪推定の原則に関する意識

100人の人がいて、99人は本当に罪を犯しており、1人だけは無実で罪を犯していないとします。このようなとき次の2つの意見があります。どちらの意見に近いですか。

- A：「無実の1人が誤って罰せられることは、他の99人が罰をのがれることより重大なことだ。無実の1人が有罪にされることになるくらいなら、99人の有罪者が無罪になってもやむを得ない」
- B：「無実の1人には気の毒であるが、だからといって99人の本当に罪を犯している人をすべて無実にしてしまうのでは、社会の秩序は保てない。100人とも処罰することになってもやむを得ない」

「Aの意見に近い」（無罪推定の原則重視）
「どちらかといえばAの意見に近い」 39.5%

「Bの意見に近い」（秩序重視）
「どちらかといえばBの意見に近い」 60.5%

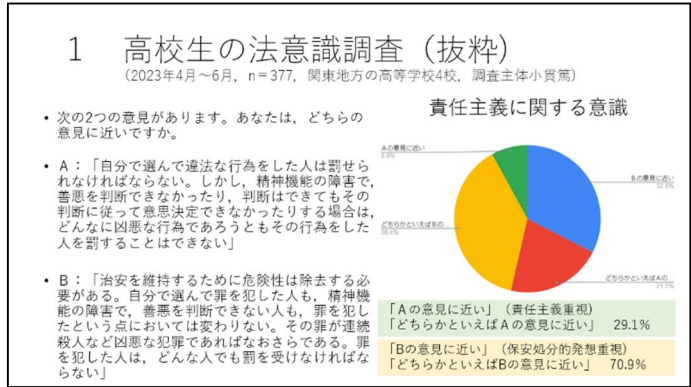
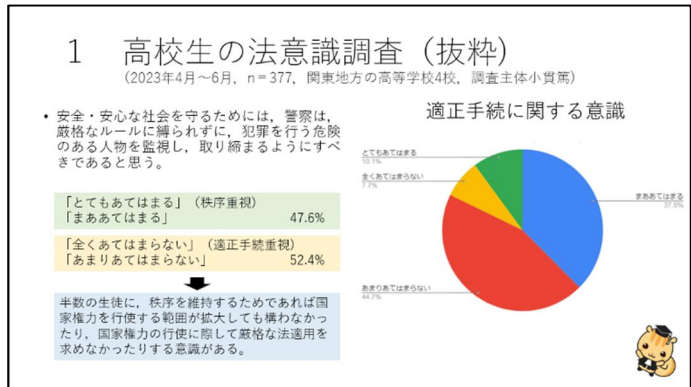
持した方が良いのだ、という意見を支持する生徒の割合が約60%になりました。

次は、2つ目の問いでございます。

「安心安全な社会を守るためには、警察は厳格なルールに縛られずに、犯罪を行う危険のある人物を監視し、取り締まるようにすべきであると思う」という意見に対して、「とても当てはまる」「まあ当てはまる」「あまり当てはまらない」「全く当てはまらない」のうち、どれがあなたの意見に近いですかという質問です。これは、適正手続に関する意識を問うたものです。この問いの結果は、「とても当てはまる」「まあ当てはまる」という、秩序を重視する生徒の割合が約47%でした。「全く当てはまらない」「あまり当てはまらない」といった適正手続を重視する生徒の割合が約52%という結果でした。この結果から、半数の生徒が「秩序を維持するためであれば、国家権力を行使する範囲が拡大してもかまわない」、あるいは、「国家権力の行使に際して厳格な法適用というものを求めない」という意識があることが見えてきたところです

3つ目の問いでございます。次の2つの意見があり、あなたの考えはどちらの意見に近いですか、という設問です。意見Aは、「精神機能の障害等で善悪を判断できなかつたり、判断に従って意思決定ができなかつたりする場合は、その行為をした人を罰することはできない」という意見です。意見Bは、「治安を維持するためであれば、危険性を除去しなければならない。自分で選んで罪を犯した人も、善悪の判断ができなかった人も、罪を犯したという点においては変わりがないので、罪を犯した人は、どのような人であっても罰を受けなければならない」という意見です。これは責任主義に関わる意識調査です。この結果を申し上げますと、意見Aに近い、つまり現行の責任主義を重視する生徒の割合が3割程度でした。一方で、保安処分的な発想を重視する生徒の割合が7割程度でした。これは随分と問題があるな、と思った次第です。

これらの法意識調査から、このようなことが言えるのではないかと考えています。無罪推定の原則ですとか、適正手続や責任主義というのは、刑事法の基本となる考え方です。自分たちの自由を守るために構築されてきた制度にも関わらず、特に高校生については、そのような意識は極めて低いといえます。そうであれば、やはり刑事法の基本となる考え方、これが身に付いていないのではないかとこの問題意識です。



高校生生の法意識調査から見えること

- 「無罪推定の原則」、「適正手続」、「責任主義」は、刑事法の基本となる考え方。
- 自分達の自由を守るために構築されてきた制度にもかかわらず、そのような意識が極めて低い。
- 刑事法の基本となる考え方が身につけていない。

なお、この調査に先がけて、橋本康弘先生のグループが高校生の意識調査を実施した研究がございます。この研究も非常に面白いものでして、簡単にご紹介をさせていただきます。結果と分析の①というところですが、素朴道徳感情が強い生徒は、被疑者、被告人が真実を話すべきと考えて、自白の強要を是とする傾向があった、ということが報告されています。②として、法律に違反したものは絶対に罰を受けなければならない、といった法に関する厳格な意識がある生徒は、秩序を維持するために警察が監視することを許容する傾向があると、こういった調査結果も出ています。このような法意識があるということを前提として、法教育を考えなければいけないと考えています。

続いて、指導要領、そして教科書でどのように法教育が取り扱われているのかということを確認してみたいと思います。

まず小学校ですが、主に6年生のところで「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連や裁判員制度」を取り扱うことが指導要領で書かれております。教科書を見ますと、司法のページが国会、内閣の次にありまして、裁判員制度や三審制といったものが取り上げられています。


中学校におきましては、指導要領で「国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障」という文言が書かれ、ここでも「裁判員制度について触れること」と書かれております。教科書を見ますと見開きが4つほどありまして、司法権の独立、民事裁判、刑事裁判、適正手続、罪刑法定主義、無罪推定、代用監獄、人質司法、被害者参加といったものが書かれてあって、割合と多くの事柄を取り扱っていることが分かります。そして、模擬裁判も中学校教科書では示されています。

高等学校におきましては、特に必須履修科目の「公共」という科目がございます。この科目の中でこのような記述がなされております。「法や規範の意義及び役割、多様な契約、消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公

【参考】
橋本ら（2020）の高校生意識調査

- 日本の高校生2,700人を対象とした法知識・法意見・法意識に関する量的調査
- 結果と分析①
素朴道徳感情が強い生徒は、被疑者・被告人は真実を話すべきと考え、自白強要を是とする傾向があった。
- 結果と分析②
「法律に違反した者は絶対に罰を受けなければならない」といった法に対する厳格な意識がある生徒は、秩序維持のために警察が監視することを許容する傾向があり、かつ政治的表現を慎むべきという意見になる傾向がある。
- 結果と分析③
「監視権」といった法知識と「正直にしゃべるべき」といった法意見に論理的矛盾がある生徒が多々いる。

橋本康弘・土井真一・徳田昌彦・三村知太郎編（2020）『日本の高校生に対する法教育改革の方向性—日本の高校生2000人調査を踏まえて—』高野書店




2 小・中・高における法教育（刑事法）の現状

- 小学校学習指導要領社会編

（第6学年の内容）
イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
（ア）日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。


（内容の取扱い）
国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、裁判員制度や租税の役割などについて扱うこと。



小学校社会科教科書における法教育の現状
6年生 政治のはたらき

ある教科書の紙面構成

- 司法のページ
裁判員制度 三審制 民事裁判 刑事裁判
- 発展学習の見開き（マンガで説明）
法の支配 罪刑法定主義 適正手続




2 小・中・高における法教育（刑事法）の現状

- 中学校学習指導要領社会編

（公民的分野の内容）
（2）民主政治と政治参加
ア 次のような知識を身に付けること。
（ウ）国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。

（内容の取扱い）
ア （2）のアの（ウ）の「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。



平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること」とあります。この指導要領に則って、高等学校の「公共」の教科書では3つほどの見開きが用意されています。司法権の独立から始まり、裁判員制度や民事・刑事の裁判手続、そして犯罪被害者参加制度、加害者の更生、緊急避難、正当防衛、責任主義、司法取引、ADRや模擬裁判といったことがかなり手厚く書かれていることがよく分かります。

この高校生の法意識の調査結果と教科書の記述とを併せて考えてみると、法教育をより一層充実させるための観点として、3つのことが言えるのではないかと考えている次第です。

現状としては、まず1ですが、無罪推定の原則や適正手続、責任主義、黙秘権などの刑事法の基本的な考え方は、小・中・高の多くの教科書に載っています。そして大多数の生徒、児童が学んでいるのだと思います。次に2ですが、刑事法によって、被疑者・被告人の権利を守るという意識が低いということです。最後に3ですが、権利の保障よりも秩序を維持することを重視する生徒が多いということです。

この現状認識に基づいて、より一層法教育を充実させるための観点として、下の3つが考えられるかなと思っております。1つ目が、無罪推定の原則というのは、用語としては学んでいるはずなのですが、感覚として身に付いていない。だとしたら、段階的、系統的に、感覚として身に付けさせる必要があるのではないかと。2つ目が、無罪推定の原則等の諸原則が無かったらどうなるのか、刑事法の基本的な考え方がなぜあるのかということを考えさせることで、児童、生徒の意識というものを変えていく必要があるのではないかと。3点目が、刑事法というものが秩序の維持というものだけではなく、被疑者、被告人、ひいては自分たちの自由を守るために構築されてきたということに気づかせる必要があるのではないかと、ということが私の考えでございます。

中学校社会科教科書における法教育の現状 C (2) 民主政治と政治参加

ある教科書の紙面構成

- ・「法を守る裁判所」見開き
三審制 司法権の独立 違憲審査権 「憲法の番人」
- ・「裁判のしくみと人権尊重」見開き
民事裁判 刑事裁判 罪刑法定主義 適正手続の保障 無罪推定の原則
「代用監獄」 勾留日数 冤罪
- ・「私たちの司法と裁判員制度」見開き
司法制度改革 裁判員制度 被害者参加制度 取り調べの可視化
「人質司法」 死刑存続
- ・「裁判員裁判シミュレーション」見開き
模擬裁判



2 小・中・高における法教育（刑事法）の現状

- ・高等学校学習指導要領公民編
- (「公共」の内容)
- ・ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
- ・(7) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事例や課題を基に、憲法の下、適正な手続に則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。
- (内容の取扱い)
- (1) アの(7)の「法や規範の意義及び役割」については、法や道徳などの社会規範がそれぞれの役割を有していることや、法の役割の限界についても扱うこと。「多様な契約及び消費者の権利と責任」については、私法に関する基本的な考え方についても扱うこと。「司法参加の意義」については、裁判員制度についても扱うこと。



高校教科書における法教育の現状 B (1) 司法参加の意義

ある教科書の紙面構成

- ・「裁判所と司法」見開き
司法権の独立 三審制 違憲審査権 憲法の番人 最高裁判所違憲判決一覽
- ・「国民の司法参加」見開き
裁判員制度 民事裁判 刑事裁判 罪刑法定主義 再審制度
被害者参加制度 検察審査会 犯罪加害者の更生
緊急避難 正当防衛 責任主義 司法取引
- ・「司法にかかわる」特集ページ見開き
ADR 模擬裁判



3 法教育を一層充実させるための観点

現状

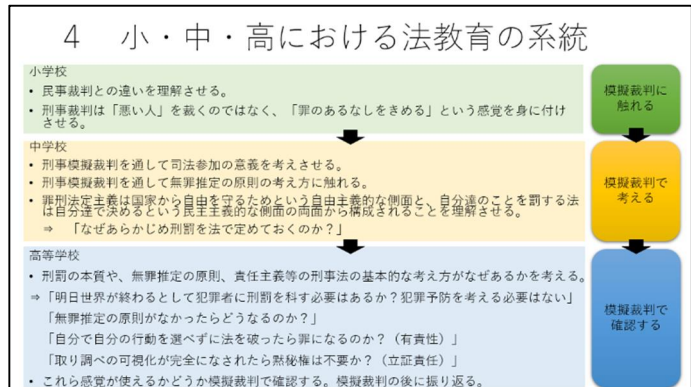
- 1) 無罪推定の原則、適正手続、責任主義、黙秘権などの刑事法の基本的な考え方は、(小・)中・高の多くの教科書に掲載され、大多数の生徒が学んでいる。
- 2) 刑事法によって被疑者被告人の権利を守る、という意識が低い。
- 3) 権利保障よりも秩序維持を重視する生徒が多い。



一層充実させるための観点

- 1) '無罪推定の原則用語を理解させるのではなく、段階的系統的に「感覚」として身に付けさせる。
- 2) '「無罪推定の原則がなかったらどうなるか」など、刑事法の基本的な考え方がなぜあるのかを考えさせることで、意識を変える。
- 3) '刑事法は、秩序維持だけでなく、被疑者被告人ひいては自分達の自由を守るために構築されてきたことに気づかせる。

これらの観点に基づいて、小・中・高における法教育の系統なるものを考えてみました。こちらは、右側が教育の方法、左側が教育の内容になります。法教育の系統と書きましたが、ここに書かれているのは刑事法に関わるもののみでございます。もちろん、この他に契約自由の原則等の民事法に関わる学習も非常に重要なのは言うまでもありませんが、ここでは刑事法に絞って示させていただきます。



小学校ではどうかというと、まず民事裁判と刑事裁判の違いというものを理解させる必要があるのだと思います。そして、刑事裁判というものを「悪い人を裁く」というものではなくて、罪のあるなしを決めるという感覚を、模擬裁判というものに触れることによって身に付けさせる必要があるのではないかと、思っています。

中学校は刑事模擬裁判を通して、司法参加の意義を考えさせたり、あるいは無罪推定の原則という考え方に触れさせたり、そして罪刑法定主義という非常に重要な原則について、国家から自由を守るためという自由主義的な側面と、自分たちのことを罰する方法は自分たちで決めるという民主主義的な側面の両面から構成されている、だからこの罪刑法定主義というのは重要なのだということを、模擬裁判をやりながら考えさせていく、習得させるというのが重要ではないかと思っています。


高等学校では、模擬裁判をメインに据えるというよりは、模擬裁判を通して、刑罰の本質であったりとか、無罪推定の原則であったり、あるいは責任主義といったような刑事法の基本的な考え方がなぜあるのかを確認させる、ということがメインになるのではないかと考えています。例えば、発問の例としまして、「明日世界が終わるとして犯罪者に刑罰を科す必要はあるか？ 犯罪予防を考える必要はない」、「無罪推定の原則がなかったらどうなるのか？」、「自分で自分の行動を選べずに法を破ったら罪になるのか？（有責性）」、「取り調べの可視化が完全になされたら黙秘権は不要か？（立証責任）」といった問いが考えられるかと思っています。これらの問いを、模擬裁判というものを通して考えさせることが重要なかと思っています。そして、これらの問いを考えつつ、実際に模擬裁判で評議を行うなど、考えていく中で確認をし、そして裁判が終わった後に振り返りを行うということが重要だと思っています次第です。

このような段階制というものを考慮して法教育をやっていく必要があるのだと思っていますが、しかしながら、実際に現場でこういったことができるのかというところが非常に問題になるわけです。

法務省で「法教育の実践状況に関する調査」というものを指導要領が出されるたびに調査をしています。現行の指導要領においても、どれくらい法教育をやっているのかということをお小・中・高で調査した結果があります。この結果を見ると、法教育を充実する方向で対応していく、と回答している学校が小・中・高それぞれで40%程度という結果が出ていました。ここから分かることは、多くの

5 法教育に対する教員の反応

- ・ 法務省「法教育の実践状況に関する調査」
小 (2012, 2019) ・ 中 (2013, 2021) ・ 高 (2014, 2022)
- ・ 法教育を充実する方向で対応する学校は、小・中・高それぞれ30～40%程度。
- ・ 多くは、学習指導要領の記述があるからといって実際の指導に反映されているわけではなく、学校段階があがるにつれて受験等もあり法教育回避の傾向。
- ・ 背景には多忙さ。「時間的余裕がない」
- ・ 専門家との連携の必要性は感じながらも、事前に打ち合わせや時程調整などの負担が大きいと感じているため、連携が難しい。



学校では指導要領の記載があるから、あるいは教科書に書いてあるからといって、実際の指導に反映されているわけではなく、特に学校段階が上がるにつれて、受験等もありまして、法教育を回避する傾向が見られるのではないかと、ということが分かります。これは、背景にやはり先生方の多忙さがあるのだろうと思っています。時間的な余裕がない、というお話はよく耳にするところでもあります。

法教育をより一層充実させて系統的、体系的にやっていくためには、やはり専門家との連携が重要なわけですが、その必要性を感じながら、やはり事前に打合わせをすることや、時程の調整をすることで負担が大きいと感じていることから連携が難しい、という現実があるのだろうと思います。そして、これらの現実に基づいて、さらに法教育を一層充実させるために、つまり、先ほど述べた3つぐらいの観点を実際にも実現するためにはどうするかと考えるわけです。

そこで法務省が作成している、小・中・高の法教育教材の冊子や、今回ご紹介があると思いますが、「もぎさい」法教育教材、あるいはNHKさんの教材ですが「昔話法廷」のような、非常に小さな、30分、15分ぐらいでできるような小さな教材を使っていき、少しだけやってみるところから進めていくのが重要ではないかと考えております。また法教育を進めるために、この1)「2)「3)「というものを意識しながら進める必要があると考えている次第です。

私の話は以上です。ご静聴どうもありがとうございました。

<司 会>

小貫先生、ありがとうございました。ご講演の内容に関する質問につきましては、続いての成瀬先生のご講演の内容と合わせて、後ほどお受けいたします。

6 法教育を一層充実させるために

一層充実させるための観点

- 1)「無罪推定の原則を用語を理解させるのではなく、段階的系統的に「感覚」として身に付けさせる。
- 2)「無罪推定の原則がなかったらどうなるか」など、刑事法の基本的な考え方がなぜあるのかを考えさせることで、意識を変える。
- 3)「刑事法は、秩序維持だけでなく、被疑者被告人ひいては自分達の自由を守るために構築されてきたことに気づかせる。

- ・授業内でカリキュラムに組み込んで専門家と連携できるのが一番教育効果が高い。
- ・しかし、現実には教員の多忙さや負担感などの理由から難しいことが多い。
- ・そこで、小・中・高の法教育教材冊子、「もぎさい」教材、「昔話法廷」など1時間でできる小さな教材を使ってみる。



ご清聴ありがとうございました。



続きまして、成瀬先生から、「授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイント、法学研究者の視点から」と題して、ご講演いただきます。それでは、成瀬先生、よろしくお願いいたします。

<成瀬准教授>

ご紹介に預かりました東京大学の成瀬剛と申します。私は、「もぎさい」法教育教材の作成に携わっておりましたので、まず、この教材の狙いと特徴について簡単にご説明し、その上で、授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイントについて法学研究者の視点からお話をさせていただければと考えております。

はじめに、自己紹介をさせていただきます。私は、大学の法学部で刑事訴訟法という科目を研究・教育しております。具体的には、刑事手続や裁判員制度について研究・教育をしています。法教育に携わらせていただくようになったのは2018年からでして、法教育推進協議会の教材作成部会に加えていただきました。スライドに表示している高校生用の教材や小・中学生向けの視聴覚教材の作成に携わらせていただきました。その後、2021年からは「学校で『もぎさい』プロジェクト企画検討部会」に加えていただきまして、「もぎさい」法教育教材の作成にも携わってきました。

そこで、今回作成された「もぎさい」法教育教材がどのような狙いに基づいており、どのような特徴があるかということについて、簡単に説明させていただきます。

まず、「もぎさい」法教育教材の狙いですが、こういう「法教育教材」をご覧になると、刑事裁判の細かなルールや手続の細かな流れを正確に理解して、子どもたちに覚えさせないといけないのではないか、と思われる先生もいらっしゃるかもしれません。しかし、本教材は、そういうことは全く狙いにしておりません。例えば、刑事裁判には、「冒頭手続」と「冒頭陳述」という、似ているけれども全く意味が違う二つの専門用語があるのですが、両者の違いについては、私の大学の学生

授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイント
——法学研究者の視点から

東京大学准教授
成瀬 剛

2 目次

第1 はじめに
第2 「もぎさい」法教育教材の狙いと特徴
1 「もぎさい」法教育教材の狙い 2 「もぎさい」法教育教材の特徴
第3 授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイント
1 基本方針：刑事裁判の基本的な考え方を大づかみで理解させる
2 法学研究者として、特に重視してもらいたいこと
(1) 学校生活で子ども達が球め事を解決する手続と刑事裁判の手続との違い
(2) 刑事裁判において無罪推定の原則が妥当する理由
(3) 被疑者・被告人に黙秘権が保障されている理由
第4 おわりに

3 第1 はじめに

○自己紹介
・専門：刑事訴訟法（刑事手続や裁判員制度について研究・教育）
・2018年～2020年 法教育推進協議会 教材作成部会委員
2021年～現在
法教育推進協議会 学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会委員

○本講演の目的
「もぎさい」法教育教材の狙いと特徴を踏まえて、法学研究者の視点から、授業で刑事裁判手続を取り扱う際に重視して頂きたいことを説明

4 第2 「もぎさい」法教育教材の狙いと特徴

1 「もぎさい」法教育教材の狙い
刑事裁判のルールや細かな流れを正確に理解して覚えることではない！！
例：冒頭手続と冒頭陳述の違い：東大法学部の学生でも十分に理解していない
①刑事裁判の基本的な考え方を大づかみで理解するとともに、②争点について論理的に分析し表現する力を養う

cf ②の内実：模擬裁判と一般的なディベートとの違い
・事実と評価を峻別して、分析的に検討する姿勢が身につく
・同じ証拠関係の下で、検察側と弁護側が異なる主張をするので、物事には多面的な見方が可能であることを学習しやすい

に聞いてみても、正確に答えられない学生が相当数いると思います。ですので、大学生でも十分に答えられないような細かな内容を、小学生、中学生、高校生の子供たちに正確に理解してもらうということは、全く目的としておりません。

では、この「もぎさい」教育教材は何を目的としているのかということ、大きく分けて二つのことを狙いとしております。第一に、刑事裁判の基本的な考え方を大掴みで理解していただくこと。第二に、争点について論理的に分析し、表現する力を養っていただくことです。このうち、第一の目的については、この後、詳しくお話をさせていただきますので、先に第二の目的について、少しだけ敷衍（ふえん）させていただきます。

争点について論理的に分析し、表現する力を養うのであれば、普通にディベートをさせればいいのか、とお考えになる先生もいらっしゃるかもしれません。ただ、事実と評価をきちんと区別して分析的に検討する姿勢が自然と身につくという点では、一般のディベートよりも模擬裁判の方が優れていると思います。また、ディベートで社会問題について議論をさせると、それぞれの子どもが持っている元々の知識量によって差が出てしまいますが、模擬裁判の場合は、同じ証拠関係という共通の土台のもとで、検察官側と弁護人側が異なる主張をします。物事は多面的な見方ができるということ、全ての生徒さん、児童さんに実感してもらいやすいといえ、この点でも、模擬裁判にはディベートにない良さがあると考えています。

このような2つの目的に基づいて「もぎさい」法教育教材を作成したのですが、その特徴は、小学生、中学生、高校生という発達段階に対応した教材であるという点です。教材の分量や難易度を小・中・高の先生方と相談して調整したり、子どもたちに分かりやすいように専門用語を噛み砕いて表現したりしています。

また、先ほど小貫先生のご講演の中で、「学校現場は、とにかく時間がない」というご指摘がありました。その事情を踏まえて、1コマでも実施できるような教材にしてあります。視聴覚教材も作成し、検察官の主張内容や弁護人の主張内容が視覚的にパッと見てすぐ分かるようにしてありますし、1コマで実施する方法を具体的に示した学習指導案も付いています。

さらに、小貫先生のお話の中では、「学校の先生方は、専門家と連携することも難しい」という御指摘もありましたが、今回の教材は、学校の先生方だけでも気軽に実施できる点に特徴があります。説明用の資料やワークシートなどは全て用意してありますので、先生方に事前にご準備いただくものは何もありません。そのうえ、法律専門家が学校に来なくても、法曹三者からのメッセージ動画があり、そこでは専門事項についても分かりやすく解説されていますので、それを授業の最後に見ていただくだけで、専門家との連携は果たされることとなります。このように、非常にハンディで使いやすい教材という点が特徴であると考えています。

「もぎさい」法教育教材の宣伝はこのくらいにしまして、本題に移りたいと思います。法学研究者の視点から、授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイントを申し上げるとすれば、先ほど「もぎさい」法教育教材の狙いでお話したとおり、刑事裁判の基本的な考え方を子供たちに大掴みで理解してもらうことを教育目標にさせていただくと良いと思います。それゆえ、授業でこの教材を取り扱う際に、刑事裁判の細かな順序やルールの正式名称等にこだわる必要はありません。さらに申し上げれば、多少間違っていたとしても、

子供たちに基本的な考え方が伝わるのであれば、それだけで法教育として意義があるとお考え

5 第2 「もぎさい」法教育教材の狙いと特徴

2 「もぎさい」法教育教材の特徴

- 〇小学生・中学生・高校生の発達段階に対応した教材
教材の分量・難易度の調整、子どもにも分かりやすい表現
- 〇1コマ(45分ないし50分)でも実施できる教材
視聴覚教材の作成(チャプターごとに利用可能)、具体的な学習指導案の提供
- 〇専門家との連携がなくても、学校の先生方だけで気軽に実施できる教材
教員用説明資料・ワークシート・スライド資料用データの提供
法曹三者からのメッセージ動画(専門的事項の解説を含む)

いただければと思います。先生方は法律家ではありませんので、基本的な考え方をさえ子供たちに伝えていただければ、それで十分です。

そのうえで、法学研究者として特に重視していただきたいと考えていることを、3つ申し上げたいと思います。第一に、学校生活の中で子どもたちがもめ事を解決する場合の手續と、「もぎさい」法教育教材で実践する刑事裁判手續がどのように違うのかについて、子どもたちと一緒に議論し、その理由を考えさせるということをやりたいと思います。第二に、小貫先生のご講演でも出てきましたが、刑事裁判において、なぜ「無罪推定の原則」が妥当するのか、その理由を子供たちに考えさせていただきたいです。第三に、少しレベルが上がりますが、「なぜ被疑者・被告人に黙秘権が保障されているのか」、その理由についても子どもたちと一緒に考えていただきたいです。以下、それぞれの内容を具体的に申し上げます。


第一は、学校生活の中で子どもたちがもめ事を解決する場合の手續と、刑事裁判手續はどのように違うのかという点です。ぜひ、「もぎさい」法教育教材を一通りやり終えた後に、この問いを子どもたちに投げかけていただきたいです。「みんなが学校でお友達とケンカになって、それを解決しようとするとき、今日やった刑事裁判の手續ってどう違うかな？」というふうに、子どもたちに問いかけていただきたいです。そうすると、子供たちから、おそらく次のような回答が出てくるのではないのでしょうか。

まず、学校生活の中で生じたもめ事については、解決のルールや手續きは事前に定まっていませんし、もめ事の当事者と判断者も区別されていないでしょう。ケンカした者同士で話し合いをすることも多く、往々にして事実関係は曖昧なまま、力が強い方が勝つという形で終わることも多いと思います。他方、刑事裁判の場合は、何が犯罪になり、どのような手續きで進めるかということが、事前に憲法及び法律において厳格に定められており、検察官と被告人・弁護人の双方が十分に主張立証を展開して、中立的な立場にある裁判官・裁判員が最終判断を下します。事実認定は証拠に基づいて厳密に行われ、その事実をルールに当てはめて結論を出す形になっているわけです。このように見ると、刑事裁判というものは、被告人の予見可能性や手續保障に最大限配慮した、公正な手續きであると言えます。

子どもたちがこの点に気づいてくれたら、「では、なぜ両者の手續きはこれほど違うのだろうか？」とさらに問いかけていただきたいです。その理由を考えていくと、学校における友人同士のケンカであれば、とにかく両者が仲直りできれば解決するわけですが、刑事裁判における判断内容はもっと重大なものであることに気づくはずですが。国家が一個人に対して、刑罰を科すかどうかを決めるための手續きですから、そのためには、被告人に対する予見可能性や手續保障に最大限配慮した公正な手續きが必要になる。このような理由付けが考えられるのではないのでしょうか。

6 第3 授業で刑事裁判手續を取り扱う際のポイント

- 1 基本方針：刑事裁判の**基本的な考え方を大づかみで**理解させる
 - ・授業で取り扱う際、刑事裁判の細かな順序やルールの正式名称にこだわる必要はない（多少間違っても、基本的な考え方が子ども達に伝わればOK）
- 2 法学研究者として、特に重視してもらいたいこと
 - (1) **学校生活で子ども達が揉め事を解決する手續と刑事裁判手續との違いを議論し、その理由を考えさせる**
 - (2) 刑事裁判において**無罪推定の原則が妥当する理由**を考えさせる
 - (3) 被疑者・被告人に**黙秘権が保障されている理由**を考えさせる（高校生向け）



7 第3 授業で刑事裁判手續を取り扱う際のポイント



(1) 学校生活で子ども達が揉め事を解決する手續と刑事裁判手續との違い

学校生活：
・解決のルールや手續が事前に定まっていない
・揉め事の当事者と判断者が区別されていない（往々にして、力・声の大きい方が勝つ）
・証拠は乏しく、事実関係が曖昧なまま、結論を出す

刑事裁判：
・何が犯罪になるか、どのように手續を進めるかが、憲法及び法律において事前に定められている
・検察官と被告人・弁護人が主張・立証を展開し、中立的な裁判官・裁判員が判断する
・証拠に基づいて事実を厳密に認定し、それをルール（法律）に当てはめて結論を出す

⇒刑事裁判は、被告人の予見可能性や手續保障に最大限配慮した、公正な手續

理由：判断内容の重大性
国家が一個人に対して刑罰（害悪を伴う非難）を科すかどうかを決める手續



か。


第二に、刑事裁判において、なぜ無罪推定の原則が妥当なのかということも、ぜひ子どもたちと一緒に考えていただきたいと思います。この問題を考える際には、小貫先生のご講演にあったように、「仮に、刑事裁判において無罪推定の原則がなかったらどうなるか？」ということをお考えいただくと良いと思います。子どもたちの多くは、「刑事裁判なんて、所詮他人事」と考えていると思いますが、決して他人事ではないのだ、明日、自分たちの身に振りかかるかもしれない問題なのだとすることを、この問いを通じて考えさせていただきたいです。例えば、「あなたがコンビニに入ったところ、店員に窃盗犯と間違えられて、十分な証拠はないけれども、あなたは有罪ですと言われて、刑罰を科されたとしたら納得できますか？」ということをお子たちに聞いてみていただきたいのです。こういう問いを投げかけられれば、当然、子供たちは納得できないと言うはず

です。また、この問題を考えるに当たっては、刑事裁判と民事裁判の違いも意識していただくと良いと思います。民事裁判の多くは、財産権をめぐって争われるわけですが、刑事裁判の場合には、被告人に刑罰を科すか、つまり、「被告人の命を奪うか」とか「被告人の自由を奪うか」という問題になるわけです。このように、問題になっている事柄の性質に照らしても、無辜（むこ）の人を処罰することは決して許されないということは、感覚的に分かるだろうと思います。

さらに、刑事裁判は、裁判官や裁判員という人間が被告人の有罪・無罪を判断するものですから、間違えてしまうことも当然に想定されます。それゆえ、「どのように間違える方が、より望ましいのか」ということを考える必要が出てきます。ここには2つの可能性、つまり、無辜の人を誤って処罰してしまう可能性と、真犯人を誤って無罪にしてしまう可能性の2つがあるわけですが、どちらの方が良いのかということをお子たちと一緒に考えてもらいたいのです。そこで、考えてみると、無辜の人を誤って処罰してしまった場合は、無辜の人1人が刑務所に閉じ込められて、長期間服役をするという不利益を一身に引き受けることとなります。これに対して、真犯人を誤って無罪にしてしまった場合は、真犯人が社会に放たれることとなりますが、その不利益は、社会を構成する我々全員で負担することとなります。このように考えると、無辜の人を誤って処罰しないようにするためのルールである無罪推定の原則は、「人間（裁判官・裁判員）は判断を誤るものだ」という前提のもとで、誤った場合の不利益を特定の一人に押し付けないためのルールであり、子供たちにも、その合理性を分かってもらえるのではないかと考えています。

第三に、被疑者・被告人に対して黙秘権が保障されている理由についてですが、この点については、子供たちだけでなく、大人であっても、「犯人が黙秘するのはけしからん」とお考えの方が相当数いらっしゃると思います。ただ、刑事法研究者からしますと、「犯人が黙秘す

8 第3 授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイント



(2) 刑事裁判において無罪推定の原則が妥当する理由

- ・仮に、刑事裁判において、無罪推定の原則がなかったらどうなるか？

刑事裁判は決して他人事ではない—明日、自分の身に降りかかるかもしれない問題

例：生徒がコンビニに入ったところ、店員に窃盗の犯人だと疑われ、十分な証拠はないのに有罪とされ、刑罰を科されることになったら納得できるか？

- ・刑事裁判：**被告人の生命（死刑）や自由（拘禁刑）が問題となる** cf 民事裁判の多く：財産権の問題


無辜の人を誤って処罰するようなことは決して許されない

- ・無辜の人を誤って処罰してしまう不利益：**無辜の人一人だけに不利益が集中**

VS 無罪推定の原則は、一部の人に不利益を押しつけないという意味でも合理的なルール

真犯人を誤って無罪にしてしまう不利益：**社会全体で不利益を分かち合うことができる**

9 第3 授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイント



(3) 被疑者・被告人に黙秘権が保障されている理由

- ・刑事手続：「悪い人」を裁くための手続ではない

被告人が真犯人であるかどうかは手続が終結するまで分からない

手続の過程においては、常に**誤認の可能性**があるという前提で物事を考える必要

- ・被疑者・被告人：弱い存在であり、様々な理由で、思わぬことを言ってしまう可能性

VS そのまま対峙させると、**虚偽の自白を誘発し、誤った処罰に至るリスクが非常に大きい**

捜査機関：被疑者・被告人は真犯人だと思い込んで、厳しく追及してしまう危険性

⇒犯罪を行った疑いがある以上、捜査機関が被疑者・被告人に供述するよう「説得」することまでは許されるが、供述を「強要」することは決してできない

被疑者・被告人が真犯人でない可能性を考慮すれば、それなりに合理性のある線引き

るのはけしからん」という場合の、「犯人が」という主語自体が誤っているということになります。先ほど、小貫先生もおっしゃっておりましたが、刑事手続は、「悪い人であることが既にわかっている人」を裁くための手続きではありません。そうではなくて、「被告人が真犯人であるかどうかは、手続きが終わるまでわからない」という前提で議論をする必要があります。言い換えれば、手続きの過程においては、常に誤認の可能性があるという前提で物事を考えていただく必要があります。

このことを意識した上で、被疑者・被告人という立場を考えてみると、人間というのは実は非常に弱い存在であって、さまざまな理由で思わぬことを言うてしまう危険性があります。他方、捜査機関は、ある程度の証拠を持っているが故に、被疑者・被告人は真犯人だと思い込んでしまって、厳しく追及してしまう危険性があります。このような両者をそのまま対峙させると、おのずと虚偽の自白を誘発して、誤った処罰に至るリスクが生じてくるわけです。もちろん、一定の証拠に基づいて被疑者・被告人が犯罪を行った疑いが認められる以上は、捜査機関が被疑者・被告人に対して供述するよう説得することは許されてしかるべきでしょう。ただ、その場合でも、先ほど申し上げたリスクに鑑みれば、供述を強要することまでは許さないと考えるのが合理的ではないでしょうか。それが、黙秘権というルールが存在する理由であり、被疑者・被告人が真犯人でない可能性を考慮すれば、それなりに合理性が認められるように思われます。

以上のような形で、それぞれのルールがなぜあるのかということ、子供たちにぜひ考えさせていただければと思っています。

改めて申し上げるまでもなく、犯罪への対応は、社会の重要な問題です。その証として、刑事事件が報道されない日はないと言ってよいと思います。そこで、将来の日本社会を担う子どもたちに、この問題を他人事ではなく、自分の問題として捉えてもらう必要があると考えており、ぜひ先生方に、そのような指導をしていただきたいと考えています。また、冒頭に司法法制部長からご紹介がありましたように、裁判員候補者の対象年齢が引き下げられました。今後は、18歳以上の者はいつでも裁判員に選ばれる可能性がありますので、子どもたちが大人になった時に、社会の一員として積極的に刑事裁判に参加するよう、促していただければ幸いです。以上で私の話を終わります。ご清聴いただき、ありがとうございました。

10 第4 おわりに

- ・犯罪への対応は社会の重要問題 cf 刑事事件が報道されない日はない
将来の日本社会を担う子ども達に、自分ごととして考える必要性をぜひ実感してもらいたい
- ・裁判員制度の存在
大人になったら、社会の一員として、ぜひ積極的に刑事裁判に参加するよう促して欲しい

11 参考文献

- ・後藤昭「『疑わしきは被告人の利益に』ということ」
一橋論叢 117巻4号37頁（1997年）
<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/10767/ronso/170400370.pdf>
- ・笹倉宏紀「黙秘権をどう教えるか」
橋本康弘ほか編著『日本の高校生に対する法教育改革の方向性』
（風間書房、2020年）157頁以下に所収
- ・和田俊憲『10歳から読める・わかる いちばんやさしい刑法』
（東京書店、2022年）

<司 会>

成瀬先生、ありがとうございました。それでは、ここからは質疑応答を行います。ご講演の内容に関して、小貫先生、成瀬先生にご質問がおありの方は、マイクをお持ちしますので、その場で挙手をお願いします。どなたかご質問はありますか。

<質問者>

貴重な発表をありがとうございます。今回の発表を聞かせていただいて、1点質問があって、まず、（推定無罪という考え方は）基本的にその手続が完了するまで罪とかそういったものを確定しないという話であると思いますし、実際そうだと思うのですが、メディアとかそういったところの報道を見ると、被疑者・被告人の段階で割ともう悪人扱いしているようなギャップがあったり、推定無罪の原則と言っても、学校の校則とかによって（身近に引きつけた時に）、とてもそういう状態とは言えないような、現実とのギャップがすごくいろんなところにあると思うのですが、参考でよろしいので、そのギャップを埋める方法とありますか、現実の世界とどうしても溝が、理念としてはそうなのですが、実際、現実がそうだと思えないことが多くて、そのギャップをどうやったら埋められるかということについてお答えいただければと思います。

<成瀬准教授>

ご質問いただき、ありがとうございました。非常に難しい問題だと思います。

まず、前提として、裁判員制度が始まる頃から、メディアの報道姿勢にも一定の変化が見られることは指摘させていただきたいと思います。かつては、捜査官側の見立てだけを一方的に報道するものが多かったのですが、現在は、被疑者・被告人がどのような弁解をしているのかについてもきちんと取材して、事件に対する双方の主張を報道する姿勢に変わってきていると、私自身は認識しております。

その上で、メディアの報道を子ども達にどのように受け止めさせるかというご質問についてですが、まずは、先ほど私がお話しさせていただいたように、刑事手続では無罪推定の原則が妥当し、手続が終わるまでは被疑者・被告人が真犯人かどうかは分からないというルールになっているということ、そして、これは単なる理念ではなくて、日本社会の現実のルールがそういうものなのだとことを、子ども達にきちんと教える必要があると思います。そして、このルールに照らしてメディアの報道を批判的に見る視点を子供たちに植え付けていただく、そういう教育が必要ではないかと考えています。

<小貫准教授>

ご質問ありがとうございます。私の方では、教育の立場からお話させていただきます。ご質問いただいたように、まだ有罪判決が出ていないにも関わらず、「この人は悪い人である」という意識が、小・中・高の児童・生徒にあると思います。その上で、社会、メディアの報道といったものについて問題意識を持つことが非常に重要だと思っております。社会科としては、やはりそういった社会が望ましいのかどうかを問いかける必要があるのではないかなと思っております。そこで、子供たちに「どういう社会が望ましい社会と考えますか」、「望ましい社会を作るためにあなたはどう行動しますか」を問いかけて、例えばですが、メディアに提案書を書く、あるいはメディアの人を呼んで議論するといったことが学習活動として十分に考えられるだろうと考えております。以上です。

<質問者>

先生方、ご講演どうもありがとうございました。法教育の意義という視点でご質問させていただきたいのですが、特に小貫先生の方で、最初に高校生の法意識調査（のお話）をさせていただいていると思うのですが、377人、4校ということなのですが、高校生の法意識に学力的な差はどのように見受けられるか、という点を教えていただきたいと思います。

<小貫准教授>

ありがとうございます。非常に重要なお指摘という風に考えております。私の方では予備調査の段階の結果として、まだまだサンプル数について偏りがあると思っております。学力についてですが、現時点の感触は、例えば無罪推定の原則、責任主義などへの意識については、ほぼ学力的な差はないと考えています。例えば、進学校と言われる学校における調査も、困難校と言われる学校における調査でも、生徒の意識にほとんど差はありませんでした。これが全国的に見て、今後調査を進めていく中で、どうなっていくかというのはこれからの調査の話ですが、感覚としては、ほとんど意識に変化や違いはないと考えております。以上です。

【4. 関係機関等における出前授業等の説明】

法務省大臣官房付 奥村 寿行

法務省司法法制部の奥村でございます。私からは、法務省が提供している法教育教材について紹介するとともに、関係機関における出前授業について説明させていただきます。

まず、法教育について、スライドに法教育の定義を示しています。この定義から分かるとおり、法教育はあくまで一般の方々を対象としており、法律家を育てるための専門教育ではありません。また、法律の条文を丸暗記するような知識の詰め込み型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観等について考える、思考型の教育です。

法教育として取り扱う具体的な内容は、大きく4つの分野から成り立っています。

1つ目は、「ルールづくり」です。身近な事案を取り上げてルールの作り方を学ぶことで、ルールを尊重することの重要性を理解し、紛争解決の方法を身につけます。

2つ目は、契約自由の原則等、私法の基本的な考え方を学ぶことです。契約に関して法的な考え方を学ぶことは、消費者トラブルを予防する上でも重要な意義があると考えられます。

3つ目は「個人の尊重」「自由」「平等」など、法の基礎となっている基本的な価値について学ぶことです。

4つ目は、司法の役割や裁判の特質について学ぶことです。

このような法教育を学校現場で実践していただくために、法務省が設置している法教育推進協議会において様々な教材を作成していますので、この場をお借りして紹介させていただきます。

まず、スライドの上の段に示しているものが冊子の教材です。小学生、中学生、高校生という児童・生徒の発達段階に応じた教材を作成しています。

次のスライドは、小学生向け冊子教材の中で取り上げている題材の一覧です。友達とのものの貸し借りを巡るトラブルやインターネット掲示板・SNSの利用など、身近な事例を取り上げて、ルールに基づく紛争の解決や、重要な権利である表現の自由等について学習できる題材があります。

法教育とは

法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

つまり…


- 一般の人々を対象とした教育であり、**法律家を育てる法学教育ではない**
- 法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える**思考型の教育**(≠知識型の教育)

法教育の主な内容


- ① **ルールの作り方、ルールに基づいた紛争解決方法**
「法」が共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするために存在するものであるということ、実感をもって理解させる。
ルールをどのようにして作るのか、ルールに基づいてどのように紛争を解決していくのかについて、主体的に学習させる。
- ② **契約自由の原則等私法の基本的な考え方**
日常生活における身近な問題を題材にして、契約自由の原則、私的自治の原則などの私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深く関わっていることを認識させる。
- ③ **個人の尊重、自由、平等など法の基礎となっている基本的な価値**
一人ひとりの人間が、かけがえない存在として相互に尊重されるべきであること及び自律的で責任のある主体として、自由で公正な社会の運営に参加していく必要があることを認識させる。
個人の尊厳、国民主権あるいは法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や個人と個人との関係の基本的な在り方について、一層理解を深めさせる。
- ④ **司法の役割や裁判の特質**
司法が、法に基づいて侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであるということ認識させる。
全ての当事者を対等な地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質を、実感をもって理解させる。

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材


小学生向け冊子教材




中学生向け冊子教材




高校生向け冊子教材




小・中学生向け視聴覚教材



一般向け視聴覚教材



高校生向けリーフレット



YouTube法教育チャンネルも視聴可能

こちらは中学生向け冊子教材で取り上げている題材の一覧です。中学生向けの教材では、「私法と消費者保護」をテーマに契約自由の原則について学ぶ題材や、「司法」をテーマに裁判による紛争解決について学ぶ題材があります。

ただいま紹介した小学生向け冊子教材と中学生向け冊子教材については、その内容に対応したアニメーション動画の教材も用意しています。DVDの媒体を希望に応じて配布しているほか、YouTubeの法務省チャンネルで動画を無料公開しており、冊子教材の内容を授業で取り扱う際に活用できます。

次のスライドには、高校生向け冊子教材の題材を記載しております。高校生向け冊子教材では、中学生向け冊子教材と比べて、更に発展的な事例を取り扱っております。

また、高校生向けに「18歳を迎える君へ～契約について学ぼう～」というリーフレットも作成しています。このリーフレットは、18歳の成年を迎える方々が、契約に際して留意すべき点を漫画形式でまとめています。生徒の自主学習に使ってもらってもできますし、社会科や家庭科等の授業で使っていただくことも可能です。

こちらのリーフレットは非常に好評をいただき、今年も10月頃に全国の高校二年生を対象として配布する予定です。また、昨年度にはリーフレットを授業で活用いただくためのスライド資料を作成しました。こちらにつきましては法務省のホームページに掲載していますので、ぜひ参考にいただければと思います。

こちらは一般向けの法教育の動画教材です。動画クリエイターがあるレストランを酷評する内容の動画を投稿したことで、そのレストランの売上が激減したというストーリーを題材に、表現の自由の意義、他人の権利を尊重することの重要性、また、紛争解決の手段等について学ぶものです。一般向けとしていますが、学校の授業でも使用できる内容となっています。

続きまして、こちらは先ほどの基調講演でも説明のあった模擬裁判の教材です。授業で利用できる動画教材をYouTube法務省チャンネルで無料公開しているほか、授業用の指導計画案やワークシートといった各種資料を法務省ホームページからダウンロードすることが可能

小学生向け冊子教材の題材一覧			
題材	想定教科等	概要	
3・4年生向け	友だち同士のけんかとその解決	特別活動(学級活動)	児童の本の貸し借りを巡るけんかという具体的な紛争を基に、紛争の発生経緯及びその解決方法について、紛争当事者・調停人という役割分担を通じ、紛争解決を行う際の心構えを意識させる。
	約束をすること、守ること	特別活動(学級活動)	物の貸し借りを巡る紛争という身近な事例を通じ、紛争の生じる原因と紛争解決の方法をクラス全体で話し合うことにより、日常生活をよりよく生きるための方法について考えさせる。
5年生向け	もめごとの解決 -国民の司法参加- ルール作り-	社会科 総合的な学習の時間 特別活動(学級活動)	清掃活動をさぼったかどうかについてのもめごとという事例を基に、事実の確認を行い、紛争解決の在り方について議論をすることを通じて、私法に関心を持ち、国民の司法参加の意義について考えさせる。
	情報化社会における表現の自由と知る権利 -情報の受け手・送り手として-	社会科	インターネットを題材とした事例を基に、表現の自由や知る権利の意義を理解させ、自分自身や他者のプライバシーについて意識を高めさせる。

中学生向け冊子教材の題材一覧			
題材	想定教科等	概要	
ルールづくり	ごみ収集に関するルールを作ろう	社会科	ごみ収集所等をめぐる身近なトラブルについて考え、生徒がその解決策としてルールづくりを体験することを通じて、法やルールを守ることの大切さを理解する。
	マンションのルールを作ろう	社会科	
私法と消費者保護	社会科 技術・家庭科	身近な買ひ物の事例を通して、私法の基本的な原理である「契約自由の原則」とその修正原理である「消費者保護」を学び、契約を締結する際には慎重になるべきことや、公正という法の価値を理解する。	
憲法の意義	社会科	学級会における多数決等の身近な事例を通して、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めるはならないこと」について考え、憲法が、国民権、基本的人権の尊重、三権分立の3つを定めていることを理解する。	
司法	社会科	交通事故に関する民事裁判や電車における傷害事件の事例を通して、裁判に関わる人々の役割について考え、法に基づく公正な裁判の仕組みや機能について理解する。	

高校生向け冊子教材の題材一覧①		
題材	概要	
合意形成を図ろう ～どこに橋を作るべきか～	架空の島から本土への橋をどこに作るべきかという課題解決を通して、多様な意見・利害を公平・公正に調整して合意形成を図ることが、協働の利益を継続して確保するために大切であることを理解する。	
新たなルールを考えよう ～ルールのない村～	架空の「ルールのない村」で発生した問題の解決を通して、どのような手続でルールを作成すればよいか、作成したルールをどのような視点で評価すればよいかについて考え、理解する。	
海水浴場の利用ルールを作ろう	海水浴場の増加に伴う様々な問題を解決するために制定する条例の内容の検討を通して、どのような手続でルールを作成すればよいか、作成したルールをどのような視点で評価すればよいかについて考え、理解する。	
想定教科は いずれも 公民科	架空の国における経済格差解消のための大学入試制度(価値観)の是非を検討することを通じて、作成したルールをどのような視点で評価すればよいかについて考え、理解する。	

高校生向け法教育リーフレット

対象
成年に達する年齢を間近に控えた高校生

内容
契約を題材として、私法の基本的な考え方を学ぶとともに権利・義務の主体として能動的に行動することを意義や法的なものと考え方を学ぶためのリーフレット

※全国の高校2年生に配布しています。
法務省HPには、スライド資料や実践授業報告も掲載しています。

です。この後の分科会では、講師の先生からこの教材を使った実践授業について報告いただきます。

法務省ホームページでは、小学生、中学生及び高校生向けの各冊子教材を使用したモデル授業例を掲載していますので、法教育授業を実施する際の参考にいただければと思います。

続いて、法律実務家による出前授業等について説明します。

法務省は児童・生徒向けの授業や教員向けの研修等に裁判官や検察官出身の職員を無料で派遣しております。「〇〇というテーマで講義をしてほしい」などの相談をいただければ、要望に応じて出前授業をさせていただきます。

スライドには法務省やその出先機関等に申し込む場合の流れを簡単に記載しています。まず、法務省に直接出前授業を申し込む場合ですが、法務省ホームページに受付票及び連絡先を掲載していますので、受付票に入力の上でメールでの連絡をお願いします。法務省に申し込んだ場合には、法務省の職員が現地に伺って授業を実施したり、授業の内容や訪問先の所在地に応じて、各地にある法務省の関係機関の職員が授業を実施できるように手配します。また、近隣の関係機関に直接連絡いただくことも可能ですので、連絡先などについては各機関のホームページをご覧ください。

これまで法務省で行った出前授業の例を紹介します。

こちらは、本年6月に小学6年生のクラスを対象として出前授業を実施した際の資料です。具体的な内容ですが、先ほどの動画クリエイターの投稿を巡るトラブルの事例を取り上げ、名誉等の侵害を理由に動画削除を求めるレストランのオーナーと、表現の自由を主張して動画の削除を拒否する動画クリエイターのどちらの言い分が正しいかについて議論してもらいました。クラスの児童には、議論を通じて、自分の権利を主張することで他人の権利と衝突する場面があること、また、その場合に法やルールに基づく調整や解決が必要となることについて理解を深めてもらいました。

成年を間近に控える、あるいは既に迎えた高校2・3年生に対しては、「契約の際に気をつ

一般向け法教育視聴覚教材

<p>チャプター1 「個人の自由の尊重と調整」</p> <p>ユーチューバーの動画投稿により売上が激減したレストランのシェフが動画の削除を求めるのに対し、ユーチューバーは表現の自由を理由に動画の削除を拒絶するというストーリー</p> <p>↓</p> <p>自分と異なる他者の意見も尊重して議論することの大切さ、多様な意見・利害を公平・公正に調整して合意形成を図ることの大切さを学ぶ</p>	<p>チャプター2 「紛争解決・司法」</p> <p>シェフがユーチューバーに動画の削除と慰謝料の支払を求めたのに対し、ユーチューバーは動画投稿行為を正当な表現活動だと主張し、口論の末、とうとうシェフが動画クリエイターを殴ってしまうという場面展開</p> <p>↓</p> <p>当事者の話し合いだけで解決できない場合の司法による紛争解決手段を理解する</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「もぎざい」法教育教材

視聴覚教材 (小・中・高校生向け)

YouTube法教育チャンネルで視聴可能

動画以外にも、教員向けの資料(教案進行案など)や児童・生徒向けのワークシートを法務省中からダウンロードできます。

法務省による法教育出前授業・講師派遣

児童・生徒向けの学校授業や教員向けの研修等に法務省職員を講師として派遣し、法教育授業等を派遣

- 「～というテーマで授業・研修の講義をしてほしい」
- 「～の法教育教材を使って授業をしてほしい」
- 「～の授業をするので、オブザーバーとして授業に参加して話をしてほしい」 etc.

<出前授業依頼の流れ>

学校、企業、地域等

法務省の記載の連絡先に受け票をメール送信

授業申込み

授業申込み

実施報告

各出先機関等 (法務局、検察庁、保護観察所、刑務所、少年院等)

授業実施

授業依頼

授業実施

法務省における出前授業例

一般向け視聴覚教材「個人の自由の尊重と調整」

私たちは、自分の考えたこと・感じたことを外に向けて発表する自由がある (表現の自由)

表現の自由は、私たちにとって重要な権利 (表現は表現した人だけ)

【グループで考えてみよう】 どちらの言い分が正しい?

【どちらが正しい?】

【権利だからといって、何でも許されるの?】

※ 授業資料の抜粋

けるべき事項を教えてほしい」という要望を受けて「18歳を迎える君へ」のリーフレットを使いながら、契約の基本的なルール等について講義をするといった授業も実施しました。

また、「もぎさい」法教育教材を使った出前授業も行っています。この教材は、学校の先生だけでも授業ができるように動画や各種資料を用意していますが、法律実務家が授業に参加することで授業に対する児童・生徒の関心が高まり、また、先生方にとっても児童・生徒の議論を取りまとめる負担が減らせるかと思えます。

ここからは、検察庁、裁判所、弁護士会の各機関が実施する、法律実務家による出前授業等について紹介します。

まず、検察庁における出前授業等です。検察庁では、出前教室として、検察官や検察事務官が学校に赴いて講義をするほか、移動教室として、先生や児童・生徒に検察庁に直接お越しいただき、模擬取調室などの庁舎見学を実施しています。時間は1、2時間程度を予定していますが、要望に応じてプログラムを検討しますので、まずはお近くの検察庁の窓口に相談いただければと思います。

こちらには、東京地方検察庁で行っている出前授業の例を取り上げています。単に講義を行う以外にも、スライド左側のように検察庁の職員が模擬取調べを実施したり、右側の例のように模擬裁判を行う授業もあります。これらはあくまで一例ですので、まずはスライド記載の窓口に連絡・相談いただければと思います。

続いて、裁判所における出前授業等の紹介です。

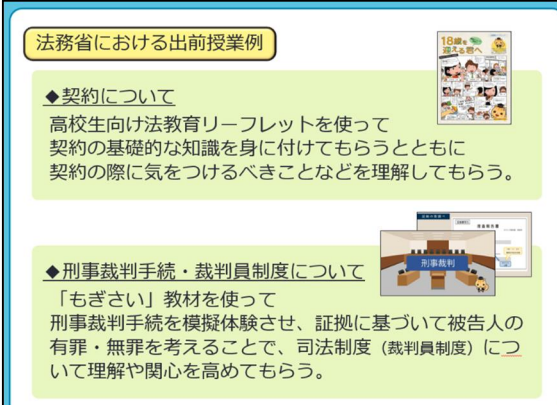
ここでは東京地方裁判所の例を示していますが、地方裁判所には民事部と刑事部があり、民事部であれば民事裁判の仕組みや契約に関する法律について、また、刑事部であれば裁判員裁判などの刑事裁判について、それぞれ事件を担当する裁判官の講義を受けることができます。

また、東京地方裁判所では「民事裁判ジュニアツアー」という企画を実施しており、中学生・高校生に裁判所へ足を運んでもらい、裁判官から民事裁判の手続きについて教わりながら、法廷で実際の事件を傍聴できるという内容

法務省における出前授業例

◆契約について
高校生向け法教育リーフレットを使って契約の基礎的な知識を身に付けてもらうとともに契約の際に気をつけるべきことなどを理解してもらう。

◆刑事裁判手続・裁判員制度について
「もぎさい」教材を使って刑事裁判手続を模擬体験させ、証拠に基づいて被告人の有罪・無罪を考えることで、司法制度（裁判員制度）について理解や関心を高めてもらう。

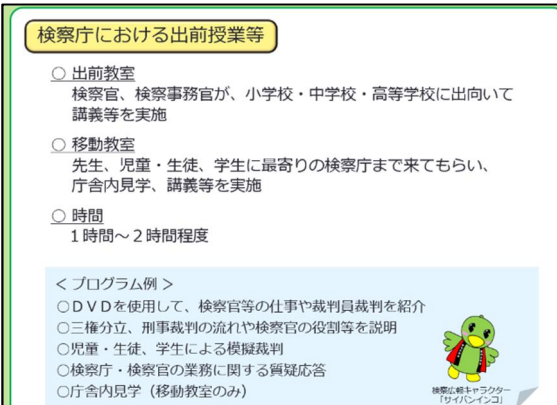


検察庁における出前授業等

- 出前教室
検察官、検察事務官が、小学校・中学校・高等学校に出向いて講義等を実施
- 移動教室
先生、児童・生徒、学生に最寄りの検察庁まで来てもらい、庁舎内見学、講義等を実施
- 時間
1時間～2時間程度

<プログラム例>

- DVDを使用して、検察官等の仕事や裁判員裁判を紹介
- 三権分立、刑事裁判の流れや検察官の役割等を説明
- 児童・生徒、学生による模擬裁判
- 検察庁・検察官の業務に関する質疑応答
- 庁舎内見学（移動教室のみ）



検察庁における出前授業等

東京地方検察庁

検察官や検察事務官が学校へ訪問

移動教室では模擬取調室の見学ができます！

◆模擬取調べ例（所要時間：約1～2時間）

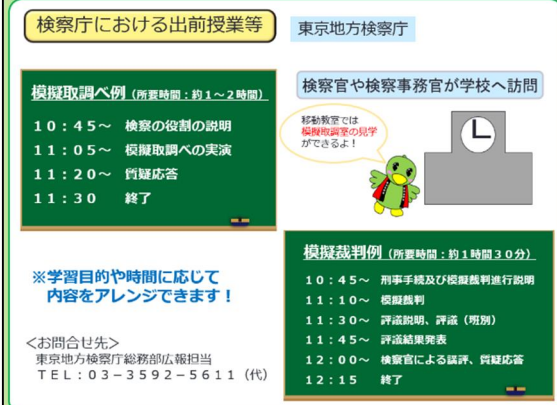
- 10：45～ 検察の役割の説明
- 11：05～ 模擬取調べの実演
- 11：20～ 質疑応答
- 11：30 終了

◆模擬裁判例（所要時間：約1時間30分）

- 10：45～ 刑事手続及び模擬裁判進行説明
- 11：10～ 模擬裁判
- 11：30～ 評議説明、評議（明別）
- 11：45～ 評議結果発表
- 12：00～ 検察官による講評、質疑応答
- 12：15 終了

※学習目的や時間にに応じて内容をアレンジできます！

<お問合せ先>
東京地方検察庁総務部広報担当
TEL：03-3592-5611（代）



裁判所における出前授業等

東京地方裁判所

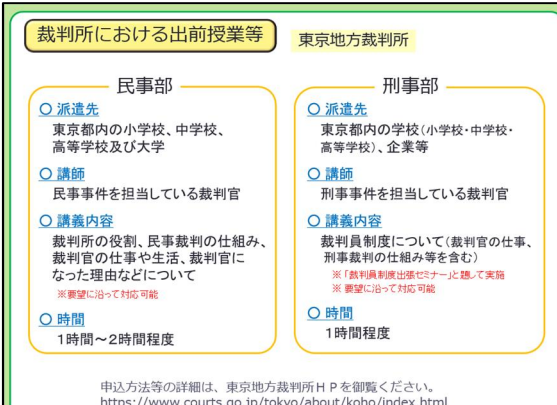
○ 民事部

- 派遣先
東京都内の小学校、中学校、高等学校及び大学
- 講師
民事事件を担当している裁判官
- 講義内容
裁判所の役割、民事裁判の仕組み、裁判官の仕事や生活、裁判官になつた理由などについて
※要望に沿って対応可能
- 時間
1時間～2時間程度

○ 刑事部

- 派遣先
東京都内の学校（小学校・中学校・高等学校）、企業等
- 講師
刑事事件を担当している裁判官
- 講義内容
裁判員制度について（裁判官の仕事、刑事裁判の仕組み等を含む）
※「裁判員制度出張セミナー」と題して実施
※要望に沿って対応可能
- 時間
1時間程度

申込方法等の詳細は、東京地方裁判所HPを御覧ください。
<https://www.courts.go.jp/tokyo/about/koho/index.html>



になっています。

こちらは東京家庭裁判所の出前授業等です。裁判所には、少年事件等を取り扱う家庭裁判所もあります。児童・生徒と同年代の関係者を扱う少年事件について裁判官から話を聞くことは、非行やいじめの防止といった観点から有益かと思えます。裁判所では幅広い事件を取り扱っていますので、学習の目的や希望する授業の内容に応じて、裁判所のホームページ等から窓口に連絡をお願いします。

最後に、弁護士会における出前授業等について紹介します。

日本弁護士連合会では、全国の単位弁護士会を通じて法教育の出張講座等を行っています。スライドのとおり、日弁連のホームページから各地の単位弁護士会にアクセスできるようになっています。

この場では、東京における弁護士会の出前授業等について紹介します。東京には東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会という3つの単位弁護士会があり、どの弁護士会でも法教育の取り組みを積極的に行っています。

このスライドに示したのは東京弁護士会における取組です。スライドの右側は東京弁護士会のホームページの画面の一部ですが、このように、さまざまな講座が用意されておりまして、希望の分野を選択して申し込むことが可能です。例えば模擬裁判、ルールづくりの講義、刑事裁判の傍聴、ジュニアロースクールやオタムスクールといったイベントなどの企画があります。

こちらのスライドは第一東京弁護士会の出前授業の一例です。また、こちらのスライドは第二東京弁護士会の出前授業の一例です。いずれも東京弁護士会と同じく、さまざまな講座が用意されています。

このように、法務省や検察庁、裁判所、弁護士会では、それぞれ現役の検察官、裁判官、弁護士が担当する出前授業等のプログラムを提供しています。本日は主に東京での取組を例に挙げて紹介しましたが、全国各地の検察庁、裁判所、弁護士会でも同様の取組を行っていますので、各機関のホームページなどを通じて、気軽

裁判所における出前授業等 東京地方裁判所

民事裁判ジュニアツアー
対象及び実施人数
・中学生及び高校生
・人数は学校単位で最大20名まで

< ツアーの一例 >

- 10:20 集合
- 10:30~10:40 傍聴前の事前説明
民事裁判の仕組みや傍聴する事件・手続について簡単に説明
- 10:40~11:05 民事裁判の傍聴
傍聴する事件の法廷に移動し、民事裁判(証人尋問)を傍聴
- 11:05~11:30 質疑応答
裁判を傍聴した際に感じた疑問や、裁判官のやりがいなど
- 11:30 解散

裁判所における出前授業等 東京家庭裁判所

- 派遣先
東京都内の小学校、中学校、高等学校、大学及び専門学校
- 講師
家事事件・少年事件を担当している裁判官
- 講義内容
家庭裁判所の仕組み、裁判官の仕事、裁判手続等
- 時間
1時間程度

申込方法等の詳細は、東京家庭裁判所HPを御覧ください。
https://www.courts.go.jp/Tokyo-f/about/koho/demaie_kougi/index.html

弁護士会における出前授業等


～各弁護士会が出前授業などの様々な法教育サービスを提供しています～



詳細は各弁護士会へお問い合わせください!

弁護士会における出前授業等 東京弁護士会

- 刑事模擬裁判
・小学生～高校生が対象
・生徒が裁判官、検察官、弁護人役となり、シナリオに沿って刑事裁判を実施し、法律家の論理的思考を学ぶ
・弁護士が司会進行を行い、模擬裁判後は、講評や質疑応答を行う(使用教材) 電子データ通信事件
- ルール作りを体験しよう!
利害関係や立場の異なる登場人物になりきって、様々な問題について、解決を図るためのルールを作る(使用教材) 小学生: ペットが壊れるマンションでペットの飼い方等に関するルールを作る 中学生用: 住居地そばに24時間営業のショッピングセンターができたことにより発生する問題を解決するためのルールを作る
- 裁判傍聴
・中学生以上の生徒が対象
・東京地方裁判所で、実際の刑事裁判を弁護士と一緒に傍聴する(解説付き)
- 夏休みジュニア・ロースクール
模擬裁判や裁判傍聴の体験を通して、法や裁判、弁護士を身近に感じてもらうためのイベントを実施
- オタムスクール
・中学生が対象
・日本公認会計士協会東京会との共催で、毎年秋頃に実施
・公認会計士、弁護士と一緒に、会計や裁判を体験できるイベント



に出前授業等の申込・相談をしていただければと思います。

また、本日は十分な紹介の時間を取れませんが、司法書士会でも法教育を積極的に推進しており、ホームページ等を通じて出前授業等を受け付けていますので、是非確認いただければと思います。

説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。

<司 会>

以上、法務省からの説明でした。

法教育の授業をしていただく際や、法教育の授業について、法律専門家と連携したい場合に、本日説明させていただいた内容を参考にいただければ幸いです。

以上で本日の第一部が終了となります。

弁護士会における出前授業等第一東京弁護士会

＜出前授業の例＞

- ◆わたしと法～ルール・権威（対象：小学校高学年）
ルールのない世界の物語を読み進めながら、ルールや法の意義・三権分立・ルール・評価等を学ぶ。
- ◆ルール作り（対象：小学校高学年・中学生）
マンションのペット問題・体育館を使うクラブ同士の調整等の身近な題材を使い、ディスカッションを通してルールを考える。
- ◆「契約」ってなんだろう？（対象：中学生）
中古自転車の売買を行うという設定で、買主又は売主の立場になって、契約内容の交渉や契約書を作成し、「きまり」の必要性などを学ぶ。
- ◆模擬模擬裁判（裁判員裁判の体験）（対象：小学校高学年・中学生・高校生）
生徒が中心となって刑事裁判を演じ、裁判員になったつもりで判決について議論（評議）する。
・生徒が反対尋問を考えるプログラムや、裁判部分のDVDを見て評議のみを行うプログラム等も。
- ◆模擬調停・民事模擬裁判（対象：小学校高学年・中学生・高校生）
友人同士のトラブル・ご近所問題などの身近な題材で、当事者や仲裁者等の立場から紛争解決方法を考えることで、対立と合意、利害関係の調整等を学ぶ。
- ◆これって公平？不公平？（対象：小学校高学年）
兄弟間でのお金の分け方、リレーの選手の決め方などを題材に、公平化かどうか（配分的正義）を具体的に考え、形式的な平等が必ずしも公平ではない場合があることを学ぶ。
- ◆マニフェストを作成しよう（対象：高校生）
社会問題をテーマに、マニフェスト（選挙公約）の内容を考えることで、公平と効率、民主主義、選挙権等について学ぶ。

弁護士会における出前授業等第二東京弁護士会


●出前授業一例

- ★模擬立法（模擬国会）授業～社会の問題について学び、その対処法を考えてみよう！
- ★模擬裁判授業～刑事模擬裁判を通じて多面的なものの見方・考え方を学ぼう！
- ★身近なコミュニティのルール作り授業～地域や学校での問題について解決方法を考えてみよう！
- ★契約のロールプレイ授業～契約について学び、交渉や契約締結を体験してみよう！
- ★模擬調停（ADR）授業～めもごとを自分たちで解決してみよう！
- ⇒社会で起きていることを自分事として捉え、考えることを意識した授業内容（主体的・対話的で深い学びの実践）になっています。学校のニーズに応じて教材のアレンジもしています！

●ジュニアロースクール

年に数回（主に春・夏・秋）、小中高生（在学していない同年齢者も含む）を対象に実施しています。
弁護士と一緒に「法的なものの考え方」を学ぶことに加えて、生徒たちの交流の場にもなっています。

●その他、裁判傍聴引率なども行っています！
詳しくは第二東京弁護士会のHPをご参照下さい！「二弁 法教育」で検索！



（第二東京弁護士会の法教育パンフレット）

【5. 分科会】

1) 小学校分科会

小金井市立南小学校 主任教諭 木村 法子
第二東京弁護士会 弁護士 根本 藍

〈司 会〉

それでは分科会の講師の方をご紹介します。小学校分科会の講師は小金井市立南小学校主任教諭の木村法子先生です。木村先生には本年7月に、小学生向けの模擬裁判教材を使って授業を実施していただきました。この分科会では、その際の授業について実践報告をしていただきます。また、木村先生の授業にゲストティーチャーとして参加いただいた、弁護士の根本藍先生にも同席頂いております。それでは、木村先生、根本先生、どうぞよろしくお願いいたします。

〈木村主任教諭〉

よろしくお願いいたします。ただいま紹介に預かりました、小金井市立南小学校の木村法子と申します。

簡単に自己紹介をさせていただきます。出身は青森県八戸市で、今週も車で18時間かけて帰ってきたところです。生まれは八王子市で、今は日野に住んでいます。1校目は青梅線の昭島駅近くの拝島二小でした。その後、世田谷区の等々力小に異動しまして、通勤時間1時間45分かけて何年も通いました。今は小金井市立南小学校で勤務をしています。

研究のことで申しますと、平成29年の教師道場を出まして、現在は東京都社会科研究会の5年部会と、社会科教育連盟の6年部会に所属しております。令和4年度の社会科教育連盟の6年部会の実践者として実践させていただき、この6月に実践発表をしてまいりました。

小金井市は東京都のちょうど真ん中あたりに位置する小さな市です。とても小さな市なので、小学校9校、中学校5校という小規模な市です。

本校について少し紹介させていただきます。本校は、隣に都立武蔵野公園という大きな公園がある自然豊かな学校です。武蔵野公園には野川という川が流れ

教員向け法教育セミナー 小学校分科会

令和5年 8月18日(金)

小金井市立南小学校
主任教諭 木村法子

自己紹介・学校紹介

氏名: 木村 法子
出身: 青森県八戸市→八王子市→日野市在住
経歴: 昭島市立拝島第二小学校
世田谷区立等々力小学校
小金井市立南小学校
研究歴: 平成29年東京教師道場
東京都社会科研究会5年部会
社会科教育連盟6年部会
令和4年度社会科教育連盟 実践者

自己紹介・学校紹介

小金井市立南小学校



ていて、スタジオジブリの「借りぐらしのアリエッティ」の舞台にもなったところで、この自然が好きで引っ越してくる御家庭がたくさんいらっしゃいます。体育の授業も、学活のお楽しみ会も、生活の時間も、みんなこの場所で授業をする感じで、ちょっと校外での活動があると「校長先生行ってきます！」という感じで、どの教員も週に3回ぐらいは利用するような、自然豊

かな伸びのびした学校です。これから紹介する実践授業についても、この学校の子たちは決して学力が高い子たちではないので、どの学校、どのお子さんでもできるかと思えます。

2021年からこの「もぎさい」企画に携わらせていただいて教材を作って、実践として4回授業を行いました。一昨年の2021年度は5年生の担任だったのですが、その時にお話をいただいて、6年生の担任になって教材を作りながら自分のクラスで授業をやってみて、隣のクラス、またその隣のクラスでもやってみて、更に年度を跨いで、今年度に入ってからの6年生のクラスを借りて授業をして、という感じで4回授業を行いました。その中で、法教育が少しでも広まるように、という視点で自分自身が感じたことも含めて発表させていただきます。

さて、今回の教材は法曹三者や法務省の方々など、たくさんの方と一緒に作らせていただき、小学校段階の子どもたちにどのように感じてもらいたいかを話し合いました。もちろん裁判の手続きについて知ってもらいたい、論理的な思考を身につけさせたいなど多くの望みはありましたが、法教育の現状を踏まえると、今回の教材のポイントは模擬裁判ですので、やはり最終的には「裁判って何か怖い」と思っている子どもたちが裁判員制度や裁判員裁判について少しでも興味関心を持ってもらえればそれで良いのではないかと、という話し合いのもと、教材を作っていました。

そして、もう1つの狙いとしては、先生方に法教育を実践するきっかけにしてもらいたいな、と思って実践をしました。昨今では「〇〇教育」というものがたくさんありますよね。その中でも、税理士の方を招いた租税教室とか模擬投票を行う主権者教育は、行っている学校がかなり増えてきたのではないかと思います。私も含めてですが、法教育と聞くと法律の専門家の方じゃないと扱いにくいとか、扱いが怖い。専門的知識がない方からすると敬遠しがちですね。でも本当は、人と人が社会で関わり合いながら生活する中で必ず起こってしまうトラブルとかその解決の仕方、そもそもルールがなぜあるのかということをお小生のうちから考える機会があるとい

自己紹介・学校紹介

小金井市立南小学校



全校児童
571人

開校50周年

ねらい

**子どもたちに
裁判員制度に興味を
もってもらいたい**

ねらい

**教員に法教育を
実践してみしてほしい**

うのは、本当は自然なことなのではないか、と自分自身も考えて今回実践してみました。

(参加者は教員の)先生方が多いと伺いましたので、ここの説明はさらっと簡潔に行きたいと思います。単元は6年の第1単元ですね。数年前の指導要領改訂から6年の第1単元となりました。つまり6年生になって子どもたちが初めて学習する単元がこの単元ということになります。日本国憲法の3つの柱を学習した後、三権分立、国会・内閣・裁判所のことを学習します。この授業自体は全ての学習が終了した後のトピックとして扱ってもいいですし、この8時間目の裁判所のところを2コマにして実践することが現実的かなと思います。6年の第1単元ですので、数年前だったら歴史の学習に胸を膨らませていた子どもたちが、「6年の社会ってなんかつままないじゃん」とならないようにするために、楽しいことがこの第1単元であるといいかなと思っています。

この授業の狙いは、模擬裁判を行い、友達と話し合い、いろいろな意見があることを理解した上で、自分なりの判断を行うということです。これらを実践するために、視聴覚教材とシナリオ教材の2つを作っていただきました。私は昨年度の子どもたちにシナリオ教材を実践し、本年度は視聴覚教材を実践しました。どちらも事件の内容は同じですが、視聴覚教材がテレビで映像教材を流すのに対して、シナリオ教材はクラスで子どもたちに配役を決めて劇をするというイメージです。

事件の内容です。今回の事件の被告人は桜田 門太郎(さくらだ もんたろう)さんです。門太郎さんは、どんな疑いをかけられてしまったのでしょうか。今回の被害者の名前は、東京人(ひがし けいと)さんです。京人さんが夜に寝ていると、駐車場の方からドン、ドン、ドンという音がしました。京人さんがすぐに窓の外を開けて見てみると、なんと京人さんの車を傷つけている人がいるではありませんか。京人さんはすぐに「やめろ」と大きな声で叫びました。その声を聞いた犯人は走って逃げました。京人さんは

単元計画		わたしたちのくらしと日本国憲法	
つかむ	調べる	まとめる・つなぐ	
① 日本国憲法と国民生活との関連について考える。	② 日本国憲法と自分たちの生活との関連を調べる学習問題をつくる。	③ 基本的人権の尊重と自分たちの生活	④ 国民主権と自分たちの生活
		⑤ 平和主義と自分たちの生活	⑥ ⑦ ⑧ 国会・内閣・裁判所の働き
		⑨ まとめ	⑩ 模擬裁判を体験し、司法制度への関心をもつ

実践のねらい

模擬裁判での事実をもとに、友達と話し合い、自分なりに判断する。

視聴覚教材 シナリオ教材

教材について



被告人
桜田 門太郎

教材について



被害者
東京人

ドンドンという音

窓の外を見ると・・・

走って逃げる犯人を携帯で写真に撮りました。これがその時の写真です。これは夜中の2時の出来事です。

次に、ここからは門太郎さんのお話です。京人さんの車が破損されたその日の夜中2時、門太郎さんは警察に職務質問をされています。そして、持ち物を調べられると、なんとカナヅチを持っているのです。しかもそのカナヅチには、後に調べて分かるのですが、京人さんの車の塗料が付いていることが分かるわけです。しかも、門太郎さんと一緒に職場で働く司 法子（つかさ のりこ）さんの話からこのようなことが分かります。事件の前日、門太郎さんはとても怒っていました。門太郎さんは、「サッカーの練習中、京人さんが蹴ったボールが自分のバイクに当たり、ミラーが壊れてしまった。京人さんは修理代も払わないし、謝ってもくれない。絶対に許さない」と言っていました。つまり、門太郎さんは京人さんに恨みがあって、動機があったということなのです。

ここまで聞くと「門太郎さんが犯人じゃん」と思ってしまいますが、でもちょっと待った、弁護人はこのように弁護をします。いやいや、門太郎さんがその日の夜中に出歩いていたのは、ゲームをしていてアイスを食べたくなかったから、コンビニに行こうとしただけです。持っていたカナヅチはたまたま拾ったものなのです、と。

ここまで動画の内容を私から説明したのですが、実際の動画も見ていただこうと思います。

〈動画放映〉

今の動画が、先ほどから何回も紹介させていただいている「もぎさい」法教育教材のページに載っている動画です。アニメーションと、このような実写が混ざっている動画になっていて、今は実写の部分を見ていただきました。

弁護人の意見をまとめますと、コンビニに行こうとしていた門太郎さんの

教材について







教材について




※くわしく調べたところ、京人さんの車の塗料が付いていることが分かりました。



しょうご
ひこくじん

証拠5 被告人と同じ会社で働く 司 法子 さんの話

供 述 調 書

事件の前日、門太郎さんは、とてもおこっていました。門太郎さんは、「サッカーの練習中、京人さんが蹴ったボールが私のバイクに当たり、ミラーがこわれてしまった。京人さんは修理代もはらわないし、謝ってもくれない。絶対に許せない。」と言っていました。

教材について

弁護人の説明





弁護人

格好と、京人さんが撮った写真の人物の格好が似ていたのは偶然で、カナヅチもたまたま拾ったもので、門太郎さんは怒って人のものを壊すような人ではない。だから、門太郎さんが犯人だとは言い切れない、というのが弁護人の意見です。

それに対して、検察官は次のように言います。事件の直後に、門太郎さんが京人さんの家の近くにいる、しかも格好まで似ていて、京人さんの車と同じ塗料がついたカナヅチを拾って、とそんな偶然が重なるわけがない。しかも、門太郎さんは京人さんに腹を立てていました。だから、門太郎さんは犯人に間違いないというのですね。

子どもたちはここまでの映像を見た後、次の2つのルールに従って話し合いを行います。まず、1つ目、「起訴された人が犯人であることについて確信が持てないなら、有罪にはできない」ということ。2つ目、「SNSとか噂とかではなくて証拠から分かることだけで判断すること」、この2つのルールに基づいて子どもたちは話し合いを行いました。これが実際に使ったワークシートです。小さくて見にくいのですが、自分は門太郎さんが犯人だと確信が持てたかどうか書く欄と、周りの友だちの意見を書く欄があります。今年度は私が6年の担当ではなかったので、6年の教室を借りて授業した様子を10分くらいご覧いただきます。

<動画放映>

弁護人の意見

門太郎さんが犯人だとは
言い切れない！

コンビニに行こうとしてただけ



弁護人

格好が似ていたのは偶然

たまたま拾っただけ

おこって人の物をこわす人ではない

検察官の意見

事件直後に、京人さんの家の近くにいた

ひこくにん
被告人が犯人であることは
まちが
間違いない！

犯人と似た格好をしていた



検察官


京人さんの車のと料が付いた
カナヅチを持っていた


京人さんに腹を立てていた

話し合いに向けて

ルール①

きそ
起訴された人が犯人であることについて
確信が持てないなら有罪にできない






話し合いに向けて

ルール②

しょうこ
証拠からわかる事だけで判断する





このような様子で時間がいくらあっても足りなくて、実際、この映像教材がノンストップで行くと30分あるのですね。それを1.2倍速にしたり、抜粋したりして、何とか20分に収めて、子どもたちがグループで話し合った後に全体で話し合ったので、かなりタイトな授業でした。門太郎さんが犯人だと言った子たちからは、「暗い中でカナヅチを見つけたのは不自然だ」、「しかもそのカナヅチに塗料がついているのが変だし、動機があるし、服装まで同じなんて偶然が重なり過ぎている」といった意見がありました。大人からすると「有罪に傾くのか

な」という事件かと思っていたのですが、やっぱり先ほどの「確信が持てないなら～」というルールが子どもたちにとっては大きくて、4回授業をしてみて、4回とも有罪・無罪が半々に分かれました。門太郎さんは犯人ではないと主張する子たちは、「似ている服はいくらでもある」、「夜中に出かける事もあるし、時間的に考えて、また犯人の心理として警察のそばを通らないのではないか」といった意見が4回の授業いずれでも出ました。

これらの話し合いを行った後に、根本先生に登場していただきました。

<動画放映>

このように根本先生には、刑事手続のお話や人権の話をしていただきました。実際の弁護士の先生が来ると、子どもたちはすごく気持ちが高ぶって興奮していて、授業が終わっても質問がずっと止まらない感じでした。ただ、弁護士の先生がいらっしゃることはすごく嬉しいことなのですが、言葉が少し悪いですが、この授業では弁護士の先生の使い方として、残り数分でお話いただくだけになってしまったのは、自分としては少しもったいないと思いました。ただ、この「もぎさい」法教育教材の良さというのは、弁護士とか検察官の方に来ていただかなくても、教師だけで授業ができるということを1つのポイントにしておりますので、そのような面では、（法律専門家からのメッセージ）動画もありますので、動画を流していただくというのも1つの手段だと思います。

授業の振り返りです。今回の授業を受けて、「人の人権を大切にしなければならぬということが分かった。」、「私は門太郎さんが犯人だと思ったけれども、犯人ではないという人もたくさんいて世の中には色々な考えの人がいると思った。」と、自分とは異なる考えの人がたくさんいるということに気づいています。また、「もし本当に裁判員に選ばれたら、人の人生を大きく左右することだから真剣に慎重にやる。」、「裁判って怖いイメージがあったけれど、話し合ってみると楽しかったです。」、「自分の意見


3. この裁判に提出された証拠によって、門太郎さんが犯人だと認めてもよいだろうか？

(1) あなたの考えを言ってみよう	(2) ほかの人の話を聞いてみよう
門太郎さんが犯人であることについて、自分が思う方に決しよう！ <input type="checkbox"/> 確信がもてた <input type="checkbox"/> 確信がもてなかった [そのように考えた理由]	[確信がもてた人の理由] [確信がもてなかった人の理由]

4. 今日の授業をふりかえって考えたことを自由に書いてみよう！

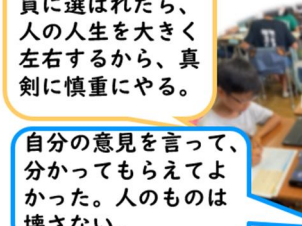


児童のふりかえり



今回の授業を受けて、人の人権を大切にしなければならぬということが分かった。
わたしは、門太郎さんが犯人だと思ったけれど、犯人ではないという人もたくさんいて、世の中には、いろいろな考えの人がいると思った。
 刑事事件では、証拠がとても大切で、証拠がないと有罪にできないことが分かった。

児童のふりかえり



裁判って、怖いイメージがあったけれど、話し合ってみると、楽しかったです。

裁判官にとって正解はないってモヤモヤするな。

もし、本当に裁判員に選ばれたら、人の人生を大きく左右するから、真剣に慎重にやる。

自分の意見を言って、分かってもらえてよかった。人のものは壊さない。

を言って、それを友達に分かってもらえて嬉しかった。」、また、事件のことを受けて、「人のものは壊しません」と書いている子もいました。裁判官にとって、判決を出すのはすごくもやもやするし、難しいことだなと書いている子もたくさんいました。根本先生の話の価値づけもあって、裁判員制度について「怖いな」というイメージではない印象になった子が多くなったことが良かったかなと思います。

ここで、根本先生に子どもたちの話し合いを見ていてどんなふうに思われたか、ご感想を伺いたいと思います。

<根本弁護士>

弁護士をしております、根本と申します。よろしくお願ひいたします。今回は学校に招いていただいて、弁護士をされていてこんなに人に歓迎されたのは初めてだというぐらい小学生から大歓迎を受けて、非常に嬉しかったです。そして、振り返りのところで話したことをすごく理解して、それを振り返りで言ってくれたのだなというところが分かってすごく良かったなと思います。

先ほども授業の様子を皆さんに見ていただきましたが、すごく授業がタイトでした。45分間で事案を把握した上で、自分たちの意見を話し合っ、それを最後にまとめるということで、最初この企画のお話を伺った時に、「できるのかな？」というのが正直なところで、小学生向けで法律用語が少ないですが、やはり 供述調書だとか被告人だとか黙秘権だとか、なかなか聞き慣れないことがいっぱい出てくる中でそれを聞いて、少し複雑な事案を理解してもらって、それに対して自分たちの意見を考えたらうというのは、なかなか高度なことだなと思ひまして、「できるのかな？」というのが正直な思ひだったのですが、実際授業に参加させていただいたところ、先ほどの発表のところでもお分かりになられたかと思ひのですが、自分たちが有罪だと思ひ理由とか無罪だと思ひ理由というのを、ちゃんと事実に基づいて根拠を自分たちで考えて皆さん発表しておられたので、そこが素晴らしかったなと思ひます。

ただ、私も小学生の娘がいるのですが、やはり小学生というのは自分がここだと思ひた事実には飛びついてしまうと、なかなか自分の考えから抜け出せないところがあると思ひのですが、今回の教材は、裁判における事実とは1つ、それをどのように相手が、弁護人側、検察官側からどのように見ていくかというところでだいぶ評価が異なるという事案でしたが、反対の意見を述べる生徒たちの意見を聞いて、生徒たちが自分たちの意見を変えたり納得するというような場面もあって、人の意見を聞いて自分の考えを変えていくことも1つの素晴らしい必要な力だと思ひますが、そういうところが養えたのではないかなと思ひます。

<木村主任教諭>

ありがとうございます。先ほども申し上げたように、今回の根本先生の登場の仕方は、私は大変もったいないなと思ひていたのですが、弁護士の先生方は、今回のような授業の仕方じゃなくても授業されているのですよね、実際はどんな授業が多いのでしょうか。

<根本弁護士>

そうですね、先ほどの第1部の方で弁護士による出張授業について紹介をしていただきましたが、弁護士として法教育の最終目的は、法的な考えを身につけてもらってそれを自分たちの社会で生かしていただく、そして自分たちに関わる紛争が身の回りで起きたときに、それを紛争解決の手段として使ってもらうということ、また、自分たちは社会の一員であるということに気づいてもらって、自分たちが社会を変えていく力があるのだということを知ってもらおうと

いうところを目標としてやっているのです、この模擬裁判というのもそのための1つのツールですが、模擬裁判に限らず、例えばルール作りの授業をやったりとか、模擬調停、何か争いが起きたときに調停みたいな形で話し合いをして解決するというをやってもらったりするなど、そういう授業をしています。弁護士からはこのような場合、この模擬裁判の場合でもそうですけれども、社会的な課題とか皆さんに考えてもらう課題を最初に投げかけて、弁護士としての視点を少し提供して、最終的に一番やっていただきたいことは、自分たちに考えてもらうというところで、それを弁護士はファシリテートするというような授業をやらせていただいています。

弁護士が何でそういうことをやっているのかというと、私たちは社会の問題に直面するような仕事をしています。社会で被害に遭われている方と対面することもありますし、そういう相手方と交渉して紛争を解決していくことも仕事としてやっておりますので、もちろん、教育については先生方が専門家で、どういうふうに教えていったらいいのかというところは私たちが学ばせていただかなければいけない点が多々あるというふうに思っていますが、「社会の課題についてこういう考え方がある」とか「被害にあった社会的に弱い立場の人からするとこういう考え方もある」というような、1つのスパイス、より多角的な視点を生徒さんに提供できるのではないかという考えで、弁護士としても法教育活動に携わらせていただいております。

<木村主任教諭>

ありがとうございます。税務署の方を呼んだりとか模擬投票したりとか、金融教育、主権者教育と最近すごくたくさんやっている中で法教育をする意義ということ、学校に来て法教育をする意義ということについて、ちょっと重なるかもしれないのですが、どのようにお考えですか。

<根本弁護士>

本当にこの法教育が目指すところというのは、先生方が教育基本法に基づいて生徒さんたちを教育するものと全く合致していると思っていて、教育基本法の第一条でも人格の完成と社会的・民主的な国民を育てるところが第1の目標で、そういうことを目標に先生方も授業をされていると思うのですが、まさに法教育というのはそれを実践しようという1つの考え方というか、法的な考え方を利用して、そういう国民を育てていこうというところを目的としておりますので、先生方が行っているものと最終的には目標は同じであり、法教育というものは教育の現場でも広めていただくと非常に使えるというか、非常に有意義な考え方なのではないかと思っております。

<木村主任教諭>

ありがとうございます。この実践をしてみて、まだ動画教材ができあがったのが今年の3月の30日ぐらいでして、6月に実践をしておりますので、まだまだもしかしたら改善すべきところがあるかもしれませんが、私がやってみた感じとして成果と課題をお伝えします。

成果は3つですね。「意見を共有し合えることの楽しさを味わえる」、「問題を解決することの難しさが分かる」、「刑事裁判手続において厳格なルールが定められている意義についての理解を少しは深められる」、というところが大きいかなと思います。また、資料集に乗っているグラフで、裁判員候補者の辞退率がこのようなグラフになっていますが、子どもたちがそれを踏まえて、こういうことを勉強したうえで、裁判員って何のためにあるのだろうかとか、ど

うやって考えていくのだろうということ
を、「裁判员＝怖い、恐怖、やめよう」というのではなくて、小学生のうちから、実際に考えた事案を基に話し合うことで、恐怖心というものが少し払拭されるのではないかと思っています。

課題としましては、先ほども申し上げたとおり、一にも二にも視聴覚教材の時間が長いので、視聴する部分を吟味する必要があるなと思っています。法曹三者の方々のメッセージも含めると全部で40分くらいになってしまいますので、どの部分を見せるかということを含めて私も指導案を書かせていただいて、チャプターがこれとこれとこれを見ると何分に収まりますということホームページの方に上げていまして、今回もそれに基づいて授業

をさせてもらいました。また、考えて自分なりの判断を出すことが大切だよと最初にいくら言っても、授業が終わると根本先生のところに行って、「結局どっちなの?」「結局有罪なの?」と、みんな答えを尋ねに行くのですよね。やっぱり正解を求めてしまうというのが多いなと思っています、(NHKの)昔話法廷を使ったことのある先生も多いかと思うのですが、見た後に「結局有罪なの?」となることが多いと思うのですよね。なので、今回の授業の狙いや意義はここだよ、ということ教師自身も踏まえた上で実施することが大切かなと思います。

学級の実態に応じてですが、法教育が少しでも広まる一助になるかなと思ったのが、私は去年シナリオ教材の方をやらせていただいて、この台本を1人1台のタブレットに送ったり紙で用意したりとか、その準備さえできれば子どもたちの中で検察官役、弁護士役、そしてクラスの中で一番人望が厚い人に門太郎さん役をやらしてもらったりして話し合うと、すごく盛り上がったし、保護者の方々も見ていてすごく楽しい授業になるので、もしかしたら正当な方法ではないかもしれませんが、法教育が広まるという意味では、こういうところから広めていくのもありんじゃないかなと思います。しかし、これはあくまで学級の実態に応じた参考程度です。


これで終わります。御清聴ありがとうございました。

<司会>

木村先生、根本先生、ありがとうございました。それでは、質疑応答に移ります。ご質問が

成果と課題

成果




年	辞退率 (%)
2009	53.1
2010	53.1
2011	53.1
2012	53.1
2013	53.1
2019	53.1
2020 (推)	66.3

- 意見を交流し合うことの楽しさを味わえる。
- 問題を解決することの難しさが分かる。
- 刑事裁判手続において厳格なルールが定められていることの意味についての理解を深められる。

成果と課題

課題



- 視聴覚教材の時間が長い。
→視聴部分を吟味する必要性あり。
- 児童が正解を求めてしまう。

教材について

模擬裁判シナリオ「初めての審議」

※カッコ書きは動詞の活用形のため、読みかえてよい。

学級の実態に応じて

↓

シナリオ教材

場面	役割	セリフ
被告入の検察(大定検検)	裁判官	それでは、裁判を始めます。
	被告入	被告人は、証言の前に立ってください。
	被告入	(証言前まで出る)
	裁判官	(被告人が証言の前に入ったのを確認して) 起訴は、同じですか。
起訴状の検察	被告入	起訴 判決です。
	裁判官	(検察官に向かって) 検察官、起訴状を読んでください。
	検察官	(起訴し、裁判官の方を向いて) 被告人は、6月12日午後2時、ホウリス町6丁目3番のホウリス庭園において、葉 菜久さんの車を盗み去ったと主張しています。

ある方はマイクをお持ちいたしますので、その場で挙手をお願いします。

<質問者>

御講義ありがとうございました。お聞きしたいと思ったことは2つありまして、1つ目が、先生が用意された資料の中に「確信が持てた」という言葉があって、「確信」となると、(手続としては)最後はきちんと証拠をそろえないといけないのに、「確信」という言葉が合わないのではないかと思ったのですけれども、何か意図があってのものでしょうか。

<根本弁護士>

難しい言葉でいうと、「合理的な疑いを入れない程度に証明できたかどうか」というところですが、それがなかなか難しいので、「確信」という言葉に言い換えられているのかなというふうに私は理解をしております。

<木村主任教諭>

このワークシート自体は(細かい文言までは)自分が作成したものではなく、法務省の方々に検討していただいたもので、どうでしょうか、これも検討の余地ありですかね。

<司会>

確かに、小学生に向けてどういった言葉が理解しやすいかというところで「確信」という言葉を用いたのだらうと思いますが、今後教材が改訂していくこともありますので、どういう表現が子どもに向けて理解しやすいものであるか、このワークシートについても検討したいと思います。

<質問者>

ありがとうございます。もう1つが、木村先生は社会科のご専門であるという話だったと思うのですが、今日、このセミナーを受けていて、「道徳」ともかなり関わりがあるのではないかと思ったのですが、時間的に「社会」だけで授業されていたのか、また、これから「道徳」の時間を使う可能性があるのかをお聞きしたいです。

<木村主任教諭>

ありがとうございます。この教材を作成するときに、まず「これは本当に社会科でいいのか」という議論もありました。「道徳」なのか「学級活動」なのかという話もあったのですが、この教材を見たときに、これは「道徳」で使えるし「学級活動」でも使えるなど選択肢が多いよりも、これは社会科の裁判員制度・司法のところでも扱うものだとした方が、先生方に手に取ってもらいやすいのではないかという考えもあり、社会科で取り扱うものとして取り組んでいます。ですが、もちろん内容的に「道徳」にかなり近いのではないかという議論はありました。実際的なことで申し上げますと、社会科は5年・6年が本当にタイトで、毎回終わらないですね。指導要領で今まで3学期にあったものが1学期になったのも、やはり歴史を3学期までやり過ぎてしまって、3学期の内容がやっつけみたいになっていることもすごく多く、そういう面も含めて3学期にしているということがあるので、プラス1時間は、という感じで取り組んでいます。

<司会>

ありがとうございました。その他いらっしゃいますでしょうか。

<質問者>

ありがとうございました。今日見せていただいたシナリオ・題材なのですが、私は本年度に同じ題材で授業をやらせていただいております、インターネットで拝見したものでやらせていただいたのですが、やってみて私の中で反省と言いますか、失敗したなど思った部分があります。

私は映像を一切見せずにシナリオの方でやったのですが、子どもの役割は裁判官と裁判員、弁護人、検察官と分けて、被告人だけ教員が行いました。そして私が子どもに身につけて欲しかった力は、先ほど根本先生の話にあったような多角的な見方、「すごく犯人に見えるけど、もしかしたら違うかもしれない」という、批判的な思考をしてほしかったので、（子どもたちが）質問を出来るようにしたのです。それをしたことによって、「そんな可能性はないだろう」と思うような、「こうだったかもしれない」、「ああだったかもしれない」と一気に（意見が）出てしまっていて、現実的ではないなと思いつつ、しかし、これが狙ったものであるとも思いつつ、実際、（木村先生が）シナリオ教材を使ったときに、質問ややり取りの中で、似たようなケースがあったらどう対応したか、教えて頂けたらと思います。

<木村主任教諭>

ありがとうございます。すごく気持ちがわかるなと思っていて、こういう教材を知る前は、前の学校でも（NHKの）昔話法廷をやっている先生方がたくさんいて、その授業を見たり、哲学的なことをやっている先生の授業を見にいったりしたのですが、「もしかしたら」ということが多くなってしまっていて、ありえないレベルの「もしかしたら」に沢山なってしまうなと思っていました。

この教材を作るときにおいても、そのような「もしかしたら」が子ども達から出るかも、という私自身の恐怖もあったので、あまり質問とか出さずに事実に基づいて話そうということは、このシナリオ教材を使った時においても子どもたちに話したところ。すごく小さなところから妄想のようになってしまふところは難しいところだし、すごくわかるなと思います。

<質問者>

今日はありがとうございました。私はまだ法教育をきちんとまだ教えたことがなくて、今日聞いて、「ああ、やってみたいな」と思いました。その上で伺いたいことが2点ありまして、1点目が、先生はシナリオ教材と視聴覚教材のどちらも実践されたということなのですが、実践された上での先生の授業の肌感として、（授業に対する）子どもたちの入り方が違ったかなと思うのですが、どのようなシナリオ教材と視聴覚教材の違いがあったのかをお聞きしたいのと、課題のところで、児童が正解を求めてしまうというのは、私も「うちのクラスもそうだろうな」と思うのですが、では先生としてはどういう落としどころにしていたのか、その（授業の）終末のところについて伺い出来たらなと思いました。よろしく願います。

<木村主任教諭>

ありがとうございます。1つ目のシナリオと視聴覚教材の違いについては、視聴覚教材の方が準備は少ないなと思いました。チャプターのところを流せば、事件の内容を全員が把握できるし、教員も準備が少ないというのがメリットだと思います。ですが、見ている時間が20分と結構長いので、授業の展開としては間延びしてしまうのが否めないかなと思います。シ

ナリオ教材の方については、クラスの中でのキャラを立てながら、門太郎さん役をやってもらったり、弁が立つ子に弁護士役をやってもらったり、いつも一生懸命真面目な子に検察官役をやってもらったり、また、私はあえて検察官役、弁護士役、門太郎さん役には台本を渡したのですが、他の子には台本を渡しませんでした。そうすると、その子たちは初めて事件を知るわけですね。事前に渡していた子達には、少し感情を込めて言えるように練習してきてというと、すごく演じてくれるのです。そうすると、初めて見る子達も熱量が授業に入っていくのがわかります。そういう意味では、準備も必要だし、子どもたちの練習も1日程度必要ですが、シナリオ教材は授業に熱が入るのかなという感じがしました。

2つ目に関しまして、4回目の視聴覚教材の時には根本先生に来て頂いたのですが、シナリオ教材の時にも、前の2回の視聴覚教材でも弁護士の先生はいらっしゃらなくて、しかも法曹三者の方のメッセージ映像もまだできていない状態で一回やりました。その時に、どうやって授業を落とそうかとなった時に、「隣の家門太郎さんが住んでいたら怖いよね、物を壊されるかもしれないよね、でも逮捕されない、捕まらないかもしれないのはどうしてだと思う？」という話を最後に子どもたちに聞きました。すると、やはり犯人かもしれないけど犯人じゃない時が一番怖い、自分の家族だったら嫌だ、という話を子どもたちは話していて、最後は人権的なところに落とすということが一番しっくりいったかなと思っています。

<司会>

ありがとうございました。時間の都合上、次の質問を最後とさせていただきます。

<質問者>

今日は実践の発表ありがとうございます。1点だけ質問したいところがありまして、これだけ子どもたちが試行錯誤しながら、意見が泉のように出てきて、考えが飛び交う様な授業で、最後に弁護士の方がいらっしゃるなんていう授業をすると、子どもたちの生き方に響くというか、この後にもつながるようなすごく素晴らしい実践かなと思うのですが、この社会科だけでの実践が他の部分に波及して子どもたちに現れた部分（影響）など、そういったところがあれば教えてほしいと思っております。例えば、この教科でこんな風に出てきたとか、学校生活の中でのこういう風な彼らの生き方に響いている部分であるとか、そのようなところがあったら教えて頂きたいなと思いました。

<木村主任教諭>

まだ「この子がこんなに成長した」とか大きな変容とかは感じられていないのですけれども、根本先生も仰っているように、子どもは自分の感じたことを正しいと思ってそれを主張するのですが、それと同じくらいの熱量で違うという人がいて、最後に振り返った時にもう一回「裁判って必要だな」とじっくり考える子もいるし、「やっぱり人の物って壊さない方が良いな」と自分に落とし込む子もいましたし、議論の後に子どもたちがじっくり考えて振り返った言葉に意味があると思ひ、「あの子はああ言ってたしな」というのが、普段の活動の中でも、人の意見を聞くというところには少しは反映されているのではないかと思います。

<質問者>

ありがとうございます。社会科だけでそこまでいけたら素晴らしいなと思って話を聞いていたので、先ほど仰っていたように「特活」とか「道徳」とかに広がっていくと、もっともっと子どもたちの生き方やあり方が変わっていくのかなと思いました。ありがとうございました。

2) 中学校分科会

立川市立立川第三中学校 教諭 三枝 悠平
東京地方裁判所 判事 水越 越夫

〈司会〉

時間になりましたので、ただ今から中学校分科会を開始いたします。それでは分科会の講師をご紹介します。中学校分科会の講師は、立川市立立川第三中学校教諭 三枝悠平先生です。三枝先生には本年7月に中学生向けの模擬裁判教材を使って授業を実施していただいたところです。この分科会では、その授業について実践報告をしていただきます。また、三枝先生の授業にゲストティーチャーとしてご参加いただいた、東京地方裁判所裁判官の水越壮夫判事に同席いただいています。それでは三枝先生、水越判事、どうぞよろしく申し上げます。

〈三枝教諭〉

本日はお集まりいただき、誠にありがとうございます立川市立立川第三中学校の三枝悠平と申します。どうぞよろしく申し上げます。

では、始めに私の自己紹介の方からさせていただきますと思います。学校は先ほど言いましたように、立川市の第三中学校という学校になります。初任校で、現在5年目ということで、おそらく僕よりも年次の長い先生方がたくさんいらっしゃるということで、こうした立場は非常に恐縮なのですが、5年目の若手教員という立場から、今回こういう実践をしましたという報告ができればと思いますので、お願いいたします。

現在、中学校3年生の担任を持っておりまして、今年度は1年生の地理を2コマと、3年生の歴史と公民を16

コマ担当しています。また、その他の所属として、東京都中学校社会科教育研究会の公民専門委員会の方で、研究部員の方を務めさせていただいています。また、社会科ですので、地理も歴史も公民も、もちろん専門ではあるのですが、特に専門としているのは主に金融経済教育を専門としておりまして、修士論文及び学会掲載論文については、ここに記載のような論文を執筆しておりますので、もしご興味があれば検索していただければと思います。

また、社会科教員としての現在の関心なのですが、大きく2つあります。1つ目が、10年後の社会を見据えた社会科教育の意義や役割という所なのですが、この仕事をしているのやりがいという所に、もちろん、日々の生活の中で子どもたちの小さな成長とか、小さな進歩とか、そういったところを見ることも喜びなのですが、特に社会科教員としては、10年後、彼らが社会に出ていった時にその社会の中でどう社会に貢献していくことができるか、そのような姿を想像するのがこの仕事のやりがいだなと僕は思っていますので、そうなった時に、社会

教員向け法教育セミナー
中学校分科会
令和5年8月18日(金)
立川市立立川第三中学校
三枝 悠平

1 自己紹介

所属 立川市立立川第三中学校 (初任校で5年目)
今年度は1年生の地理を2コマ、3年生を16コマ担当

その他の所属 東京都中学校社会科教育研究会 公民専門委員会

論文 子どもなりの経済的な見方・考え方に着目した授業モデルの開発: 行動経済学の知見を手がかりとして

現在の関心 10年後の社会を見据えた社会科教育の意義や役割
倫理資本主義など資本主義経済の新しい形とその授業化

科教員にとって求められるものというのは、私自身も10年後の社会がどういう社会で、そのためにどういう資質能力を身につけさせる必要があるのかということを考える必要があると思っております。それで、3年目までは特に授業に関して困ったなということが少なかったのですが、去年、結構授業に関して困ったなと思うことが多くなって、自己分析した結果、やっぱりこの部分が自分なりに見えなくなってきたのかなと思います。例えば、技術の進歩であるとか、パンデミックもそうですし、終わりの見えないロシア・ウクライナ戦争もそうですし、10年後、この先、日本社会、世界情勢がどうなっているのだろうかということが、僕自身も語るのなかなか難しいなという、去年そういう段階にありまして、やっぱりここは原点に立ち返って考える必要があるのかなということで、現在の関心としております。また、先ほど述べたように2つ目は金融経済教育を専門としてきましたので、盛んにいろいろと言われますが、資本主義経済の新しい形、現在、倫理資本主義なんていうのも模索されていますが、そういった形を、難しいですが、生徒自身なども考えていけるような授業などを構想できたらと考えております。

続きまして、「法教育って？」という項目なのですが、先ほど申し上げたように、私自身は実は法学を専門としてきたわけではなく、法教育に力を入れてやってきたというわけではなかったのですが、今回、令和3年12月から模擬裁判のプロジェクトが始まって、僕も一からしっかり勉強しないといけないと思ひまして、まず、様々な定義とか潮流をまとめました。

簡単な確認なのですが、法教育の潮流ということで、日本の中では90年代前半までというのは憲法教育が中心であったと。それが90年代前半に入って、限界性が見えてきた。同時並行的に、法曹専門家団体、まあ弁護士会ですね、弁護士会による研究実施もなされていました。2001年に裁判員制度が示されて、司法教育の充実につ

いての言及がなされます。2004年に法務省の方でもですね、法教育について次のような定義がなされております。法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなくて、法やルールの背景にある価値観、司法制度の機能・意義を考える思考型の教育であること。これは先ほどの講義の方でも触れられていた部分だと思うのですが、要は概念の習得であるとか、見方、考え方を身につけるといところが目的なのかなと。成瀬先生の方でも先ほど、刑事裁判の話でしたが、刑事裁判の基本的な考え方を大掴みで理解させるという言及がありましたが、やはり細かな条文とか知識を教えるというよりは、概念や見方、考え方を身につけていくということは、これは社会科の教育、法教育に限らず大きなところかなと思われま

す。こちらはですね、アメリカのCenter for Civic Educationが示す法教育の目標ということで、理解・技能・信念と3つに分けて法教育の目標が示されております。

2 法教育って・・・？

法教育の潮流

- ①1990年代前半、それまでの憲法教育中心の法教育の限界性
- ②法曹専門家団体による研究・実践
- ③2001年の司法制度改革審議会で裁判員制度が示され、司法教育の充実への言及

法務省法教育研究会（2004）

「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである。・・・法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であること・・・」

続きまして、本実践、本教材の意義についてなのですが、大きく4つの面から意義を述べさせていただきたいと思います。1つは社会面ですね。昨年の民法改正により、成人年齢が18歳に引き下げられたと。高校生でも裁判員になる可能性があるということで、やはり去年というのはまた新たな法教育の転換点だったのではないかと。この先は、ここについて着目していく必要がある。

2つ目が、学習指導要領との関わりですが、特に真ん中の下線ですね。抽象的な理解にならないように、裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して理解できるようにするなどの工夫とあります。この工夫については、今回実践させていただいた模擬裁判などが1つの工夫になり得るのではないかなと考えております。

続いて、実際に教材を作っていた模擬裁判プロジェクトの企画検討部会の中で出された模擬裁判をやることの意義になります。令和3年12月から（プロジェクトが）始まって、結構かなりの数の会議を重ねてきたのですが、最終的に分かりやすく2つのポイントに収れんしていきました。刑事裁判を模擬的に体験することを通じて、司法制度の意義や厳格なルールを理解を深めるとともに、裁判員制度の関心を深めることができる。証拠から認められる事実について、異なる立場からの評価を踏まえ、被告人が有罪であるか検討することで、物事を多面的、多角的に考察・表現する力を養う。大きくこの2つに意義があるんじゃないかというところに落ち着いていきました。

4つ目が、授業者プラスアルファということで、それに加えて実際に実践を行った僕自身が模擬裁判を行うことについて、どういう意義があるのかというところで、1つ大きいのは、1人の人間の生死さえをも左右する重い判断になるわけですね、裁判の判決というのは。ですので、それを国家権力のみ委ね

Center for Civic Educationが示す法教育の目標

- 理解 Knowledge
「立憲民主主義の基礎にある原理、価値、制度の理解を促進させること」
- 技能 Skills
「若い人々が有能で責任ある市民になるために必要とされる技能を発達させること」
- 信念 Beliefs
「公私の生活において意思決定したり、紛争を調停したりするときに、民主的な過程を用いることの理解と意思を促進させること」

参考文献
中村一義編 村松謙監修 (2020)
『法教育の理論と実践-自由で公正な社会の担い手のために-』現代人文社

3 本実践（本教材）の意義

社会面

2022年の民法改正により成人年齢が18歳に
→高校生でも裁判員になる可能性 法教育の新たな転換点

学習指導要領との関わり

大項目C 私たちと政治 (2) 民主政治と政治参加 ウ

法に基づく公正な裁判によって国民の権利が守られ社会の秩序が維持されていること・・・司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることについて・・・抽象的な理解にならないように裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して理解できるようにするなどの工夫が大切である。・・・裁判員制度が導入されたことについて理解できるようにすることが大切である。

学校で「もぎざい」プロジェクト企画検討部会

刑事裁判を模擬的に体験することを通じて、司法制度の意義や厳格なルールへの理解を深めるとともに、裁判員制度への関心を深める

証拠から認められる事実について、異なる立場からの評価を踏まえ、被告人が有罪であるか検討することで、物事を多面的・多角的に考察・表現する力を養う

授業者 + a

1人の人間の生死さえも左右する重い判断

- 国家のみに委ねるのではなく、国民も当事者意識を
- 重大な判断ゆえに責任感をもち、慎重かつ根拠をもって判断する力

※公民専門委員会 「市民性」
社会に対する責任感をもち、公共性を備え、倫理観に基づいて意思決定や行動ができるなどの資質・能力

→市民性涵養の一助にも

るのではなく、国民も当事者意識を持つ必要がある。そしてその重大な判断に、そこに責任感を持って、慎重かつ根拠を持って判断する力が要る。私が所属しています公民専門委員会の方では、社会科の目標というのは市民性の育成である、市民性の定義については、社会に対する責任感を持ち、公共性を備え、倫理観に基づいて、意識決定や行動ができるなどの資質能力と定義付けています。これらを考えると、模擬裁判という活動も市民性の涵養の手助け、一助になるのではないかなと考えました。

ここまで4つの視点から、模擬裁判をやることの意義についてのお話をさせていただいたのですが、実際に現職の裁判官をされている水越判事の方から見る、模擬裁判を行う意義というのも、私の方からお話を聞いてもよろしいでしょうか。

<水越判事>

東京地裁の裁判官の水越と申します。

今回、三枝先生と一緒に授業参加させていただいたわけですが、今の「模擬裁判の意義」という点、基本的には先生がおっしゃったものと特に大きく異なるところはないと思うのですが、まず、裁判官としては、第1にやはり裁判員裁判が普段行われていますが、その裁判員裁判に選ばれる年齢が18歳に引き下げられたということです。中学生になると、近い将来裁判員に選ばれる可能性がある、そういう立場になると思います。そういった生徒の皆さんに、刑事裁判にまずは興味を持ってもらって、身近に感じてもらう。そして、裁判員に選ばれた時に、積極的に参加をしてもらって、活躍をしてもらう。それが、まず第1に浮かぶ意義かなと思います。

あとは、先程もお話にありましたが、国民の権利と、社会秩序の維持という裁判の意味ですね。それを理解してもらおうという点では、刑事裁判というのは、まさに国民、被告人の権利と社会秩序の維持と、そこが直接的に問題になる、直接関わる、そういう場面ですので、それを模擬とはいえ体験してもらおうということは、とても重要なのかなと思っています。

<三枝教諭>

ありがとうございます。

では、続きまして、本実践の位置付けについてご説明させていただきます。まず、実施時期について、

(法務省から) ご依頼いただいた時は、実施する時期が6月中旬から7月の頭ぐらいを目安に実施をお願いしますということで、このタイミングだと、司法の学習のところには辿り着きませんので、どうするかというところで、ただ単発で実施する

ような特別の授業にはしなくなかったので、大項目Aの現代社会を捉える枠組みにちょっと位置付けてみようかということで、この単元に模擬裁判を位置付けました。ですので、ちょっと裏テーマ的に、この大項目Aの(2)に位置付けることで、司法の意義とか役割の理解、裁判への関心を高めることができるかという点と、対立と合意、効率と公正への理解を深めることができるかという点をちょっと裏テーマ的に設定をしました。

4 本実践(本教材)の位置づけ

実施時期 7月初旬

単発で実施する特別授業のようにはならないように・・・

大項目A 私たちと現代社会(2) 現代社会を捉える枠組みに位置付け

この単元に「模擬裁判」を位置づけることで・・・

○司法の意義や役割への理解、裁判員制度への関心を高めることができるか

○対立と合意、効率と公正への理解を深めることができるか

続きまして、本実践を行う前に生徒に3項目のアンケート調査を行いました。1つめが、シンプルに裁判所や裁判について、どのようなイメージを持っていますか、自由に書いてくださいと、自由記述のアンケートを取りました。これを見ていただくと、もちろん、特に「なるほど、核心をついているな」というところの子たちを抜粋はしているのですが、結構、司法の学習をする以前に、「なるほど、結構概念とか核心をついているな」という意見を持っている子が思ったより多いなという印象でした。

2項目めが、裁判所や裁判について学習をする場合、知りたいことや疑問に思うことを記述してください、という項目を設定しました。結構いろいろな意見が出てきたのですが、特にこういったものが多かったというものを抜粋させていただきます。

せっかくですので、おそらくこの後、司法の単元などを迎えていって、授業する先生方もいると思いますので、授業の切り口というか、ネタにももしかしたらなるのかなというところもありますので、実際に水越判事の方にも、この子どもたちの疑問に、水越判事であればどういうふうにお答えをするのかという点をいくつかお伺いしてみたいのですが、2つ目の、実際に裁判官の方が判決を下すときにはどのような気持ちなのかという点と、あと、1番個人的な興味もあり、4月くらいに関連の記事をよく目にしたのですが、今後裁判にAIなどが活用されることはあるのかという、この2点について、水越判事の方からお話を伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

<水越判事>

そうですね。2つ目の、判決を下すときはどのような気持ちなのかという点ですが、まずは、判決というのは、被告人の人生をも左右しかねない、そういう重いものだということ。これはとても意識しているところですので、特に、有罪か無罪かが争われている事件では本当に正しい判断と言えるのかというところを、慎重に慎重を重ねて検討しています。もちろん、判決をするときには緊張もしますし、よく考えて判決をしているところです。理性的に考えて決められたのかというような質問も出ておりますが、今、「正しい判断と言えるのか」と申し上げましたが、正しい判断というのは、法と証拠に照らして正しい、という意味なので、感情、あるいはフィーリング、そういったもので判断が左右されるということはないし、そういったことはあってはならないと考えています。

それから、AIの話ですね。これは裁判官としては、若干耳が痛いようなところもあるのですが、裁判官の仕事はAIなんかにはできません、と言えればいいのですが、なかなか直ちにそうは言えないところがあって、やはり技術と進歩というのはすごいところがありますので、おそらく与えられた証拠から有罪無罪を判断するとか、刑を決める、量刑を決める

5 アンケート調査（一部抜粋）

「裁判所」や「裁判」にどのようなイメージをもっていますか？

「平等」が1番求められるところ。

被害者と加害者の将来に関わる重要なこと。とても裁判官が大変で裁判官の判決が他人の人生を左右してしまうことが怖いなどと思う。

日本の法律に乗っ取って決め、**逆に日本の法律を動かすこともある**と思う。

裁判に対しては検事の方がやや有利に見える。弁護士はどちらかと言えば**無罪にさせる側ではなく、罪を少しでも軽くする側**というイメージがある。

弁護士も殺人者について公平にするという点に良いことだなと思うし、大変だなと思う。私はやりたくない。

「裁判所」や「裁判」について学習する場合、知りたいことや疑問に思うことを記述してください。

裁判の流れや仕組み、弁護士と検察の役割
裁判は平均でどれくらいの期間続くのか

裁判官は判決を下すときどのような気持ちなのか
判決は理性的に考えて決められたのか

弁護士は被告が100%悪くても守らなければいけないのか

第三者が人の命をどうするかまで決めていいのか疑問に思う

国民の意見は取り入れないのか
裁判に評価というはあるのか

今後裁判にAIが活用されることはあるのか

と、そういったことをAIができるかと言え、今はできるか分からないですが、少なくとも近い将来できるようになるのではないかなと思います。ただ、そうなった場合に、裁判においてAIを実際に活用するのか、ひいてはAIが裁判官に取って代わるのかというところ、これを考えると、それを最終的に決めるのは国民なのだろうと思います。もし、AIの判断で有罪無罪だとか、刑の重さが決められるということに国民が納得できる。言い換えれば、人間の裁判官よりもAIの方が信用できると国民が考える。そうなれば、我々裁判官はいらなくなる、AIに取って代わられるということになるのだと思います。裁判官としては、そういうことにならないように、国民に納得できるような裁判をするように心掛けていく必要があると思っています。

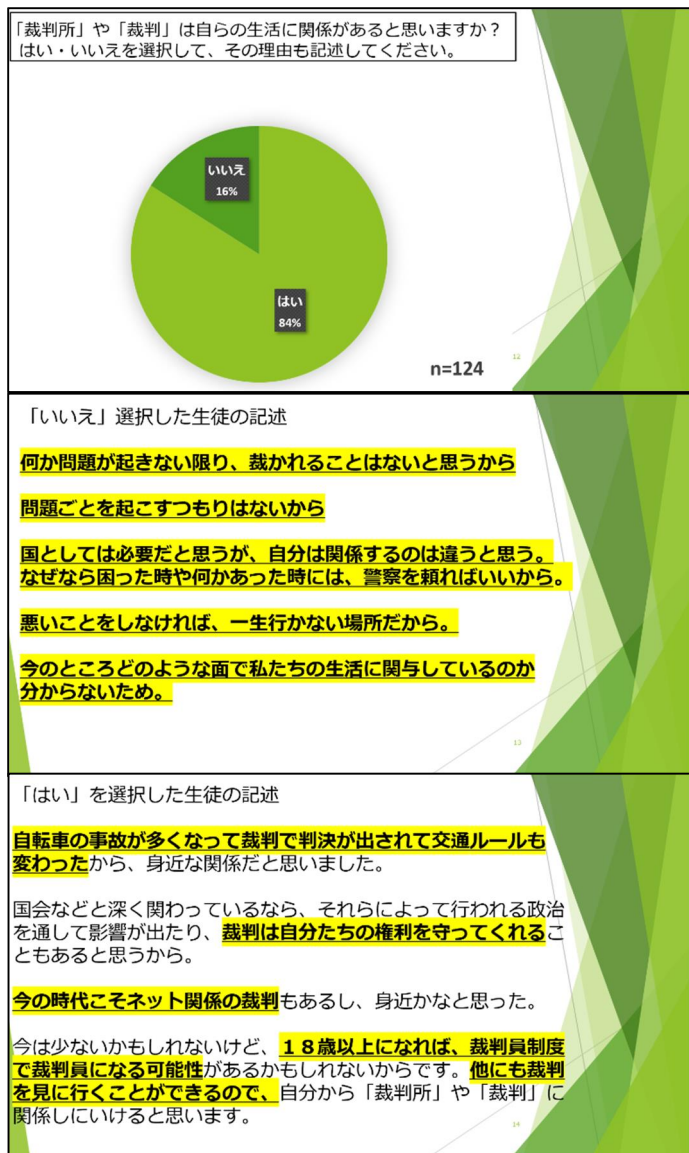
〈三枝教諭〉

ありがとうございます。

続きまして、3つ目の項目ですね。裁判所や裁判というのは、自らの生活に関わり関係があると思いますか、はい・いいえを選択してその理由も記述してください、という項目になります。「はい」と回答した生徒が84%、「いいえ」と回答した生徒が16%という結果になりました。

「いいえ」を選択した生徒の記述としては、概ね自分が何か罪を犯さなければ自分が裁判に関わることはないという認識が強いということから「いいえ」を選択している生徒が多かったと感じられます。

一方で、「はい」を選択した生徒の記述なのですが、例えば、自転車の事故が多くなって裁判で判決が出されて、交通ルールも変わったから身近な関係だと思いました、であるとか、今の時代こそネット関係の裁判もあるし、身近かなと思った、であるとか、自分が何かしなくても知り合いなどが何かをしてしまっただけで裁判にかけられたら証人などになるかもしれないから、など、先ほど申し上げたように、思ったよりも司法などの学習を実際にする前に、生徒たちは日々の生活、ニュースなどを見聞きする中で、彼らなりの、いわゆる素朴理論ではないですが、そういったものを形成しているのだなということが感じられました。やはり、この子どもの前提知識を生かすというのは大事だと思いますし、先ほどの小貫先生の発表の中に、黙秘権についての子どもの矛盾という話がありましたが、確かに権利として黙秘権というのはあるんだよ、ただ子



どもたちは悪いことをしたことについて、やっぱりそれを話さないといけないという道德感ですね。そういうところの矛盾というものが、彼らは日々の生活の中で、そういう理論を形成していますので、こういったものを把握して授業につなげていくということは大事かなと思っています。

続きまして、単元の構成についてです。現代社会の見方・考え方の単元に位置付けたので、このような構成になっています。第1時では、自分たちは大なり小なりどんな集団に属しているのかを考えさせて、我々も社会的な存在であるというところを説明していきます。第2時、第3時で、よく教科書にも記載されている体育館の利用方法の形を考えさせる授業を、第4時、第5時では、より身近なところから社会的な問題へというところで、過疎地域の公共交通機関をどうするかということをして2時間。第6時で、ここからどう持っていくかというときにちょっと苦しいところもあるのですが、実際は調停とかもありますので、合意できないときは、ということを考えさせて、そこから司法の力を借りる場面も必要になっていくよねということで、第6時のそこに持って行って、企業間の著作権に関する争いの事例を出して考えさせました。そこから、今度は刑事訴訟を見てみようということで、本時の第7時を行い、第8時で単元の振り返りを書かせています。

続きまして、本時についてですが、概ね導入で学習への動機付けや目標を示し、展開部では動画の視聴であったり、個人ワーク、そしてグループワークで有罪か無罪か判断し、発表をする。そして、水越判事からも最後に講評をいただき、本時の振り返りを記入するという流れになっております。この後、映像でお見せします。

事件の概要についてですが、こちらについては、既に法務省のホームページの方に掲載さ

裁判所が罪を裁くことで、罪人が適切に裁きを受けられて、**自分たちの生活の安全や平和が守られている**ので、関係があると思います。

自分が何かしなくても、知り合いなどが何かをしまして裁判にかけられたら、証人などになるかもしれないから。

自分の生活に関係があってもしくはないけど、**将来遺産相続などでもめたとき**、関係があるかもしれないから。

6 単元の構成について

単元を貫く問い

「意見の対立や争いはどのように解決していくべきだろうか」

時程	学習内容
第1時	私たちはどんな集団に属している？
第2時	体育館の利用方法をどうする？①
第3時	体育館の利用方法をどうする？②
第4時	過疎地域の公共交通機関をどうする？①
第5時	過疎地域の公共交通機関をどうする？②
第6時	合意できない時は？-民事訴訟を例に-
第7時 (本時)	模擬裁判を体験してみよう
第8時	単元の振り返り

7 本時について

流れ	学習活動
導入	<ul style="list-style-type: none"> ○前時までの学習の確認 ○本時の学習への動機づけ ○問い 有罪か無罪かどのように判断されるのだろう ○目標 事実や証拠関係について様々な面から考え、個人・グループで結論を導こう
展開	<ul style="list-style-type: none"> ○刑事裁判の重要なルール、目録手続の確認（動画視聴） ○検察官・弁護人それぞれの主張の資料を参考に、各事実を判断する ○グループになり、個人の考えを共有する ○証拠関係の資料も参考に、グループとして有罪か無罪か判断する ○各グループが根拠とともに自分たちの判断を発表する
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○裁判官の方からの講評 ○ワークシートに本時の振り返りを記入する

事件の概要

被告人が、道路上を歩いていた被害者に対し、被害者が肩に掛けていたショルダーバッグを引っ張って転倒させるなどの暴行を加え、現金（千円札5枚）入りの茶封筒が入ったショルダーバッグを奪い取り、被害者に傷害を負わせたとして起訴された強盗致傷の事案であり、被告人は「自分は犯人ではない」と主張している。

れていますので、このような事件の概要だということをご認識いただければと思います。ワークシート及び資料についても、既に法務省のホームページの方に「もぎさい」法教育教材として全て掲載していますので、そちらをご参照いただければと思います。

ただし、1点だけ注意なのですが、ワークシートについては今回、実際に法務省の方でアップされているものから少し組み替えています。というのも、実際に、今日これから映像で見ていただくクラスの授業をする前にちょっと試したら、もう少し変えた方がよりいいかなという部分が出てきたので、そこに関しては、実際に先生方も自分なりにアレンジすることができるフォーマットになっていますので、ホームページに上がっているものを実態に合わせて組み替えていただければと思っています。

こちらホームページに掲載されている証拠関係書類になります。これらはですね、最近はタブレットを生徒たちが持っていますので、僕自身は学校のWi-Fiがなかなかうまく機能しない場面が多いという関係で今回使わなかったのですが、生徒たちのタブレットの中に事前に納めておけば、印刷等する必要はないのかなというところで、そのような活用もあるかと思えます。

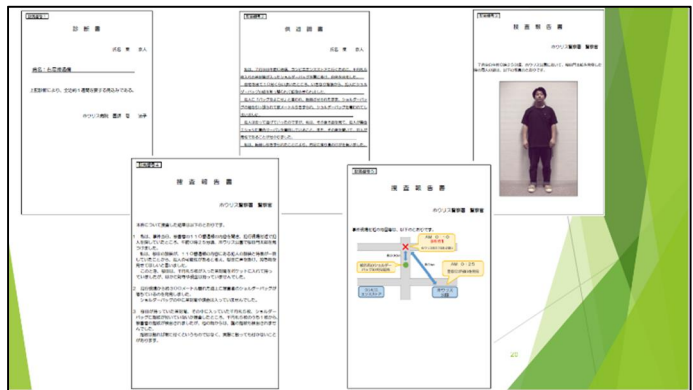
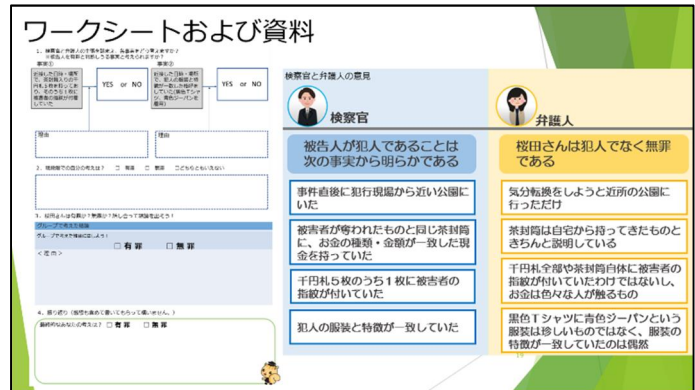
それではこの後、授業の様子を見ていただくのですが、今回、話し合いの部分だけを抽出してそこだけ長めにとって（映像で）流すということにするか、始まりから終わりまで大体こんな流れでやっています、という形でお見せするか、どちらにしようか迷ったのですが、僕自身としてはこういう場に来たとき、授業実践を見るときに頭から終わりまで大体の流れがつかめた方が何となく認識しやすいということが多いので、話し合い以外の部分についても、大体こんな感じ、導入はこんな感じでやって、終わりはこんな感じでしています、ということについて全体感が分かるような映像になりますので、お願いいたします。

<動画放映>

<三枝教諭>

というような感じで授業の導入は行いました。様子を見てお分かりかと思いますが、担任をしているクラスなのですが、元気いっぱい、反応はすごく多いクラスになります。

続きまして、本教材は、動画で実際の裁判の様子などを動画としてまとめているのですが、実際は丸々見ることは時間的に1コマではかなり難しいので、それに関しても、先生方において使用する部分を選定していただければと思うのですが、その様子を簡単にお見せいたします。



<動画放映>

<三枝教諭>

というような形で、動画教材も活用ができるところです。

続いて個人ワークですが、この後ですね、弁護人と検察官のそれぞれの主張について記載されている、先ほどワークシートとして紹介したそちらの資料を既に生徒に配っています。その資料をもとに、個人としてどのように考えるかという個人ワークの時間を設けています。

次に、個人で考えた後、意見の共有をしている場面になります。今回、定点で1つの班だけを取っている形になるのですが、実は結構班を見て回っていて、この班も結構良いことを言っているなという場面も結構あったのですが、映像は1つの班についての定点になりますので、そちらを御了承いただければと思います。

<動画放映>

<三枝教諭>

続きまして、この後、証拠関係の資料を1人ずつ配布して、証拠の検討をしている場面になります。

<動画放映>

<三枝教諭>

証拠の検討の続きになります。

<動画放映>

<三枝教諭>

時間の関係もありますので、次の場面に行きます。続いて有罪・無罪の判断をグループで下す場面です。

<動画放映>

<三枝教諭>

最後、発表とまとめの場面になります。

<動画放映>

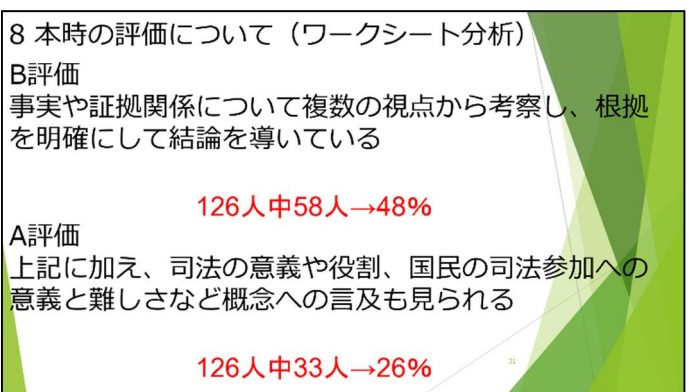
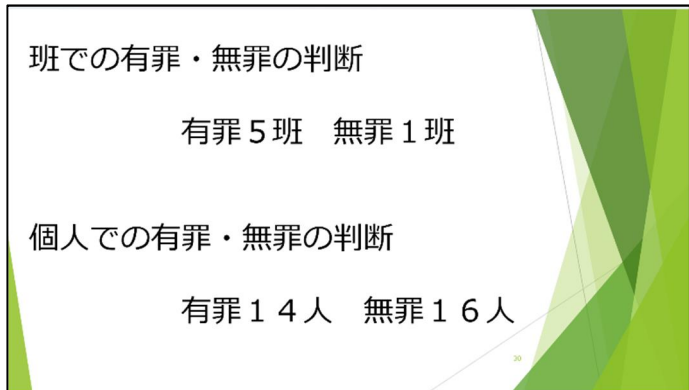
<三枝教諭>

というような感じです。思ったよりも音声が届かない状況だったので、ちょっと聞きづらい部分が多かったと思うのですが、何となくの雰囲気の流れとしては、このような形で1時間を終えています。最終的に、班での有罪・無罪の判断については、実は少し偏りが出て、有罪5班、無罪1班という結果ですね。他のクラス、残り4クラスが各学年にあるのです

が、大体半々くらいないし無罪の方が多いかな、という状況だったのですが、このクラスは有罪5班、無罪1班という偏りが出ました。ただ、最後にもう一度水越判事の解説や他のグループの発表なども踏まえて、個人での有罪・無罪の判断をしてくださいとワークシートを書く場所があるのですが、有罪14人、無罪16人とちょうど二分する形になりました。

本時の評価についてなのですが、ワークシートの分析を行ったところ、一応、B評価としたのが、事実や証拠関係について複数の視点から考察し、根拠を明確にして結論を導いているというところで、126人中、58人が、「概ね満足」の48%となりました。さらに、上記のような記述に加えて、司法の意義や役割、国民の司法参加の意義と難しさなど、いわゆる概念に近づいている言及も見られた生徒については、126人中、33人ということで、約74%がB評価以上という数値が出ました。評価としては、先ほど基準を示したように1つの視点だけではなく、いくつかの視点から考察をして自分なりの結論を導いている、というところになります。

先ほどは有罪ですが、こちらは無罪の生徒の記述例になります。A評価例については、B評価例の記述に加えて、こういった記述があればA評価としました。例えば、「その人たちのこれからに深く関係している」、「長い時間をかけて行っているという意味」、「公正な判断は難しい」、「正解のない問題に答えを出すことの難しさや自分が決めることの責任の重さを考えることができました」、「この判断で被告人の人生が決まってしまう」、「その人の人生がかかっているので、罰の決定はととても慎重にする必要がある」、「1人の人生を変えてしまう重要なもの」、「証拠や法律に基づき、主観で決めないようにすることが大事」などの評価、記述が見られました。いわゆる概念に近づく記述かなと考え



B評価例

有罪
まず、被害者の指紋がついた千円を持っていた。これを「たまたま」というのは無理がある。次に気分転換に封筒を持って公園にいたということだ。飲み物を買うにしてもそんなにお金は使わないし、これなら無罪でも別の犯罪をしていると思ってしまふ。最後は、他に怪しい人がいないということだ。これらのことから僕は有罪であると考える。

他の班の意見を聞いて、気分転換で茶封筒を持つかと言われたら持たないと思うし、偶然が重なりすぎているので有罪だと考えた。今回はあまり決定的な証拠がないし、地図なども見ていると、犯人が他の人だとしたら逆の道から逃げた可能性もあると思うし、無罪とも捉えることができるなと思った。

無罪
なぜなら、防犯カメラや目撃情報などの有力な証拠が不十分であったからです。被害者一人の証言だけでは確信はもてません。また犯行時刻が深夜であることから、服の判断を行うことは極めて難しいです。このことから犯人と断定することは難しい。そして、茶封筒に指紋が発見されなかったことが一番の理由です。

「気分転換」の5000円は財布に入っていたのではなく、茶封筒に入っていた。もし家からお金を持っていきたいなら財布を持っていくはずだ。また、深夜に服装、性別が一致した人間が茶封筒に5000円を入れ、さらにその一枚に指紋がついて、事件が起きた場所の近くの公園にいることは、偶然では起こりえない。だが、もし犯人ならもっと遠くへ逃げるだろうし、わざわざ茶封筒以外の持ち物を持たずに犯行にうつるとは考えにくい。よって無罪の可能性も捨てられず、無罪とした。

ています。

最後に、単元の振り返りの記述例になります。「裁判では特に公正が重視されていることが分かった」、「公正を保つために細かい法律が定められている」、「社会集団では、様々な立場の人が納得できるために効率と公正のバランスが大切だ」、「公正が保たれていなかったらこそ、それを解決するために、法律や妥協を交えた上での対等の話し合いが必要とされているのだと考えた」「対立と合意の学習を進めていく中で、立場を考えて発言したり、人の考えを尊重したりすることが大切だと学んだ」、「ルールは社会の仕組み、社会全体の1人1人を守るためにあると考えた」、「法律は人を平等に判断し社会の基礎となるもので、対立から合意に向けての大切な判断基準になっていると学べた」、「社会の問題と私たちの日常のトラブルとは少々違うかもしれませんが、効率を求めた方がいいのか、公正を求めた方がいいのかは究極の選択だと感じました」、「裁判などの対立と合意と、私たちの身近にある対立と合意は、遠そうで、そう遠くない距離だと考えました」、「裁判は遠い存在だと思っていたものが一気に身近に感じられました」、という記述になります。

最後に成果と課題なのですが、まず成果としては、概念に近づく記述が見られたということです。本来、指導要領において司法に関わる内容というのは、Cの2に位置付けられていますが、今回は授業の実施時期の関係でAの2に位置付けました。そのため、憲法や人権についての学習もしていない状態ではあったのですが、ワークシートの記述から司法の意義や役割など概念へ近接する記述が見られ、教材としての一定の有効性を示すことはできたのだと考えています。

A評価例

裁判は**その人たちのこれからに深く関係していること**だと改めて考えました。**長い時間をかけて行っている**という意味がよく分かった気がします。

公正な判断は難しいけれど、不自然な点が多すぎたため**有罪**としました。**正解のない問題に答えを出すことの難しさ**や**自分が決めることの責任の重さ**を考えたことができました。

被告人が絶対**に有罪**といえる証拠がありませんでした。有罪にも無罪にも判断できてしまう。しかし、**これで被告人の人生が決まってしまう**。重大なことなので、もっと決めるのが難しいです。

証拠からは桜田さんの所持品が封筒だけというのはおかしいと思ったけど、そのおかしいだけで「有罪」ときめてしまうと**その人の人生がかかっている**ので、**罰の決定はととても慎重にする必要がある**と思いました。

実際に模擬裁判をやってみて、**1人の人生を変えてしまう重要なもの**だと改めて思った。**証拠や法律に基づき、主観で決めない**ようにすることが**大事**だと考えた。

9 単元の振り返り

裁判では特に**公正が重視されている**ことが分かった。その**公正を保つために細かい法律が定められており**、歴史上でもノルマントン号事件で領事裁判権を取り戻そうと、法律が重視されているのだと考えた。また、社会集団では**様々な立場の人が納得できるために、効率と公正のバランスが大切だ**ということを学んだ。昔は意見が違おうとすぐに対立して争い、**公正が保たれていなかったからこそそれを無くすために法律や妥協を交えたうえでの対等な話し合いが必要とされている**のだと考えた。

対立と合意の学習を深めていく中で、社会集団での対立は避けられないもので、**その中で合意できるように立場を考えて発言したり、人の考えを尊重したり**することが社会集団の一員として大切だと学んだ。また、ルールは**社会の仕組み、社会全体の一人一人を守るためにある**と考えた。法律は人を平等に判断し、**社会の基礎になるもので、対立から合意に向けての大切な判断基準になっている**と学べて、社会のルールは欠けてはいけないものだ と知れた。

私は対立と合意がいかに身近に頻繁に起こっていることなのか、そして大切さについて学びました。この単元を通して**効率と公正の2つの視点から対立から合意へと向かっている**ことを知りました。社会の問題と私たちの日常のトラブルとは少々違うかもしれませんが、**効率を求めたほうがいいのか公正を求めた方がいいのかは究極の選択だ**ということを感じました。司法の力を借りる**裁判などの対立と合意と私たちの身近にある対立と合意は遠そうで、そう遠くない距離だ**と考えました。模擬裁判をやってみて、**裁判は自分に遠い存在だ**と思っていたものが**一気に身近に感じられました**。

2つ目に、法的思考の高まりです。有罪・無罪の判断には偏りが見られましたが、最終的な個人の判断はちょうど半々になりました。それだけ生徒も刑事裁判の難しさを実感し、加えて、水越判事の解説を通じて考えが揺れ動いたのだと考えています。これは思考過程において、事実や証拠について多面的・多角的に捉えた証であると、教材としての一定の有効性を示すことができたのではないかと考えています。

続きまして、最後に課題ですね。1つ目が、実務家の方との連携のあり方になります。やはり1コマで実施するということで時間的な制約もあったのですが、裁判官の方と生徒たちの関わりの時間を、もう少し確保する必要があったなと考えています。生徒の思考過程を十分に支援するためには、複数の実務家の方に入っていた方がよりいいのかなと考えました。少なくとも2班に1人、3人体制くらいで各班を支援していただくことで、よりこの模擬裁判の有効性というのは高まるのではないかと考えています。

2つ目に、単元のまとまりを見通した模擬裁判モデルの構想です。模擬裁判の授業の効果、今回のこの教材に関しても、単元にどういう風に位置づけるかで、その効果というのが大きく変わってくると考えられます。今回の実践ではAの2に位置づけましたが、Cの2の政治単元で、どういうふうに位置づけることでその有効性を示していけるかという点は僕自身も課題と言いますか、今後構想していく必要があるかなと考えています。

以上で発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

<司会>

三枝先生、水越判事、どうもありがとうございました。それでは質疑応答に移りたいと思います。ご質問のある方はその場で挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。

<質問者>

座ったままで失礼します。私は教員ではなくて、犯罪被害者の遺族です。このタイトルの事件の概要で、被害者はショルダーバックを引っ張って転倒させられて、傷害を負わされているわけですよね。さらに金銭を奪われている。ここで、無罪に加害者がなったときに、真犯人は出てくるのでしょうか。

解決等にはならないような気がするのと、被疑者というものが法教育の中で、先ほども(教材に)出てくる中で、人命だったり身体だったり財産だったり被害を被った被害者というのがここに出てこなくて、非常に何かもやもやするというか、授業の中で成果とか興味を持つとか、また更に高校生になったときに、とかあると思うのですが、じゃあこの傷害も

10 成果

○概念へ近づく記述

本来、指導要領において司法に関わる内容は、C(2)に位置付けられているが、今回は授業の実施時期の関係で、A(2)に位置付けた。そのため、憲法や人権についての学習もしていない状態ではあったが、ワークシートの記述から司法の意義や役割など概念へ近接する記述が見られ、教材としての一定の有効性を示すことができたと考ええる。

○法的思考の高まり

班での有罪・無罪の判断には偏りが見られたが、最終的な個人の判断は二分した。それだけ生徒も刑事裁判の難しさを実感し、加えて裁判官の方の解説を通じ、考えが揺れ動いたのだと考えられる。これは思考過程において事実や証拠について多面的・多角的に捉えた証であると言え、教材としての一定の有効性を示すことができたと考ええる。

11 課題

○実務家の方との連携

時間的な制約もあったが、裁判官の方と生徒たちの関わりの時間をもう少し確保する必要があった。生徒の思考過程を十分に支援するために、複数の実務家の方々(少なくとも2班に1人)で支援をしていただくことで、より有効性が高まったのではないかと考える。

○単元のまとまりを見通した「模擬裁判」モデルの構想

「模擬裁判」の授業の効果は、単元にどのように位置づけるかで大きく変わると言える。今回の実践では、A(2)に位置づけたが、C(2)の政治単元でどのように位置づけることでその有効性を示せるか、今後構想していく必要があると考える。

負わされたお金も取られてしまった被害者は、この後の生活がどうなっていくのか、これが頭の中に浮かんでしまいました、というのが感想です。

<三枝教諭>

ありがとうございます。とても重要な視点と言いますか、僕も確かにこの教材を作る上でも、まず1つ大前提として、この教材については、生徒たちが考える上では「どちらが正解であるか」というのは求めている教材ではないので、水越判事が最後のまとめのところで、どちらかが正解ではないんだよ、ということは示しているのですが、確かに被害者の方の視点、実際に被害に遭われて、生徒たちの疑問の中にも実際によく出てきた疑問として、「実際に罪を犯した人を弁護士が弁護していくのってどうなんですか」という疑問を持っている生徒たちもやはりいて、そういう被害者の視点というところについては、1つ教材作りの上で参考にさせていただければと思います。ご質問ありがとうございます。

<質問者>

貴重な授業実践と水越先生のお話、ありがとうございました。質問を1つお願いします。授業の中で、実際に水越判事の意見があったということなのですが、個人的に、子供の視点からすると、実際の判事の意見を聞いてみたい、判決まで見てみたいという意見があると思うのですが、実際に判事が判決を言ったのかということと、水越先生の意見を聞いて、子供たちの意見が変わったのか、そういうところを回答願いたいと思います。よろしく願います。

<三枝教諭>

まず、実際にこの事件についての水越判事の具体的な見解というものは話していただいているとはいえません。どちらかというとは最後は、「みんなどう思う？」と、「この授業に正解はないんだよ」という話だったので、水越判事自身の見解は生徒には伝えておりません。あと、生徒の認識が変わった点というと、数値的なところで、この事件の内容だと有罪と認定するには証拠が足りない部分が多いと思うのですが、それでも最初の段階では結構有罪とする班が多かったので、結構偏ってしまったなと思いましたが、最後、水越判事からそういう講評・解説をいただいたところで、これだけでは判断してはいけないのだな、罪を確定するためにはもう少し慎重に決定をする必要があるのだな、というところの感想、記述が多くなったので、その点については変化が見られたのかなと考えています。

<質問者>

実際に（水越判事が）判決は下さないというところで授業は終わったのだと思うのですが、リアルな問題として、判決を下さないといけないじゃないですか。というところで、リアルを求めるならば、やっぱり判決を、プロの方の判決を聞いてみたいなという意見があるかなと感じました。

<水越判事>

実際、これは私も非常に難しいとっていて、どっちかと言うことは可能だったかもしれないですが、必ずしもそれが正解かどうかは私自身も確信ができないような、そういう（偏らないという意味で）微妙な題材だったかなと思います。そういったこともあり、私としては、結論がどちらであったかというところは置いておいて、いずれにしても、有罪にするに

しても無罪にするにしても、被告人であったり、被害者を含む事件の関係者、あるいは一般国民が納得できるだけの理由付けをする必要があるというところを説明した、その点にある程度の重点を置いたということです。

<質問者>

私も教員ではなくて、福祉施設から参りました。実は明日、ルールづくりの法教育プログラムを初めて行うのですが、その中で、やはり6人体制ですと、なかなかこの子はあまり発言しないなといった子がいたりとか、あとすごく生徒さんが意欲的に取り組んでいらっしゃるの、水越判事が入ってもちゃんと（生徒が）受け止めているということから、三枝先生は既にきちんと信頼関係が生徒さんと成り立っていると言いますか、三枝先生はいつもこんな面白いことに取り組んでいらっしゃるのだな、「乗ろう！」という生徒の意気込みが画面からすごく伝わるところで、非常に努力をされているのではないかなと思っています。あと、2人の実務家が入ることで、おそらくもっと（授業が）温まっていくのだと思うのですが、そういったことは可能なのでしょうか。それは三枝先生にお聞きする事ではないかもしれませんが、その3つについてお願いします。

<三枝教諭>

まず、グループの人数のことですよね。ここは結構色々意見があると思うのですが、4人にすれば発話量が増えて回るのではないかと、ということもあるのかと思うのですが、僕自身としては、学校によるとは思うのですが、グループを形成するときには班長を決めて、班長会をやって、ある程度、例えば学習の中になったときに話が全員回れるような班分けをしているので、その辺を配慮すれば人数の方は6人でも4人でもそんなに変わらないと。4人を主張される先生も結構多いですが、僕はむしろ6人の方が班をケアしやすい、だいたい1クラス36名くらいを考えた時に、4班×9は教員側がケアするのが結構大変なので、やはり6人班くらいの方がいいのではないかなというのが1つ目です。

2つ目のところは、もちろん生徒が頑張りを見せてくれているということがあるのですが、僕自身も工夫というか、意識しているところは、やはり子どもたちは社会科の学習が別に好きじゃない、興味がないのではないかと、ということをもっと大前提に置いています。例えば、僕が社会科、もちろん子どもものときも好きでしたが、歴史の中で「縄文時代から弥生時代には様々な変化が生まれた、それはなぜだろう」という問いがあった時に、その問いだと別に社会が好きでもそんなに興味関心は湧かないんですよね。そのような問いを、「この問いなら考えたいな」「この問いなら頑張ってみよう」と、学力の差も当然あるのですが、出来るだけ多くの子が「この問いには取り組みたいな」という仕組み作りは日々工夫しているところではあります。

最後の、（実務家が）複数人で入れるかという点は私も確認していないので、実際、法務省の方にご回答いただく方が良いのかなと思うのですが、回答可能でしょうか。

<司会>

可能かどうかという点を即答することは出来ませんが、そのようなご要望があれば、それを踏まえて対応するという形になるかと思えます。

<質問者>

本日は貴重なお話をありがとうございます。先生が資料でお示しになった「班での有罪・

無罪の判断」で、有罪 5 班、無罪 1 班と出ているのですが、これはグループで話して、班での全員一致の意見なのか、それとも過半数での意見なのかどうか、お伺いさせて下さい。

<三枝先生>

なるほど。基本的には全員一致で出しているのですが、いや私はこっちなんだけど、となつて、しぶしぶ班としての結論を出したというところもあるのですが、基本的には、全員一致で出しています。

<司会>

質問はこれで終了とさせていただきたいと思います。改めまして、三枝先生、水越判事、本日は誠にありがとうございました。

3) 高等学校分科会

茨城県立並木中等教育学校 教諭 石本 由布子
水戸地方検察庁土浦支部 検事 尾上 和矢

〈司会〉

時間になりましたので、ただ今から高等学校分科会を開始します。

分科会の講師をご紹介します。高等学校分科会の講師は、茨城県立並木中等教育学校教諭石本由布子先生です。石本先生には、本年6月に高校生向けの「もぎさい」法教育教材を使って授業を実施いただきました。この分科会では、その授業についての実践報告をしていただきます。また、石本先生の授業にゲストティーチャーとして参加していただいた、水戸地方検察庁土浦支部の尾上和矢検事にもご同席いただいています。それでは石本先生、尾上検事、どうぞよろしくお願いします。

〈石本教諭〉

ご紹介に預かりました、茨城県立並木中等教育学校の石本と申します。よろしくお願いいたします。それから、今日は心強いパートナーとして尾上検事もいらしてくださっていますので、まずは尾上検事の自己紹介をいただきたいと思います。

〈尾上検事〉

ご紹介に預かりました、水戸地方検察庁土浦支部で検察官をしております、検事の尾上と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈石本教諭〉

では、本日は2人で進めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

まず、私のここまでというところを少し、自己紹介も兼ねて説明させていただきます。私は今回、今日のテーマ「もぎさいにチャレンジ！」とありますが、本日はまず皆さんに模擬裁判の楽しさを知っていただきたい、ということが1つ目の目標です。そして、その際に実務家の協力を得ることで、自分たちの不安が解消されて、非常にやりやすくなるということで、そういう協力関係を作っていきたいということをお伝えするのが2つ目の目標です。以上2点のことをお伝えしたいと思っています。

まず、私についてですが、今回ここには公民科の教員という立場で立っていますが、元々は日本史で採用されています。実は、ちょっと変わった経歴かもしれないですが、最初の勤務校



というのはアメリカのテネシー州というところにある在外教育施設でした。在外教育施設というのは、慶應ニューヨーク校やロンドン立教のような、日本のカリキュラムに基づいて教育を行っているけれど現地法人で運営しており、生徒さんは駐在員さんのお子さんや外交官のお子さんが多いです。寮があつて、慶應ニューヨークだと都会ですが、ロンドンにも、もしかしたら通っているお子さんもいるのかもしれませんが、私がいたこの明治学院の附属のアメリカ校というのは完全寮、全寮制の学校でした。生徒の多くは海外に住んでいて、やがて日本に戻っていくという前提で日本式の教育を受けたいという人もいれば、逆で、アメリカに来たばかりだけれども、その後、アメリカの大学への進学を目指しており、いきなり高校というのは厳しいので、こういったところで少しクッションを置いている、そういう人もいました。

半分日本、半分アメリカみたいところで、スタッフの皆さんは 教科を教える日本人以外、あとは全員アメリカ人という、運営の方はアメリカの人たちがやっているという学校でした。そこに4年間いました。結構長いと今になってみれば思うのですが、その頃は嵐のように毎日が過ぎ、あつという間でした。

4年間過ごしたので、大統領選を経験できたのです。これはやはり社会の教員としてはすごく大きな経験でした。その時の大統領選は2000年の時です。ブッシュ・ジュニアとアル・ゴアの大統領選挙でした。アル・ゴアはテネシー州出身で、とても保守的なところですよ。南部にあるので、いわゆるキリスト教原理主義のような人たちがたくさんいます。共和党の地盤のため、結果はアル・ゴアが負けますが、その選挙戦の際に、近くにアル・ゴアが来たのです。だからこれは行くべきだと思い、生徒と一緒にキャンペーンに行きました。

ちなみにその選挙キャンペーンは、どういうところでやるとお思いますか。アメリカですから、「そういうところでやるのだ」ということに驚きました。どんな施設でやるのでしょうか。どんなところだと思えますか。アメリカだからだとビックリします。ホテルですか。まず屋根はないです。屋根がないとは、どういうことでしょうか。公園だと思えますか。公園は、屋根がないですよ。アクセスが良いというのがまずヒントです。アクセスが良くて屋根がない。屋根がある部分もあるのですが、そのスピーチは屋根がないところでやっていました。どういうところでしょうか。ディズニーランド。残念ながらテネシー州にないです、フロリダの方にはあるかと思えますが。場所は空港です。空港の建物の中ではなく、滑走路の横です。つまり、アル・ゴアが専用飛行機で来て、そのまま降りて来てスピーチをして、そのまま飛行機に乗って飛び立っていく、さよなら、というようなところまでを、一連の流れとして経験できるというものでした。

もう1つビックリしたのが、このような座席があります。座って待ち、アル・ゴアの飛行機が来て、降りて来た、本物だ、と見ていました。恐らくそれは党員の人たちの席だと思えます。私たちは後ろで立ち見でした。アル・ゴアさんが来て1時間ぐらいスピーチをします。1時間もします。きちんと政策について1時間。例えば外交について10分、財政について10分、教育について10分等、1項目10分程度話すと大体1時間ぐらいになります。1時間があつという間でした。全然長いと思わないです。そして少し席が決まっています。少し決まっていますが、1番前の方に座っているのは どんな人たちだと思えますか。前の方2、3列分はあなたたちと振り分けられている人がいました。それは誰だと思えますか。偉い人かもしれないです。偉い人かは、見方の問題です。いかがでしょうか。若者は近いです。そうです。小さな子どもたちなのです。小学生や、本当に幼稚園生ぐらいの小さな子どもたちが最前列の2、3列分の席を確保してもらっています。ですから、そのテレビの中の大統領候補者は、知っている人のように感じます。このような感じですよ。本当に話をして、ということになりますので。そのようにするのかと、私たちにはまだまだやれることがあると思えました。それか

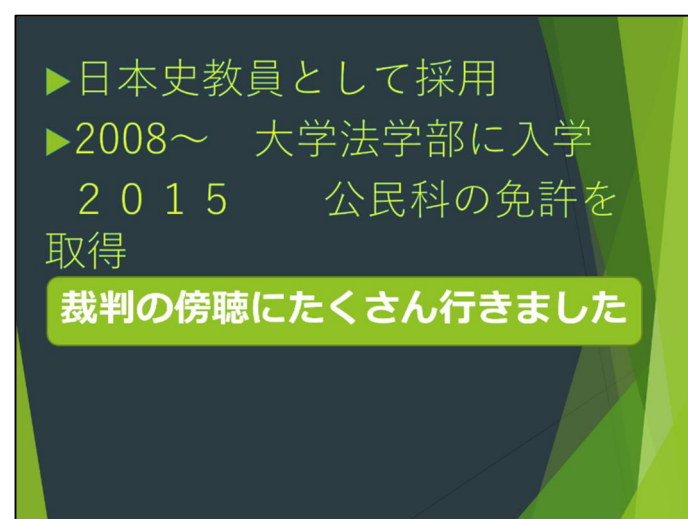
ら、その時のいろいろな思い出もあるのですが、今日の話とは違ってしまうため、それはまた別とします。そのような学校で4年間過ごし、日本に帰りました。

両親が大分に現在住んでおります。両親の実家が大分なので、帰国した最初の年は大分で教師をしていました。ちなみに、私自身は父の仕事の都合でいろんなところを転々としていたので、どこが自分の出身地とはっきり言える場所がないのですが、生まれたのは大分で、子ども時代は鹿児島と福岡で過ごしました。今日そのような地域の方もいらっしゃると思うので、とても嬉しく思っています。

そして、ご縁があり茨城県で採用していただきまして、今の学校が3校目ということになります。本当に色々なタイプの学校に行かせていただきました。ちなみに、この大分鶴崎高等学校というところは、私のいた当時、インターハイに8競技程度も行くような、とても部活が強い学校でした。次のこの取手一高は、茨城県で最初に総合学科になった学校でした。その時の総合学科の立ち上げの時にちょうどいることができました。次の藤代紫水というところもとても部活が強く、オリンピック選手になっていく人たちがたくさんいるような学校でした。

次は全く違う、茨城県で最初に来た中等教育学校です。現在はこの中高一貫の学校にあります。並木中等では、もともとは日本史の教員として採用されました。大学では最初は比較文化を専攻していましたので、大学時代は何をしていたかという、まず比較文化をやるための語学力の習得を一生懸命やっていました。しかし、語学力までで終わってしまい、比較文化のところまで行きつけなかったという後悔が残っていました。ですから、きちんと勉強しなくてはいけないというのは就職してからすぐに思い、その中で、2008年に働きながらも1回大学に入り直すという経験をします。それが法学部でした。どうして法学部になったかについてですが、この当時の東京都の色々な事があり、自分自身でちゃんと理論武装したいと思いました。また、そのような時に声をあげてくださる人たちがマスコミではなく、日弁連だったというところで、法律を学びたいと思い、さらに自分自身の限界や、社会科教員としての限界も感じていましたので、働きながら大学に入り直し、勉強をしていたので、とても大変ではありましたが、非常に充実した日々を送りました。卒業したのは2013年です。

その後、公民の授業は臨時免許で行っていました。皆さん、2個目の免許を働きながら取



ったことがありますか。とても手続が面倒です。取らせたくないのかと思うほど面倒なため、何回も申請の途中で、書類が間に合わなくなるということが繰り返され、結果的に取得まで時間がかかりました。

並木中等では公民の授業をメインに担当することになったので2015年に正式に公民科の免許を取りました。日本史選択者が少ないため私は日本史ではなく公民担当になったのですが、これは並木中等という学校の特性があると思います。並木中等という学校は、斜め前にJAXAがあり、周りが研究施設ばかりです。そういった研究施設と協力をした授業もたくさんあり、ゲストスピーカーに研究施設の方をお呼びするというのも多くあり、そういった方々のお子さんもたくさん入ってくる学校でした。私が赴任した時には、理系一色という学校で、文系選択者がそもそも少なく、その結果、日本史選択者も少ないのです。SSHは今3期目で、スーパーサイエンスハイスクール3期目となりますが、赴任した当初は本当に理科と数学しかないという雰囲気でした。そこで、何とかして「社会科」の居場所を見つけようと思いました。社会科の楽しさにも生徒に気が付いてほしいと思いながら過ごして、今6年目になります。

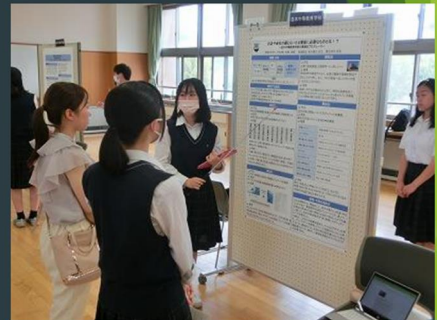
もう少し学校の紹介をさせていただきますと、探求活動が非常に盛んで、探求の授業が水曜日7時間目に設定されています。中高の教員全員が何らかの形でゼミを担当するというふうになっております。それから前々々校長が、中島博司さんという方ですが、色々なところの講演に行き、最後に歌を歌うという方でした。もしかしたら、この中に聞かれたことがある人もいらっしゃるかもしれません。私は歌わないですが、その頃の中島校長は外に講演に行っただけで、全く学校にいませんでした。ところが、たくさん学校見学を呼んでくるのです。とてもたくさんのお見学が来てしまいますので、校長先生が不在なのに、毎日すごく緊張感があり、そこで大変鍛えられたという記憶があります。その並木中等は元々の専門の日本史の選択者が少ないため、日本史の授業担当者も少なく、そこで公共の授業、公民の授業ばかりを担当するようになりました。それで、法学部の学びというのが活かされ、とても楽しかったのです。今も楽しくやっております。

その期間に18歳選挙権が始まるなどして、茨城県で主権者教育研究会というものを立ち上げたのです。弁護士の方と、それから教員による集まりです。スタートは高教研（茨城県の高等学校教育研究会公民部）からとなるのですが、筑波大の根本先生を始めとする弁護士の方のグループが出前授業をしてくださるということで、どのようなニーズがあるのかお互

茨城県つくば市 JAXAつくば研究所 産業技術総合研究所 物質材料研究所 農研機構など・・・

立地を生かして SSH 3 期目

- ▶ 探究活動
- ▶ アクティブラーニング
先進校



いに意見交換をしようということになりました。それから、主権者教育ということで、18歳に選挙権の年齢が引き下がったこともあり、どうやって若者の政治的な関心を高めるかということも一緒に協力しながらやっていた、ということで立ち上がりました。そのような形で、今もこの意見交換の場というのは生きており、そういった意味では茨城県は弁護士さんと話がしやすい環境というのがある程度あるのではないかと思います。

そういったところとなりますので、これまでに学校にお招きするということが時々ありました。これまでは集会タイプが多かったです。他の学校でも恐らく、1つの授業にお招きするということをなさっていると思います。色々な交流というのをこれまでもやってきましたので、今後もそれを拡大していきたいと思っています。

そういうきっかけで、私は模擬裁判というものに興味を持ちました。まず2回目の大学生活の時に、たくさん裁判の傍聴に行き、自分自身が非常に考えさせられ、苦しい思いをしながら考え、悩みました。事件によっては自分も、悪夢にうなされるような、そういった経験もありながらも、非常に考えさせられるということがありました。それを何とかして生徒にも体験してほしいと思いました。

それから高校生模擬裁判選手権というものがあると知ったことも大きかったです。ご存知で挑戦されている学校さんはいらっしゃいますか。いらっしゃらないですか。つい8月5日にあったばかりなのです。お隣の東京地裁裁判所と、それから弁護士会館とで行われました。茨城県は予選をやっているのですが、他の都道府県は予選を行っているところや、やっていないところ等、様々なのかと思います。存在は知っていましたが、出られるということを知らずにいました。ある時に茨城県の他校の先生が、実は生徒が出たのだという話をされていたの

茨城県 高教研公民部での取り組み

- ▶18歳選挙権の開始を機に
主権者教育研究会
弁護士・教員による取り組み

授業や学年集会に弁護士を招く

- ▶犯罪とは何か（前任校で）
- メーリングリストによる情報交換
- ▶弁護士9名 教員20名
- ▶最近の話題は
シティズンシップ教育

模擬裁判への興味

- ▶法学部生活の中での
裁判傍聴
- ▶高校生模擬裁判選手権
2022より挑戦

で、茨城から出られるのか、それでは出たいと思ひまして、そこから準備をし始めました。これが模擬裁判というものの楽しさを知ったスタート地点です。大会自体には2022年から参加させていただいておりますが、どうしても出たかったので、準備は2021年からやっていました。生徒に呼びかけ、昼休みに毎週1回集まって弁当を食べながら、NHKの昔話法廷をみんなで見っていました。

ところが、その状況で私だけですと弱いのです。内容を見て、あれやこれやと話して、そうなのかなと、ただそれで終わってしまいました。ですから、自分たちのモヤモヤとした疑問というのが解消されないままに、また次のテーマ、次のお話に移っていくという状況でした。助言の仕方や生徒の考えたことに対するレスポンスというものに、自分で自信が持てないままやっていくということに限界を感じました。そんな中で、この模擬裁判選手権に申込みをすると弁護士さんが学校に来てくださるということを聞き、申し込みしました。ちなみに申込みの期限は毎年4月の半ばぐらいです。ですから、新学期になりすぐとなりますので、チームを作って申込みをするには、前年度から準備してないとなります。4月になって10日間ほどで作り、申込みをするというのは大変だと思いますので、やはり前年度から準備しておいて良かったと思います。申込みすると、初参加の場合は、まず事前指導に弁護士さん3人が1回来てくださいました。

茨城県予選を通過し、その先に進めるとなると、より複雑なケースが課題として与えられます。そして、その勉強のためにさらに弁護士さんが3人ずつ、5回来てくださいます。質問しているのも生徒で、教えてもらっているのも生徒なのですが、それだけ来てくださると、聞いているだけでとても勉強になりました。実際このようにやったらいいのだなということを学んでいくことができました。ちなみにこの映像の時には、(画像中に座っている人を指しながら) 弁護士さん、弁護士さん、検察官、検察官、検察庁の方々に来てくださいま

弁護士・検察官による指導



模擬裁判選手権への準備

- ▶ 毎週1回、昼休みに集まる
2021冬～
- ▶ 「昔話法廷」 (NHK for school)
で考える

論点を出し合うことはできても

- ▶ 本当にこれでよいのか
結論の出し方がわからない

した。この日は検察の方も来ていただきました。検察官の方は1回しか来られなかったため、少し緊張感があり、あまり知らない人たちのような感じで、生徒の方も緊張しておりました。弁護士さんとは人間関係がその後出来ていきました。指導のために、学校に5回来てくださる時だけではなく、メールやチャット等でいろいろなケースに関しての相談をして、それにコメントをいただいてという形で本当に深い人間関係を作ることができました。机もきちんと並んでおらず、弁護側と検察側ということで分かれていました。ぐちゃぐちゃになりながら、ホワイトボードをいっぱい並べ、ああでもない、こうでもないというふうに議論をしながら生徒自身が進めていきました。

そういったエッセンスを少しでも授業に取り入れたいということが、私の中で強くなっていったと思います。そういった中で、今回皆さんにお示した模擬裁判の教材ですが、そこに出会ったわけです。昔話法廷ですと、自分ではどこまで何を話すべきか、また、これでいいのかというところに確信を持てずにいました。そこで、まず初めに、茨城県弁護士会や各地の弁護士会さんが出していらっしゃる、ネットで拾える教材を探しました。弁護士会によっては解説をつけてくれたりします。そうすると、私でもできるというふうに思えたので、生徒には解説を見せずに、いかにも自分が知っているかのようにペラペラと話していました。そのうちに、だんだん自分の中のハードルが下がっていきました。

そして、今回の桜田門太郎君のケースにたどり着きました。はい、実はこの桜田門太郎君のケースですが、資料として皆さんにお配りしています。恐らくワークシート等と一緒にあると思います。シナリオもあります。それらを作る段階でお試しの実践を行い、実際どうだったかの意見を出すという役割で、この教材作りに関わらせていただきました。ですので、私自身は6月にこの教材で授業をしましたとご紹介いただきましたが、その前の2月にも、この教材を作っていく途中の段階で授業をしました。せっかくやるなら

弁護士会HPの教材を使用

- ▶ 解説があるので助かる！
- ▶ 結論は出さなくて良い！
- ▶ 双方の視点で考えられることが大切！

法務省作成の教材も多数

授業でもやってみよう！

- ▶ 高3 政治経済に導入
- ▶ 単元: 司法
- ▶ 刑事事件
- ▶ 論告、弁論を
自分たちで作る過程が大切

公共（高1）での導入

- ▶ 単元: 法の働きと私たち
- ▶ 国民の司法参加
- ▶ 刑事事件

違うやり方でやってみようと思ひ、その2回を違うやり方でやりましたので、本日はそれぞれがどうだったかというところについてもお伝えできればと思っています。

自分自身で授業を取り組むに当たり、今回、実務家の方に来ていただけたので良かったですが、もし来ていただけなかったら、この疑問はどうしたのだろうな、と思うことがあります。それは、生徒からのこの質問です。無罪推定の原則を学んだところ、生徒は確信を持たず、本当にこの人が犯人だとはいえない。また、自分が検察の役で、生徒が担当する場合、その生徒が、もう僕たち最初から負けているというようなことを言います。そういう時にどうしたらいいのだろうという私の悩みがあり、また、それがハードルとなり、なかなか授業を実際に持ち込めないところでもありました。

ちなみにこのような質問があった場合、尾上検事はどういうふうに検察官としてアドバイスをされますか。

<尾上検事>

生徒の変容というスライドの下にも出ているところで、間接証拠の積み重ねという記載があります。先ほど、証拠の強い・弱いということで（弱い場合に確信を持つことが）難しいのではないかと、と言われるということでした。例えば、目撃者がいないというケースであっても、それ以外の証拠から何とかして犯人だということがいえないかということで、「証拠をうまく見ることができないか」という点をうまく指導できればいいのかなと思います。

<石本教諭>

ありがとうございます。せっかくですので、既に模擬裁判を授業で取り入れたことがある方はいらっしゃいますか。その時に、「こういうことで困った」などありますか。悩みを共有できればと思います。

<参加者>

証拠を吟味しなければいけないという時に、結局時間は限られているので、なかなか審議の深くまで尽くすことができないので、結局どっちなのだ、どうなのだ、じゃあ無罪にしようとなってしまうので、それ以上にちょっと議論が深化しなかったことが反省としてありました。

<石本教諭>

2022年度 2クラス

2023年度 2クラス

- ▶ 2022年度は各クラス1回
- ▶ 2023年度は2回ずつ
- ▶ 刑事事件

生徒の変容

疑わしきは被告人の利益に
ならば、どうやって有罪を
主張できるのか？

間接証拠の積み重ね！

ありがとうございます。もうお一方聞きますね。どうぞ。

<参加者>

昔話法廷という、あの有名な3匹の子ぶたというので、割と勉強が苦手な子たちに対してやったのですが、とても話が盛り上がり、クラスとしてはこうだとか、グループごとに結果を出させて、ということで（結論が）分かると、どうしても「答えはこうだ」というところを求めたがってしまうところがありました。それが出せないというか、出してしまいうところへの責任があるよね、という回収の仕方にはなるとは思いますが、やはり（子どもたちは）何か答えがあると思っているということはあるかもしれないなと思いますね。あとは、その体験からどう深めていくのかということももう1段階、何か工夫が必要かという感じがしました。盛り上がりはしました。

<石本教諭>

ありがとうございます。

今お二方がおっしゃったことは本当に共通のお悩みで、私自身も、そして生徒たちも、取り組む前は、このケースをやったら正しい答えがあるのではないか、また、判決がこうでないといけないのではないか、というような、「正解は何か」を求めてしまうことが悩みでした。でも正解はないのですよね。正解がないのだということが分かったからよいのですが、それが分かる前は、「そうだよね。何が正解なのだろう、分からない。そこを何と言ったらよいか分からない。」というように、自分の中でもモヤモヤがあり、うまく助言ができないので、生徒たちもやった後に、「じゃあこれは本当だったらどうだったのですか。これは本当にあったケースなのですか。本当の判決はどうだったのですか。」ということ聞いてくるのですね。教材では、それに似たような裁判は本当にあったとは思いますが、でもここでは、今日の全体会のお話でもあったように正解の判決を見つけることが目的ではないのですね。そうではなくて、判決に至るまでの考え方というものを、その子たちなりに整理して、証拠に基づいて検討し、客観的な理論の下でどのような過程を経て、今回はその判決に至ったのかということを深めることが目的なのだな、ということに気が付いてからは随分肩の荷が下り、少しハードルが下がったような気がします。

ちなみに、尾上検事は大学時代に法教育で高校生に授業なさったこともあったと伺っているのですが、その時にはどのような質問がありましたか。

<尾上検事>

実は検察官をする前に、ロースクールの段階で法教育をするようなゼミに入っておりまして、そこで島根県にある高校に行かせていただいて、その時は民事事件だったのですが、債権の相殺みたいな話をさせていただいたことがありました。順序立てて考えていくことを教えられたらいいね、ということでやったのですが、細かい部分、（話したかった）それとは違うところに注目されてしまったことがあり、うまく幹の部分の部分が伝えられなかったと、反省した記憶があります。

<石本教諭>

ありがとうございました。

でも、今のご回答だけでもすごく安心するというか、そうなのですよね、順調立てて考える、その考え方というものをトレーニングするということがここで求められていることであ

って、法を専門に勉強されていた立場の人でも、それがちょっとうまくいかなかったと思う経験もあったということは、とつてもある意味、心強いご意見だなと思います。私たちもそうだと思います。

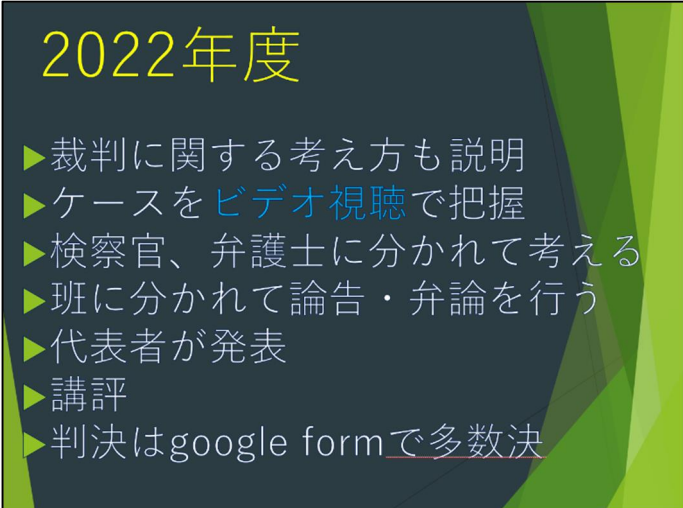
この授業をやってみて、この教材は本当によく出来たいい教材だと思います。何がいいのかというと、有罪にも無罪にもなるのでどちらの見方もできる、どちらの見方からでも話し合いができて、生徒にとってはこっちの立場だったらこういう見方を補強していこう、こっちだったらこういう考え方を追求していくべきだといういいトレーニングになります。クラスによって有罪の結論になったり、無罪の結論になったりと様々です。そのように生徒の考えを揺さぶることができるという意味で、非常に良いトレーニングなのです。しかし、自分自身も作った立場でありながら上手に使いこなせているかというと、まだまだ練習が必要だなと思っています。ですので、今日実践の2パターンをご説明しますが、先生方にはご自身のやり方だったらどうするかということもたくさん開発していただきたいと思います。

では、教材の紹介に入りたいと思います。こちらの教材ですが、先生方のお手元には、ワークシート、それからシナリオ、それから証拠等が綴じられたものがあると思います。この教材の良いところは、有罪・無罪どちらもあり得るということと、それから、ビデオ視聴でずっと通してでも授業が成立しますし、生徒がシナリオ朗読で役割を演じながらでもやることができます。そして最後には、専門家からのメッセージというものも法曹三者から提供されているので、その中のどこか分からなかったところ1つだけ使うこともできれば、全部を使うこともできる、とカバーしている領域が非常に大きい教材だと思います。一見するとボリュームが結構大きくなっていますが、それはカバーしている領域が広いからで、実際にお使いになるときは、必要な部分を必要なだけ使えばよいと思います。

私は最初、昨年度に教材を作っている段階の時に、4年生のクラス、この4年生というのは中等教育学校ですから高校1年生となりますが、公共の授業で司法の単元をやった後に、確認として、無罪推定の原則や黙秘権のこと、証拠裁判主義という、その考え方を確認でおさえ、その後にビデオ視聴で内容を全部流し、その後、各自がそれぞれ検察官又は弁護士の立場で論告と弁論を考え、班の中でその意見をお互いに述べ合います。最終的に、いずれかの班からその場で立候補して出てきた子に代表者をやらせてもら

い、講評の部分は、最後にビデオ視聴で法曹三者からの講評メッセージを見せて考えます。そして、そこに私も少し補足をします。私が補足をするというのはおこがましいですが、分かりやすく言い直すということです。そのようなことを行い、最終的に授業の後にGoogleフォームで多数決により、判決を取ったというものです。

この時にビデオ視聴にしたのは、まずはビデオが分かりやすく伝わるかどうかを知りたかったということもありますし、ビデオ視聴にすることで、残りの話し合いの時間がたくさん取れると思い、ビデオ視聴にしました。ちなみに、ビデオ視聴は1.5倍速ぐらいの少し早回しで行いましたが、それでちょうどいいぐらいでした。（授業を）やってみた、その時の



2022年度

- ▶ 裁判に関する考え方も説明
- ▶ ケースをビデオ視聴で把握
- ▶ 検察官、弁護士に分かれて考える
- ▶ 班に分かれて論告・弁論を行う
- ▶ 代表者が発表
- ▶ 講評
- ▶ 判決はgoogle formで多数決

様子というのを少し見ていただきたいと思います。

<動画放映>

<石本教諭>

あまり長く流せないですが、この時はこの班で、こちら側が検察官役で、こちら側が弁護士役ということで、最初にそれぞれが考え、その後、班になり、お互い自分はこう思ったということを、時間を決めて、それぞれ2分か3分ずつぐらいで時間を取ったというものです。ある程度その班で意見交換をした後に、代表者からやりたい人を募って弁論と論告をやってもらっています。

<動画放映しながら>

<石本教諭>

少し早送りをします。〇〇君の名前が何回もでてきましたね。〇〇君は確か検察側でやっています。この時に、この〇〇君が検察側でやるのですが、その後弁護の子にいろいろ言われたことが悔しく、終わった後に、もう検察の話す順番は回ってこないのですが、やはりもう少し話したいと言いました。本当はダメですが、どうしても言いたいのだったらいいよ、という形でもう一回やってもらってもらい、思っていた以上にとっても生徒が熱くなりました。その盛り上がりには驚きました。

これを去年やったところ、生徒からは自分たちでやはり読んでやってみたかった、また、もっと本物のようにやりたかったという意見が出ました。でするので、今年度は生徒にシナリオ朗読をやってもらい、役割を振り、最後に代表者をその場で選ぶやり方にせず、自分たちは弁護士をやりたい、検察官をやりたいと言っていた子たちを前に最初から座らせておき、最後までその役割をやらせるというふうに今年度はやってみました。ですから、そちらの

班で自分の作った論告／弁論を述べ合う

※会場において映像が流れます。

代表者による論告・弁論

※会場において映像が流れます。

2023年度



▶ ~~裁判に関する考え方~~

▶ ケースをシナリオ朗読で把握

▶ 検察官、弁護士に分かれて考える

▶ 話し合いののち、弁護士役と検察官役の双方が発表

▶ 裁判官役の生徒による判決

▶ 検察官（実務家）による講評

方も比較としてご紹介したいと思います。

では、せっかくですので先生方にも少しだけこのシナリオの内容を知ってもらおうほうがよいと思いますので、ここから3分間だけペアワークをさせてください。こちらの左側の人たちが弁護士で、右側の人が検察官ということにします。こちらのこのシナリオを見ていただき、少し読んでいただいて、自分だったら、検察の立場だったらどのようなことで有罪を立証するだろうか、弁護の立場だったらどういう言い方で、この人じゃないかもしれない、違う可能性があるということ言うだろうか、ということを見ていただいているか。見ていただいた後に、その意見交換の時間も取りたいと思います。

では、どういう内容なのかちょっと説明します。被害者は東京人（ひがし けいと）さんという人です。そして、被告人は桜田 門太郎（さくらだ もんたろう）という人です。東京人さんが7月8日の午後11時10分頃に、ホウリス町3丁目付近の道路上において、背後から転倒させられ、誰かが馬乗りになり背中を殴るなどして、抵抗できない状態で、現金6,720円が入ったA銀行の封筒を、手提げバッグごと奪い取られたという事件です。桜田門太郎さんは犯人なのかどうなのか、有罪なのかどうなのか、という点をこのケースで考えることとなります。

ワークシートの方をご覧ください。ワークシートの真ん中のところに、どの部分を事実として捉えるかということが整理されています。ワークシートをお使いになって生徒さんに示す時には、このワークシートをそのまま見せていただければ、何を事実としてまず受け止めるか、というところがあります。その部分から生徒さんに自分で聞き取ってもらうことでもよいと思います。今日はちょっと時間がないので、その部分を作ります。まず事実1は、近接した日時・場所で、A銀行の封筒入りの、種類も一致している6,720円を、桜田門太郎さんは持っていた。事実2。近接した日時・場所、つまりその日の少し後の時間に、犯人の服装と特徴が一致した白いTシャツと黒いズボンを着用していた。事実3。警察官に声を掛けられた際に立ち去ろうとした。また、持ち物検査に対して最初は黙秘しており、最終的には持ち物検査に応じた。裁判の中でも、桜田門太郎さんはなぜそのお金を持っていたのか、という点については確か黙秘していたと思うのですが、その黙秘権という点も盛り込まれているケースです。

このワークシートでは、左側は、検察官の立場ならこの事実をどのように有罪の立証に用いますかということ整理して書けるようになっています。右側は、弁護人なら、そうではないのではないかと、この人以外の可能性もあるということ、どのようにこの事実から導き出すか、ということで、1つの同じ事実を双方向から見られるようになっています。今、そのワークシートをやっていただく時間はないのですが、やっていただいたという仮定で、お近くの人と、それぞれ弁護側と検察側の立場で考えてくださったと思いますので、意見を述べていただいているでしょうか。隣同士ではなくても、お近くの人であれば結構です。話しやすい人とよいと思います。少しその時間を取ってみたいと思います。ではお願いします。

<ペアワーク>

<石本教諭>

ありがとうございます。色々な班で、私もお話を伺っていると楽しかったです。では1つ、ある班で今出てきた点について、皆さんと一緒に考えてみたいと思います。それは事実2のところでの表現だったのですが、近接した日時・場所で犯人の服装と特徴が一致した格

好をしている、その白色Tシャツと黒色のズボンを着用しているから、多分この人だと思うという点ですね。しかし、「多分」で有罪にはできないわけです。そういうところです。ですから、これらの事実から検察が確信を持って、この人しかあり得ないと言うにはどうしたらよいと思いますか。

<参加者>

現代では、防犯カメラが大量にあるので、資料として提出していない証拠があるのかもしれませんが、普通の道で防犯カメラなどはないかもしれませんが、その近くに防犯カメラがあったなら、近くに似たような服装の人が通りかかっていないのか、ということを検察側が調べていないわけがないので、ここでは言っていないですが、そういうことを調べた上で、僕の勝手な想像ですが、そこが住宅街だとして、その範囲から出ていく人を見かけていればその人の可能性が高く、また、その範囲内で見つけたということになれば、もう少しだけ掘り下げられるのかなと思いました。

<石本教諭>

ありがとうございます。

やはり教材を作っていく上で葛藤するところは、どこまでの証拠を出したらいいかということになります。今回はこの事実1、2、3しか出していないです。ですから、本当はもっと調べているだろうと、それはそのとおりではありますが、生徒に悩んでもらう為に、あえてこの少ない証拠にしています。その少ない証拠だけで言うとしたら、やはり生徒の立場ですと、検察の立場では僕たちは負けてしまったという感じで、僕には言えない、となってしまう人もいるかもしれません。そこで、プロの助言をお願いします。

<尾上検事>

今回、事実1、2、3というのを1つ1つ見ていると、似たような格好をしている人はたくさんいるだろうから、犯人だとはなかなか結び付かないのではないかと、あるいは、銀行の封筒やお金の種類が同じだとしても、6,720円持っている人は他にもいるのではないかと、ということで、1個1個を見ていくとなかなか犯人とは言い難いというのは、おそらく生徒さんの感想もそうだと思いますし、皆さんが抱かれる感想もそうなのかなと思います。しかし、1つの視点として、この後もしかしたら映像が流れるかもしれませんが、私が提供した視点としては、こういった事実が1、2、3と重なるということがどれほどあるのかという点で、先ほど申し上げた間接証拠の積み重ねということの意味でもあるのですが、同じ服装をしている人が同じような封筒を持っているということが、どれほど現実としてあり得るのかどうか、ということを考えていくことが、1つの手なのかなと思っていて、その視点を実際に模擬授業のところで提供させていただいたということがあります。

<石本教諭>

はい、ありがとうございました。やはり、生徒は結び付けていくところまではなかなか至らない。ですから、1つ1つの事実を見てそこで悩んで終わってしまう、ということが往々にしてあります。そこで最後に、この尾上検事のアドバイスがあると、ああそうか、という気付きが現れます。そういう意味で、実務家に来ていただくということが非常に有効であるというふうに感じました。

今回は検察官をお招きしました。その理由はなかなかお会いできない職業だからです。弁

護士さんよりもやはり会いにくく、生徒が1番悩みそうなところというところで、実際に今のようないアドバイスをいただけるということが、私にとって、とても頼りがいがありましたので、来ていただきました。色々な法曹三者の皆さんは積極的に来てくださいます。今日の全体会でもありましたが、学校に来てくださるというお気持ちが本当に強いのだなということを感じております。是非、先生方にも色々な実務家と協力をして、授業を作っていただきたいと思っております。

それから、今日は商業科の先生方もいらっしゃっていると伺っています。契約の話とか、民法の部分というところで、また実務家とも協力ができると思っております。私自身は家庭科とのクロスカリキュラム授業で、契約の部分を扱ったことがあります。その時は教諭同士だったのですが、もしそこに弁護士が来てくださっていたら、実際の例に基づいたお話や、こういう時にどうするかという相談ができ、今日のように机の間に入っていただき、そこで個別のお話もしていただける、また、全体でのコメントもいただけるということができる就非常心強いなと思っております。

色々な可能性があると思っております。今、私がやったものがベストではないです。また、これからいろいろな事例を行いながら、生徒も生き物で、授業も生き物であり、その時その時で違ってよいわけですから、色々な形でやっていければと思っております。

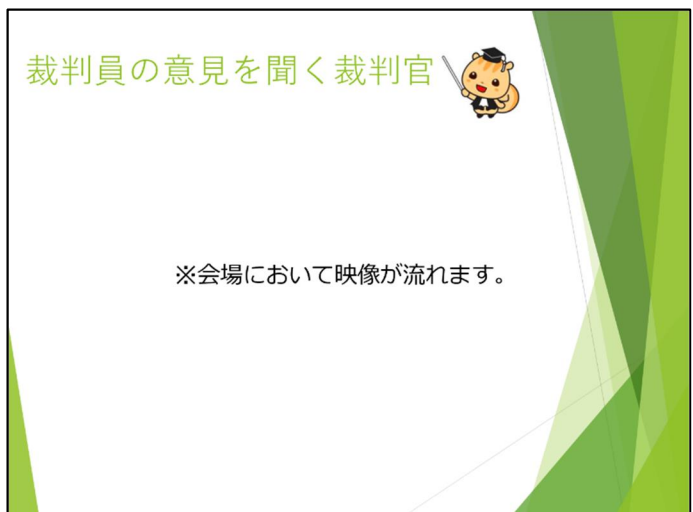
VTRを流す時間があまりなかったのですが、細切れで、VTRではなく、最後の部分だけお示しします。

<動画放映>

<石本教諭>

この真ん中の子は裁判官役です。これは私の反省点です。このシナリオで、シナリオの言葉のボリュームを考えて裁判官はたくさんいられないと思い、1人にしました。しかし、そうしますと1人に判決を出させるということになります。それはとてもこの子にとって負担があり過ぎてしまい、複数にしておけば良かったと思っております。しかし、彼女には非常に良い点がありましたので、是非見ていただきたいです。周りの子たちが裁判員であるという前提で、彼女は歩き回って意見を聞いています。裁判官と裁判員が協力をして、判決を出すということを彼女なりにやろうとしてくれており、その結果、多くの班で出てきた案の、その1番中心の部分をきちんと抽出し、彼女は判決を出しました。

しかしながら、その結果、1人でしたので、薄くなってしまったということで申し訳なかったと思っております。全部の班の共通部分だけを抜き出したので、その部分だけに関するコメントになってしまいました。生徒からはもっと他の部分も判決を出す上で、採用すべきだったのではないかという意見がありましたので、そのような立場に1人だけを置いてしまったのは、申し訳なかったと思っております。しかし、それもやってみての感想だということです。やる前は本人がそういうのをやってみたいと言っていたので、私がやらせたというよりも、やってみようかとなったところでした。お互いにそのようなやり方がいいのか、生徒と話し合いながらやってみましたが、やってみたら難しかったという部分でもありまし



た。本人はこのような形で判決を出していいかと最初にみんなに聞き、そしてみんなの意見をちゃんと聞いて回り、皆さんも共通項の部分というのをきちんと抜き取り、そしてそれを判決に結び付けたということは、非常に誠意のある態度であったということで、そのようにフォローをしました。

生徒の感想



- ▶ もし裁判員に選ばれた場合、被告人の人生を左右する大切な判断をしなければならないので、今回の授業で裁判の流れなどを学ぶことができてよかったと思う。

- ▶ 一つの事柄でも、見る角度によって全く異なると考え方ができて、確かにそういう考え方もできるな、という新しい発見があって面白かった。
- ▶ 裁判では最終的に被告人が有罪か無罪か決めなければならないけれど、それはとても難しいことだと思った。

- ▶ 映像を通じて、実際の裁判の雰囲気がよく掴めた。

- ▶ また、無罪推定の原則や証拠裁判主義といった原則を実際に適用することの難しさを感じた。



- ▶ 裁判と実際に職業という形で関わっている方と模擬裁判をすることができてとてもうれしかった。
- ▶ 検察官のセリフを検察官が実際に言っているところを見ることができてうれしい。



このような形で全部紹介できずに申し訳ありませんが、以上が実践した授業でした。本日先生方には一緒に体験していただく時間も取っていただいたので、時間的には少し厳しくなっていました。生徒の感想は、以下となります。「実際に今後裁判員に選ばれた場合の責任の重さというのを感じた」、「実際に適用することの難しさというのを痛感した」、「1つの事柄が見る角度によって違うということに気が付いた」、「検察官が来てくださったので実際の職業を身近に感じられた」、実は検察官に先ほどのシナリオを読んでいただき、「本物の人はこうやって読むのだということを知ることができた」。以上のような意見がありました。


模擬裁判によって、証拠に基づいて客観的に考察する力、それを自分の言葉で伝える力、そして18歳になる少し前の段階の、これから大人になっていくその責任感を高める、という効果があると思います。その場に実務家が同席してくださることで、より私たちも安心して授業ができ、説得力の増した授業ができました。そして生徒にとっては普段会えない職業の人たちとの場ができ、職業観を深められるというメリットがあります。最後に尾上検事と一緒に写真を撮ると伝えたところ、大喜びで集まり、持って来てくださった六法全書や、

(検事が持参した)風呂敷などにもとても興味を持って、この写真のように群がっていたということが大変印象的でした。

本日のこの教材は、PDFファイルの状態で法務省のサイトから見ることができます。是非、多くの皆様にお使いいただき、そしてご意見を寄せていただき、様々な先生方の、それぞれのやり方が実践として積み上がっていくとよいと期待しています。時間が過ぎてしまい申し訳ありませんでした。以上です。

模擬裁判で養われる力

- ▶ 証拠に基づいて客観的に
多面的・多角的に 考察する力
- ▶ 自己の意見を根拠をもって
伝える力
- ▶ 18歳・・・成人として
責任をもって議論を積み重ねる力



反省点

- ▶ ~~裁判に関する考え方~~ 司法の単元が未習だったため考え方の理解が薄かった
- ▶ ケースをシナリオ朗読で把握 ビデオ視聴で把握させる方が、考える時間を増やせる
- ▶ 検察官、弁護士に分かれて考える
- ▶ 話し合いののち、弁護士役と検察官役双方が発表
- ▶ 裁判官役の生徒による判決 裁判官が一人だった・・・負担が大きかった
- ▶ 検察官 (実務家) による講評

実務家と協力するメリット

- ▶ 分からない場合に質問でき、自信を持って授業に臨める
- ▶ 説得力が増す
- ▶ 職業観の育成



【6. 意見交換会】

<司会>

これより、第3部の意見交換会を開始します。

まず始めに、意見交換会の進行に関してご案内します。意見交換会は、ご着席いただいているグループごとに参加者の皆様同士で意見交換を行い発表していただく、グループワーク形式となります。

意見交換のテーマは2つございます。まず1つ目のテーマですが、「小学校・中学校及び高等学校の各課程において、刑事裁判手続を取り扱うことの意義・効果について」です。2つ目のテーマですが、「法律実務家と連携した法教育授業の在り方や、実施に当たっての課題について」です。

この意見交換は、参加者の皆様のご経験やお考えを共有していただくことを目的の1つとして行うものですので、グループ内の意見交換では、ご自身の経験等も踏まえながら、積極的にご発言いただければと思います。

各テーマについて、グループ内での意見交換後、いくつかのグループには、グループ内で出された意見について発表をしていただく予定です。したがって、意見交換に当たっては、最初に意見の取りまとめや発表する方を決めていただければと思っています。席上にテーマが記載されたメモ用紙を配布していますので、グループ内での意見交換にお役立てください。

なお、各グループの意見交換には、各プログラムの登壇者の皆様にもご参加いただきます。改めてご紹介しますので、登壇者の皆様はお名前を呼ばれましたら、大変恐縮でございますが、ご起立いただければと思います。

埼玉大学教育学部准教授 小貫篤様

東京大学大学院法学政治学研究科准教授 成瀬剛様

茨城県立並木中等教育学校教諭 石本由布子様

水戸地方検察庁土浦支部検事 尾上和矢様

立川市立立川第三中学校教諭 三枝悠平様

東京地方裁判所判事 水越壮夫様

小金井市立南小学校主任教諭 木村法子様

第二東京弁護士会所属弁護士 根本藍様

以上、登壇者の皆様の紹介でした。その他、グループでの意見交換には、法務省職員も参加させていただきます。

では、1つ目のテーマです。小学校、中学校及び高等学校の各課程において、刑事裁判手続を取り扱うことの意義・効果について、意見交換をしていただきます。学校の授業において、模擬裁判を行ったことがある方もない方も、ご自身の経験などを踏まえて、刑事裁判手続を取り上げた授業を行うことにどのような意義があり、また、どのような効果があると考えられるかについて、意見交換をお願いします。意見交換に入る前にグループ内で簡単に自己紹介をしていただき、先ほどご説明したとおり、意見の取りまとめ、発表役を決めていただければと思います。

それでは、これから15分間、各グループでの意見交換を始めていただきます。よろしくお願ひします。

<意見交換>

<司会>

では、発表に移らせていただきます。まず、高校のI（アイ）グループの方、発表をお願いしますか。

<発表者>

Iグループでは何点か出たのですが、大きく分けて4点ほどありました。

まず1つ目は、高校生などに関して、模擬裁判とか裁判、法律のことを聞くと、どうしても容疑者、被疑者の段階で、犯人という形の先入観があるので、こういった模擬裁判や、推定無罪、責任主義といった手続きをしっかりと体系的に勉強することは、そういった先入観を取り除いて、議論の導入につながるのではないかと、というところで、アンケートを取った結果が出た（のではないかと）という意見もありました。また、この法教育の教材について、非常に活用して使えるほど出来がいいものなので、なるべくこういうものを使っていきたいという意見や、後はちょっと違うのですが、生徒に対して、「法律やルールは守らないといけない」という先入観があるのですが、本来、法教育というのは、それも大事ですが、国民主権など、そういった観点から考えると、ルールに対して、「自分たちが作っていく」という視点と、「もし問題があったらそれを変えていかなければいけない」という議論の仕方など、そういったことを勉強するまでが法教育なのではないかという意見もありました。後は裁判員裁判についてですが、やはり選ばれる、選ばれないといった話でどこか少し他人事になっているので、実際にこのような授業を通して行うことで、少しでも親近感が湧いて、議論の参加につながれるのではないかと。そういった意見が出ました。以上です。

<司会>

Iグループの方、ありがとうございました。続きまして、中学生グループのFグループの方、お願いしますか。

<発表者>

Fグループでは、実際に授業経験のある方を中心に意見を出していただきました。その中でやってみて良かったというところは、根拠の大切さを子どもたちがしっかりと考えたり、論理的に考えていくというところで、とても有意義な取組として行えると考えています。ただ、どうしても時間的制約が強いので、この時間をうまく捻出したり、調整しながら、細かく教え込むのではなく、大づかみで流れを考えることが重要だな、というふうに捉えました。グループでは生徒の視点が変わるという意見もありまして、2005年から既に模擬裁判の授業を、実際に裁判を傍聴することで構築して裁判を見せたところ、生徒の視点がガラッと変わったという意見もあり、実際に経験させるというところの大切さも考えました。また、グループでは話し合えていなかったのですが、外国籍の生徒も少しずつ増えてくる中で、彼、彼女らに対してどこまで法教育というものが行えるのか、あるいは、しっかりとこのような刑事裁判手続について扱うことで、日本に暮らす全ての人と同じように穏やかに過ごせたらいいのではないかと思いました。以上です。

<司会>

Fグループ、ありがとうございました。

続きまして、小学生のグループで、Cグループの方、発表をお願いいたします。

<発表者>

Cグループでは、2点ほど意義があるのではないかという意見が出ました。まず1点目が、法教育の入り口である小学校段階においては、多角的な見方を身に付けるという点が重要であり、意義であるというように思いました。実際に模擬裁判を行った先生の実践を通して、やはり判断基準を身に付けたり、模擬裁判に出てくる背景を想像したりする点において、色々な見方が必要になってくる、そのような経験が必要であるというところで、多角的な見方を身に付けることが意義の1つではないかと。そして、もう1つ出てきた意見が、感情は一旦置いておいて判断することが必要だ、ということを経験された先生もいらっしゃいました。人というのは見た目や喋り方で、勝手に背景を想像しがちであるというところで、それを一旦置きながら、裁判の場合は判断しなければならない。証拠によってのみ判断すべきである、ということに身に付ける。だから、昔話法廷は着ぐるみなのではないかという話が出てきました。また、このグループの中には通級（通級指導教室）の指導をされている先生もいらっしゃって、実際の刑事（裁判）の場面も触れさせることによって、あなたの行動はこういうことにつながるかもしれない、ということを考えさせるきっかけにもなるということで、ここについても意義があるのではないかなという意見が出ました。以上です。

<司会>

ありがとうございました。Cグループの方ありがとうございました。もう1グループぐらい、Gグループですかね。よろしく願いいたします。

<発表者>

Gグループです。Gグループでは、刑事裁判を取り扱うことの意義について、他人事から自分事へという部分と、対話する力、人に思いを馳せるという部分で大事である（と思います）。また、これから社会に出ていくに当たって、現実を体験するという部分で非常に意義があることかと（思います）。また、ルールや法律を学ぶということは当然大事なのですが、1つ、被害者の視点もしっかり考えるべきであろう、みんなもちろんルールを守って罪を犯さないように生きていくのは当たり前ですが、ある日突然、誰もが被害者になる可能性はあるという視点も取り入れて、それを学ぶ前提として、人権教育というものがまず大事であり、そのルールや法律といったものを学んだ上で模擬授業をすることに大きな意義があるのかなという意見が出ました。以上です。

<司会>

Gグループの皆様ありがとうございました。

では、2つ目のテーマに移らせていただきたいと思います。2つ目のテーマ、「授業において法律実務家と連携をするに当たって、どのような課題があり、その課題に対する有効な方策としてどのようなことが考えられるのか」について意見交換をしていただきたいと思います。

<意見交換>

<司会>

では、発表に移らせていただきます。Aグループの方よろしいでしょうか。

<発表者>

Aグループです。こちら小学校のグループだったのですが、大きく3つぐらい課題があるかなという話をしていました。まず、1つが予算の話で、やはり小学校で弁護士の先生方に来ていただいたりするための十分な予算がないので、そこでやるのが難しいのではないかというお話が出ていました。次に、なんで予算が出ないかということで、カリキュラムの話が出ていました。今回は社会科の一単元で実践発表されていたので、かなり時間的にも制約があるという話をされていて、これは子どもたちにこれから考えさせたいテーマなので、道徳や総合など、色々な教科との連携ができていったらいいのではないかという話をされていました。最後に、あちら（会場内）に色々な教材を用意してくださっていたという話なのですが、あの教材を使えるように、文科省と法務省の方で連携とかをしていただけたらいいなというお話をさせてくださいました。以上です。ありがとうございました。

<司会>

続きまして、中学校グループの方で、Dグループお願いします。

<発表者>

本日は貴重なお時間ありがとうございました。私のグループでは、そもそもの課題として、実務家の方に来ていただくまでに、どこを通して話をすればいいのか、具体的にどう依頼をすればいいのかということが全くわからないです、というところから話がスタートしました。課題といっても、まず実際をお願いすることを前提に考えたときに、どうすればいいのかという点で、いろいろなやり方があるということでお話をいただいています。ただ、やはり地方、所属によってやり方は変わりますし、それぞれの教育委員会の方針などもありますので、結局は校内でも話をし、そちらに確認をとってから、それぞれの場所に連絡をするというところで連携をつなげていってもらえたらということで話を聞いています。ただ、弁護士会の方でも小学校や法教育に関して企画はされているという話なので、結構前向きに考えていただいているのだな、ということで嬉しくなっています。他にもいろいろと事前授業についてどのように話を進めていけばいいのか、というところや具体的な内容のすり合わせについて、どのようところに気をつけていったらいいのかということの質問に関しては、今回の研修の1番最初にも言っていたいただいたとおり、推定無罪の原則など、最初に言っていたことが、ほぼ全てなのではないかなというふうなことでお聞きしています。大変貴重な時間ありがとうございました。以上です。

<司会>

ありがとうございました。続きまして、高校生のグループで、Lグループよろしく申し上げます。

<発表者>

Lグループです、よろしく申し上げます。今日のいろいろな話を聞きまして、弁護士の方等に来てもらってお話をしてもらおうという話がありました。ただ、クラスが多いため、クラスごとに来てもらえるのかという話があったのですが、裁判官の方は数がなかなか多くないので、厳しいという話でした。しかし、弁護士会の方ですと弁護士の先生はたくさんいらっしゃるの、弁護士の方に来てもらうことは可能ではないかということで、地元の弁護士会に意見をいただければ、という話がありました。それから、高校生の裁判員裁判について、私も生徒によく尋ねられるのですが、「専門家じゃないのに18歳になって裁判に居ていいのか」とい

う話がありまして、高校生は高校生なりの立場で意見を言って良いのではないのかと思いますが、高校生がなかなかそこでアイスブレイキングできないのですよね。なので、アイスブレイクをしてくれるような話をしてもらおう方がいると、高校生も少し身近に考えてもらえるかなということで話をしました。意外と社会科の中で法学部の人が少ないので、教科の中で話をしている、法律に関してどうですかと言われると出てこないということも、少しハードルが高いところなのかなという話がありました。あと、裁判の中で被害者の立場に立って物事を考えることも大切じゃないのかという話も出てきていたので、裁判ではどうしても有罪とか有罪じゃないという話になりますが、そこには被害者の方がいらっしゃるので、そういう人の立場の話も聞けたらいいかなという話が出ました。以上です。

<司会>

ありがとうございました。もう一グループ、お隣のKのグループをお願いします。

<発表者>

検察官の尾上でございます。皆様がやはり懸念されていたことが、教員の方々の法律の知識と、実務家の方々の法律の知識にかなり差があるので、基本的なところから教えていただけるのだろうかというところですか、また、話を詰める中で（刑事裁判のルール等の）前提がこちらにないので厳しいのだ、というご指摘があったと思いますので、そういったことを含めて、まずは一回（法律専門家に）ご相談してみたいかがですか、ということで私の方で話をしました。以上です。

<司会>

ありがとうございます。皆様、意見交換はいかがだったでしょうか。発表いただいた内容以外にも、グループ内で様々な課題や方策についての意見交換がなされたものと思います。この意見交換を通じて、ご参加いただいた皆様の間で様々な考えや意見を共有していただけたと思いますので、ぜひ今後の法教育の授業に生かしていただければと思っております。私ども法務省といたしましても、学校現場の先生方の生の声をお伺いする大変貴重な機会をいただきました。今後の法教育の施策を進めていくに当たって、本日皆様から頂戴したご意見を参考にさせていただきたいと思っております。

それでは最後に、意見交換にご参加いただいた登壇者の皆様からコメントをいただきます。まず、小貫先生からよろしくお願いいたします。

<小貫准教授>

小貫でございます。私の方は小学校のグループに参加をさせていただきました。大変、私自身が勉強になりまして、様々な視点を知ることが大事であるとか、あるいはそもそもどういうふうに模擬裁判というものを進めていくか、どういうところに着目するのかといったところ、あるいはゲストティーチャーやゲスト講師をどういうふうに使うのかというようなところについて、かなり熱心にご議論いただいて、私自身もそういう視点があるのかということが非常に勉強になったなと思っております。やはり一番大事なことは、法教育で子どもたちにどのような能力や資質を身に付かせるのかという観点に立って教材を作っていくことが大事なのかなということを改めて考えさせていただきました。本日はどうもありがとうございました。

<成瀬准教授>

東京大学の成瀬でございます。本日は誠にありがとうございました。意見交換会では、学校の先生方がどのような問題意識をお持ちなのかについて具体的に何うことができ、大変勉強になりました。先生方から頂戴したご質問の中で一番印象に残ったのは、「学校現場で法律実務家と協働するとして、法律実務家の皆さんは何を子どもたちに伝えたいのですか？」という質問です。その場はとりあえず思い付いたことをお答えしましたが、学校の先生方と法律実務家が協働するに当たっては、学校の先生方が何を教えたいかということと同時に、法律実務家が何を教えたいか、何を子ども達に伝えたいかということも重要であり、法律実務家側もきちんと問題意識を持っていないといけない、ということに改めて気付かされました。私は、法律実務家ではなく、法学の研究者ですが、本日の最初の講演で「法の基本的な考え方を子どもたちに教えていただきたい」と申し上げた以上、数ある法的ルールの中で、何が基本的な考え方なのか、また、その考え方をどのように説明すれば子ども達に分かってもらえるのかについて、さらに研究する必要があると感じました。その研究成果も踏まえて、また、先生方と協働させていただければ幸いです。本日はどうもありがとうございました。

<石本教諭>

高校の部で登壇いたしました。茨城県の並木中等教育学校の石本と申します。ありがとうございました。たくさんの先生方と意見交換ができて、非常にあっという間に時間が過ぎました。今日、まず自分が登壇したところでお伝えしきれなかったと思ったことは、小学校、中学校の教材も非常に使いやすく優れているので、高校の先生方は、小学校の教材や中学校の教材でも十分高校の授業に対応できると思います。ですので、ご自分の使いやすいところで見ていただきたいなと思います。私自身は、授業を通してたくさんの対話がある、それが双方向であるということを目指してきました。それによって、生徒がいろんな表現力を身に付けると同時に、生徒にとって自分の意見を言えたというのはすっきりした経験になって、その授業を通して自己肯定感が少しでも上がります。その積み重ねはとても大切なことだと思っているので、模擬裁判という方法がとても適している、生徒が自分の言いたいことを言え、そしてそれを聞いてもらえて、その結果、自己肯定感が少しでも上がるという時間になると思っております。そういうお手伝いを皆さんとこれからもやっていけたらと思っております。今日はありがとうございました。

<尾上検事>

検察官の尾上と申します。今回の分科会ですとか、その前の模擬裁判（実践授業）を通じてなのですが、法律を専門に学習していない方々が法律実務家をどう考えておられるのかですとか、法律についてどこまでご存知なのかということを改めて認識することができるという意味で、私にとって非常に有意義な時間でした。これから先も法教育に携わらせていただこうと思っているのですが、その中で、先生方が抱えているハードル、困難というものを聞き出すことができたので、法教育に携わらせていただく中でも、今回のことはそのようなハードルを解消できるきっかけになるのではないかという意味で、よい会だったなと思っております。ありがとうございました。

<三枝教諭>

本日はありがとうございました。北海道や鹿児島島の遠くから参加されている先生であったり、美術科や理科の先生であったり、大学生の方など様々なご所属の方に参加していただき、僕自身も刺激をもらえ、勉強になる会となりました。本日の会で少しでも何か得るものがあれ

ば、それらを子どもたちや学校に還元していただいて、法教育の推進のお力になってもらえたらなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

<水越判事>

裁判官の水越でございます。私は今回、三枝先生の中学校の授業に参加させていただきましたが、まず思いましたことは、生徒さんが非常に興味を持って積極的に取り組んでくださったことにとっても嬉しい気持ちがありました。また、今日の会で分科会、あるいはグループワークを通じて、学校の教員の皆さんが法教育にいろんな時間的な制約、時期、カリキュラムの制約の中で、思考錯誤を重ねながら頑張っていらっしゃることがよくわかりました。私もこれから実務家として、法教育に積極的に関わっていきなというのを再認識した次第です。本日はどうもありがとうございました。

<木村主任教諭>

本日はどうもありがとうございました。小金井市立南小学校の木村と申します。この「もぎさい」の教材を作成するに当たって、2021年から関わらせていただきました。6年生になりたてのピカピカの子たちにとって、この模擬裁判が一番最初の単元なのですね。それまで、すごく子どもたちが歴史を楽しみにしている中で、指導要領が変わったのです。政治の単元から入るようになって、この単元をどうにか子どもたちに楽しませてあげられないかなという面も含めて、この模擬裁判の教材と一緒に作らせていただきました。授業を通して子どもたちが活発に話すことができる教材になっていると思うので、ぜひ皆さんにも使っていただきたいと思います。また、今日皆さんともお話しさせていただき、先生方の話を聞いた中で、法教育の考え方は私たちの学級経営にもすごくつながるところがあると思っていて、私自身も子どもたちを多面的に見なければいけないのに、（一面から見て）断罪している部分が無いかなとか、自分自身を振り返りながらお話を聞かせていただきました。とても勉強になりました。ありがとうございました。

<根本弁護士>

第二東京弁護士会で弁護士をしております、根本と申します。本日はどうもありがとうございました。本日は意見交換会で先生方とお話をさせていただいて、実務家を学校に呼ぶ意義というところをお話していただいたことで、私は明日からの法教育活動へのエールをいただいたと思っ、これからも頑張っていきたいと思いを新たにしたいところでございます。

一方で、今回は刑事裁判手続ということが題材になっておりましたが、私が参加させていただきました小学校のお話ですと、刑事手続を扱うということはなかなかハードルが高いというお話もありまして、少し身近なところからという話もありました。あとは予算の話ですとか、カリキュラムの話ですとか、皆さんが法教育を広げていきたいという熱い気持ちをお持ちなのにもかかわらず、なかなか弊害があるところなのだな、と改めて感じたところではあります。

ただ、先ほどもお話がありました、私は弁護士ですので弁護士会のお話をさせていただきますと、弁護士会の方でもいろいろなオーダーをいただいて先生方とお話をしながら、特定のこれをやります、ということではなくて、先生のお話に沿って先生たちが目指す授業と一緒に作って、一緒に協働させていただきたいと思っ、やっておりますので、1つのクラスに弁護士が2人ぐらい付いて、12名ぐらいで行くこともありますし、まずはお気軽にお声がけをいただいて、子どもたちの未来のために、ぜひ協働していければなと思っ、いますので、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

<司会>

皆様ありがとうございました。

以上を持ちまして、第3部の意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。

【7. 参考】

●開会あいさつ

(坂本司法法制部長)





●基調講演

(小貫准教授)

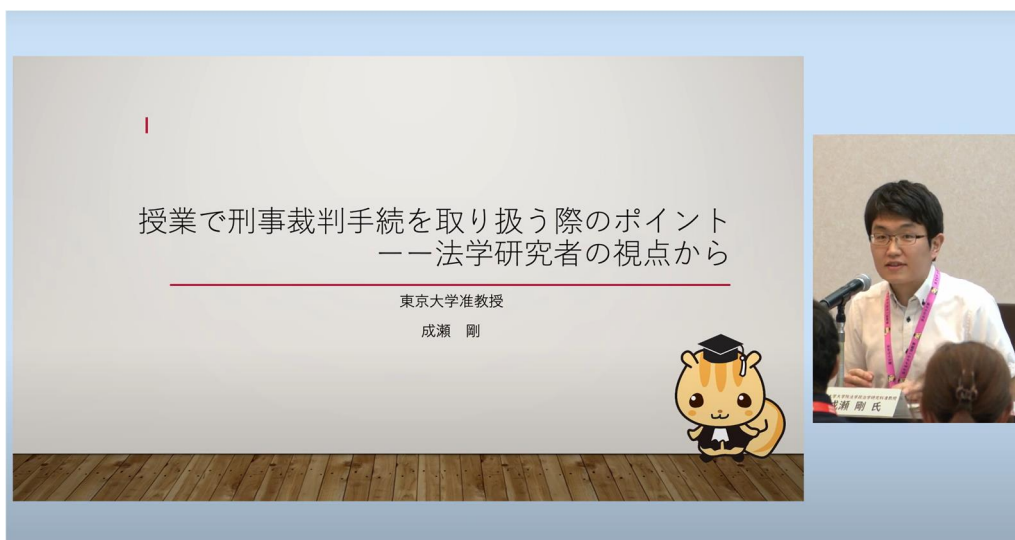
法務省教員向け法教育セミナー 2023/8/18

学校における法教育の意義と方法
－ 刑事法の学習に着目して－

小貫 篤
(埼玉大学)



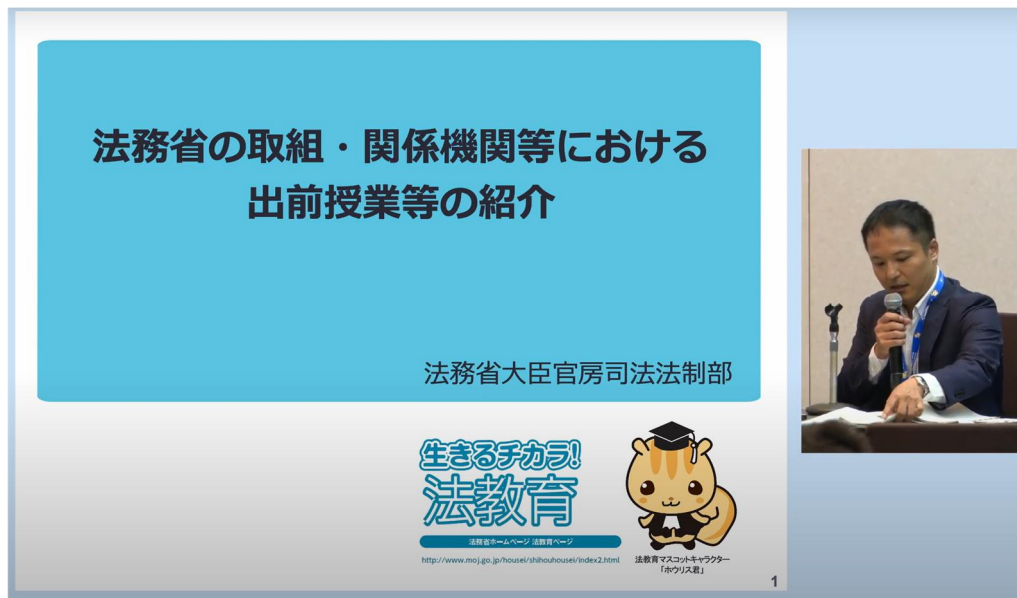
(成瀬准教授)



(質疑応答)



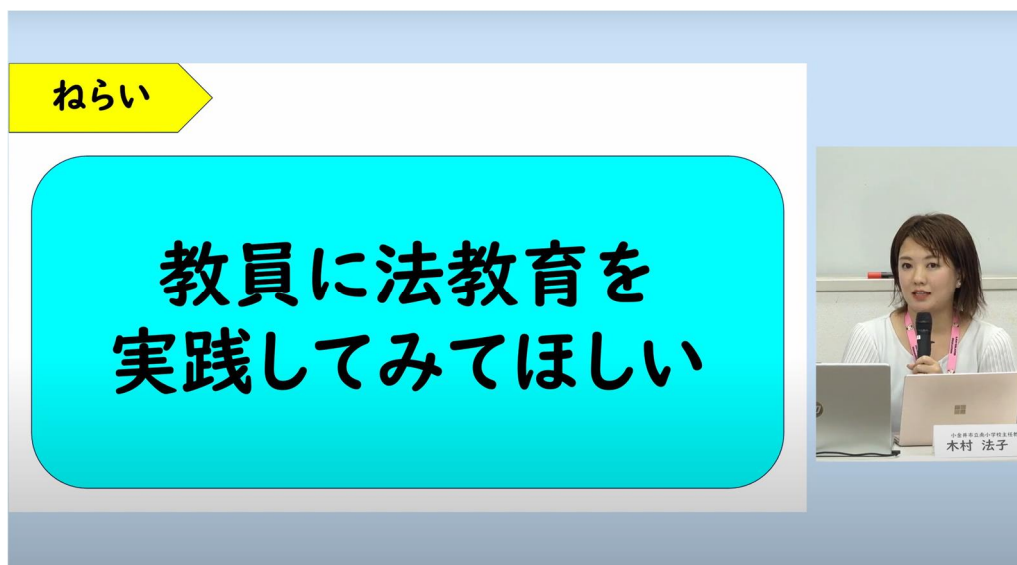
- 関係機関等における出前授業等の説明
(奥村大臣官房付)



The slide features a blue header with the title "法務省の取組・関係機関等における出前授業等の紹介" (Introduction of Out-of-office Lectures, etc., by the Ministry of Justice and Related Organizations). Below the title, it identifies the department as "法務省大臣官房司法法制部" (Department of Legislation and Policy, Ministry of Justice). At the bottom, there is a logo for "生きるチカラ! 法教育" (Living Power! Legal Education) with a URL <http://www.moj.go.jp/house/shihouhouse/index2.html> and a cartoon character named "法教育でスクールキャラクター「ホウリス君」" (Legal Education School Character "HouRis-kun").

The photograph shows a man in a dark suit sitting at a desk with a microphone, appearing to be giving a presentation or lecture.

- 小学校分科会
(木村主任教諭)



The slide has a yellow arrow-shaped box at the top left containing the word "ねらい" (Objective). The main content is a large cyan rounded rectangle with the text "教員に法教育を 実践してほしい" (We would like teachers to practice legal education).

The photograph shows a woman with dark hair, wearing a white top, sitting at a desk with a laptop and a microphone. A name tag in front of her reads "木村 法子" (Kimura Noriko).


●中学校分科会

(三枝教諭)

2 法教育って・・・？


法教育の潮流

- ①1990年代前半、それまでの憲法教育中心の法教育の限界性
- ②法曹専門家団体による研究・実践
- ③2001年の司法制度改革審議会で裁判員制度が示され、司法教育の充実への言及





●高等学校分科会

(石本教諭)



もぎさいに
チャレンジ！

茨城県立並木中等教育学校 
教諭 石本由布子



●意見交換会

